

たび生ずるも之を矯むるに鋭ならず、西洋人士は即ち然らず、所謂言に訥なるも行に敏にして、而かも一たび弊害の發するあらば即ち之を芟除することを懈らす、是を以て其進歩刮目して看るべきもの多し、斷して行へば鬼神も亦避くるものあり、豈に鑑みざる可ん哉、洋の東西其文明の趣を異にする所以一に茲に在り、宜しく既味し深く服膺すべきなり、又佛國には國庫の預部金より地力團躰へ貸付を爲すの法あり

我國に於ては未だ其制なしと雖も相當の方法を設けて之を實施せば其有効なるや疑を容れず、曾て中央備荒儲蓄の制行はれ、府縣制及市町村制の未だ行はれざりし當時に於て中央備荒儲蓄金より地方に貸付せし例あり、然れども斯の如き特別の目的を有する資金を貸付するときは之を目的外に使用せらるゝの虞あり、注意すべきことなり、前記預金部より地方團躰へ貸付るか如きは則るべきの方法にして他日の問題となるを疑はず、近時當局亦是處に見る所あり、興業銀行居中斡旋し、地方債低利借換の事漸やく成らんとす、是れ頗る吾人の意を得たるものにして以て一言なきを得ず

預金部の
金放下の
擴張

第五目 地方債の長所及短所

又茲に少しく地方債證券の融通力に就て述ふる所あらんとす、元來地方債は其素質一地方に限局するか故に、市場の勢力たること難く、金融の用具としては不適當なるも、素封家か貯蓄の爲にする底積としては遙かに國債に勝るものあり、何となれば地方債の利率は國債に比して高く、而かも危険の要素を包含せされはなり、我邦未だ太だ富ますと雖も、地方團躰の破産を豫想し得るの現象なし、只内憂外患交々臻り國內大に亂るゝに於ては、地方債元利支拂に支障を生ずるのみならず、國債元利の支拂或は期す可らず、然れとも斯る危急の秋に際しては、國民たる者は自己の財産を顧るに遑あらず、方に一身を挺して國家の急に赴かざる可からず、豈に區々其所有公債より生ずる収入を顧るの暇あらんや、如上非常の場合を除き、強て平常大國の地方團躰か破産して其負債を支拂ふ能はざるの場合を想像するは、是れ杞人の憂のみ固より一顧の價値を存するなし、故に世襲財産の如き財産の所有者は、地方債を其底積とするは安全にして且つ最も有利なり、故に單に利殖の爲に公債を所有する者は、國債を地方債に乘換ふること最も有益なりとす、商賈、銀行等

地方債は
貯蓄の爲
に最放
資にも
適當な
り

證券の種
類其所を
得

は金融を得るの道容易なるを希ふが故に國債證券を便とするに反し貯蓄の爲め公債證券を望む者は地方債券を得るに利あり、凡そ事物の便否は境遇と目的とに依りて定まる、事平を得れば則ち治まり物所を得れば則ち安し、世の實務に當る者須らく變通玄妙の理を窺ふべきなり

國債證券を底積として所有する人が之を地方債に乘換ふるときは其結果融通に便なる者は多く市場に流出し、利子は割合に高しと雖も流通に便ならざる者は深く庫中に藏せられ、兩者各々其所を得べし、是れ所謂一舉兩得の策たり復た何を乎疑はん、唯實行の爲め地方債の元利か隨所に支拂はるべき施設を要するのみ是れ固より容易の業たり

以上論述せしが如く地方債に付ては注意すべき事又施設すべき事多々ありて幾分其價格を高くするを得べしと雖も、要するに地方債は國債に比して不利益の地位に居るものと云はざるを得ず、今大藏省の調査に係る三十九年末の實況を見るに普通銀行貸付金總額四億六百餘萬圓に對する質物中國債證券は約二千三百萬圓にして地方債券は僅かに百三十萬餘圓に止まり、而して株券の如きは漸次減

地方債券
の融通力

少の傾向ありと雖も尙ほ約八千九百萬圓の巨額を占む、夫れ豈に地方債の爲め劃策するなくして可らん哉

自治體發
達の必要

又地方債を以て地方財政の要具たらしめんと欲せば大に力を地方自治制の發達に致さざるを得ず、夫れ地方は國の部分たり、部分發達せずんは何に依りてか全體の隆昌を望むを得ん、而して部局各所に割據して互に衝突し、小利を爭ふ如きことあらは邦家の患之より大なるはなし、嗟吁我近情此事なすと云ふを得る歟、斯の如きは經濟財政の發達に大害を與ふるものなれば努めて之を矯正し、之を融和し自治の効力を増加せざるを得ず、一日緩ふせば則ち一日の損あり、豈に夫れ之を忽にするを得ん哉

第四節 地方債の監督

第一目 監督法の類別

國は地方債の成立に便宜を與ふると同時に又其監督を嚴にせざる可らず、而して其方法種々あり、請ふ少しく之を辯せん

米國の立
法例

英國の全
上

- 一 金額制限法
 - 二 歩合制限法
 - 三 目的制限法
 - 四 特別議決法
 - 五 上級官衙の監督
- 是なり金額制限法とは或地方に或金額の上の公債を起すことを得すと制限するものにして極めて窮屈なる方法なり故に此方法に依るときは殆ど募債の目的を達するを得ず北米合衆國のメリランド州の採用する所のもの即ち其一例なり歩合制限法とは地方政府の經常歳入の或割合までを限度として募債を許すものにして起債力と償還力の比例を保たしめんとするものなり英國地方債法の規定する所則ち是なり
- 目的制限法とは或目的を限り其範圍内に於て募債を許すものなり而して其主義に二種あり
- 一 概括的目的制限

二 特定的目的制限

是なり北米合衆國のアイヲ州が其目的を敵の攻撃を防禦すると、一揆の鎮定若くは歳入の不足を補ふとに限りしが如きは後の方法を探るものなり日本は府縣制郡制市町村制に負債の償還、永久の利益、天災事變等概括的制限法を探り、歐洲大陸亦之に依る二者各々得失あり則ち後者は窮屈に失し、前者亦濫用の虞あり、慎まざるばある可らず

特別議決法は普通の議事の如く地方議會の出席議員の過半数を以て議定せずして募債の爲には必ず出席員の三分二以上の賛成を要し、又は合法に選舉せられたる議員の外に特に募債の爲に臨時に議決權を與へられたる地方の名望家又は多額納税者を議事に參與せしむるものなり、我國には未だ此方法行はれずと雖も世運の進歩に伴ひ事情紛雜なるに至らば之に倣ふの必要生ずるなきを保せず、故に今に於て豫め研究する所なかる可らず

上級官衙の監督は例へば三年以上に亘る負債は必ず上級官衙の承認を要するものとするか如きは是なり

第二目 起債権の源泉

抑々地方團體が公債を起すことを得るは所謂豫算權及其執行を監視する所の合法の議會を有し之に加ふるに若し地方團體が其豫算權を合法に履行せざるとき上級官衙は其執行を強制するの權能を有するが故なり、地方團體自から此權能を有せず、且つ上級官衙の監督權の及ばざる團體に起債の權を與ふるは實に思はざるの甚しきものなり、我市町村制は其發達圓熟を缺き近者物議頗る多し、元來我自治制の施行は草創に屬し寛恕すべきものなきに非ずと雖も其發達の模様は固より憂慮すべきものなしとせず、地方債の研究豈に等閑に附す可んや、地方債と、ムニシバリチーズム即ち都會問題とは自ら別問題に屬すと雖も其間の關係頗る密接なり、抑々都會問題は目下の一大問題に屬し大に研究の必要あり、而して其解決に就ては歐米の諸國皆困難を感ぜざるはなし、我邦亦歐米の轍を踏む將に近きにあらん乎大に鑑みる所なかる可らず

第一編 第一卷 終

改訂 財政と金融

乾

第一編 第二卷 租稅

第一編第二卷目錄

第二卷 稅 租

第一章 内地稅

第一節 總論

第二節 不動產稅

第一目 地 租

第二目 家屋稅

第三節 地價差增稅則ち地價自然増加を

課稅の目的物と爲す新財源

第一目 總論

第二目 獨逸に於ける近年の事例

第三目 不動產の移轉

第四目 救濟の方法

一
一
二
二
三
三
四
四
五
一〇
一〇
一二

第五目	收入増加の方法	一三
第六目	新法實施の困難	一六
第七目	資本税と收入税との當否	一八
第八目	新法の勝利	二〇
第九目	地方收入内容の變化	二四
第十目	獨逸に於ける新法の概要	二七
第十一目	英國に於ける差増税の形跡	三一
第四節	登録税	三六
第五節	印紙税	三七
第六節	遺産相續税	四〇
第七節	營業税	四一
第八節	所得税	四三
第一目	所得の種類に依り税率を異にするを要す	四三
第二目	勤勞に依る所得中にも區別を要す	四四

第三目	家屋の賃貸價格は所得の一要素なり	四六
第九節	納期	四八
第一目	納期と國庫及市場との關係	四八
第二目	前納及後納	四九
第三目	分納及繰上納入	五二
第四目	納期と國庫金取扱との關係併に其金融市場に及ぼす影響	五四
第十節	徵收及納入	五七
第一目	税金は可成速かに國庫に入るを要す	五七
第二目	徵收の方法	五八
第三目	債務の相殺	六一
第四目	小切手納入	六二
第十一節	徵收猶豫免除及滯納處分	六六
第十二節	租税の轉嫁	六八

第一目	轉嫁は需給の關係によりて定まる……………	六八
第二目	單稅說の誤謬……………	六八
第三目	租稅分擔に關するピスマルクの論說……………	七〇
第十三節 原料品及器具機械に課稅するの可否……………		
第一目	原料品等の課稅は事業の發達に害あり……………	七一
第二目	原料品等の課稅は徵稅に便なりと雖も利害相償はず……………	七四
第十四節 公益事業の課稅に關する注意……………		
第一目	害少なき場合……………	七六
第二目	金融機關の課稅……………	七七
第三目	特別免稅……………	七九
第十五節 公債證書の課稅……………		
第一目	非賦課論の妄……………	七九

第二目	誤謬の源泉……………	八二
第三目	天引法……………	八三
第二章 關稅附輸出入物品の取扱……………		
第一節 輸出入稅……………		
第一目	總論……………	八五
第二目	關稅徵收の難易……………	八七
第三目	輸出稅の得失……………	八九
第二節 輸出入物品の取扱……………		
第一目	通過物品……………	九一
第二目	港灣の設備……………	九二
第三目	兩洋聯絡及世界交通……………	一〇二

第一編第二卷目錄終

第二卷 租 稅

第一章 内地稅

第一節 總 論

租稅に關し注意すべき要點は夙に有名なるアダム・スミス氏の四則に表はれ、既に人口に膾炙す、又近時英人バステイブル氏の論ずる所頗る其要を得たり、即ち一曰く効力(國用を充すに足る丈の實收あること) 二曰く經濟的徴收費少くして經濟上の發達を妨げざるもの) 三曰く公平なる分配 四曰く彈力 五曰く確實六曰便宜是なり、今是等の要素を網羅し、租稅の害素を最低度に減却せんと欲せば、租稅は出來る丈け之を既成資本の賦課に止め構成中の資本には力めて課稅を避けざる可らず、若し之に課稅するの己むを得ざるに遭遇せば其輕微なるに努めざる可らず、之を要するに資本の増殖を妨害する所の租稅は力めて其賦課を避け以て國富の發達金融の圓滑を圖るべきは蓋し徵稅法の第一義なり、豈に其選を苟も

するを得ん哉

既成の資本又は年々一定の収入を生ずる資本を擁する者は租税の負擔比較的容易なり、然りと雖も現に資本の構成に従事しつゝある者は其負擔に困難を感ず、不幸にして其負擔重きに失するときは資本の増殖及新事業の發達を戕害すること甚し。何となれば既成の資本は多く既に事業資金に變し相當の収入を生ずるの基礎確立し、其収入の一部は之を新たに事業に投下し其殘部の幾分を割きて租税の納附に充當する等其用途略々定まるに反し資本にして尙ほ構成中に在る者は其基礎未だ定らず速かに之を樹立せしむるの必要あればなり。其負擔輕微なるときは實際に於て其影響する所殆ど論ずるに足らずと雖も理論上より之を視れば資本の構成に従事しつゝある者に租税を負擔せしむるの不可なるは智者を俟つて後ち知るべきに非ざるなり

構成中の資本に課税する可

第二節 不動産税

第一目 地租

熟地に課税するに好むは其質良なり

地租の熟地に課せらるゝ者は其賦課の輕重は暫く措て問はず其質素に於ては良好なる租税の一に屬す、土地にして既に熟地となれる者は或は耕耘に供せられ或は家屋の建築等に使用せられ以て収益を生ず、此場合に於て相當の租税を課するも敢て土地の利益を害することなし、然りと雖も若し開墾中に在る土地に租税を課するときは収益の基礎未だ定まらざるが故に納税者は非常の困難を感ずる哉論を俟たず、假令其租額熟地に課するもの半に過ぎざるも尙且つ其負擔に堪へざるべし、故に現行地租條例に於ても、歛下年期許可の規定ありて、條例第十六條資本の構成を奨勵す、又荒地免租條例第二十條以下の如き臨機の處分あり立法の注意周到なりと云つべし

第二目 家屋税

家屋税は國税として我國に於て其例を見すと雖も、地租と同一の理由に依り賦課徴收の方法其宜を得は是れ亦好箇の一財源たるを失はず、而して其標準は之を賃貸價格に採るを好しとす、何となれば之に據るときは建物の構造、目的、地位の便否等諸般の關係事情等を網羅し之を取捨斟酌するの便あればなり

第三節 地價差増税則ち地價の自然増加を

課税の目的物と爲す新財源

第一目 總論

茲に近年著しき發達を經財源の一大問題と成りしは地價の自然増加を以て課税の目的物と爲す所の新財源是れなり。抑々此新方法は土地に關する有害なる投機を妨遏し併せて地主輩をして公共的進歩の結果に依り自ら一毛を抜かず居ながら巨利を得るの利益に報答する所あらしめんとするにありて最近十年の間議論四方に起り其最も顯著なるものを獨逸とす而して今哉輿論の趨勢は歲入問題にして此問題を基礎とせざるものは問題と爲すに足らず事既に調査研究の時代を過ぎ實行の期節に入り最早論辯を許すの餘地を存せずと云ふに至れり

蓋し土地家屋賃賃價格の増加は人口の増加と運輸通信の便其他の社會的進歩とに依るもの多くして不動産所有者自働の結果に依るもの甚だ稀なり其増加にして他動のものたらしめんか所有者獨り其利益を専らにするの理なく之を社會

主義及目

社會と地
主との關
係

投機の豫
防

に分配するの當然たるは論を俟たず故に市と不動産所有者間の利益を害せざるの範圍に於て或方法を設け不動産殊に家屋の賃賃價格を單に需給の天則に放任し其頂上に達せしめず市立借屋設置等又は其一部を市に收むるが如きは(特別税を設る等)施政者の正に努力すべき事たるは論を俟たず然り而して無用の土地賣買は投機者輩をして其詐術を逞ふせしむるの媒介にして世に寸益無く其弊害實に甚しきものあり然るに市有の不動産は其賣買賃借に弊少なし(公共的注意を缺かざるものと認めての論。故に今一面に於ては之が増加を圖り相當の方法目的及條件を以て之を賣買賃借に付し一面に於ては個人間の賣買賃借に對し登録手数料を徴し若くは公共的進歩より増加する所の賣價の差増及賃賃價格の増加(英の「ランオールド、インクレメント」佛の「ブル、ウアル」獨の「ツィウァキス、レント」)に特種の税を課するが如き方法を採らば關係者の利益を害ふことなくして市の收入を増加するを得るや論を俟たず

第二目 獨逸に於ける近年の事例

博士ワグネル氏の調査に依るに西曆千八百七十年七十一年に於ける獨逸の戰

公共的進
歩の爲め

シヨール
ベルヒ及
ブリツの
例

勝と帝國建立との結果に由り地價に急劇の變動を來し同千八百七十三年には既に賃貸價格に二割乃至三割の増加を示せり茲に於て伯林市に於ては西曆千八百八十一年一委員を設けて其情況を調査せしに同市に於ける地價は西曆千八百六十八年より同千八百七十七年の間既に塲末に於て三割六分を増加し中等十一ヶ區にては五割其他の三十四ヶ區に於ては五割乃至十割六分の増加を示し伯林市の地積は西曆第十九世紀の下半期に於て其價格二十五億馬を増加せり是れ主として公共的進歩に由るものにして個人的進歩に由るに非ざるなり無數の類例中其最も甚き者の一二を擧て之を説かんに茲に伯林附近郡部にシヨールベルヒなる一部落あり同地の一農夫會て西曆千八百二十年に於て馬鈴薯耕地として二百七十「ターレル」を以て一地域を購入せり然るに市の擴張に由り同部落が主府の外域となるに當り其子孫は宅地として之を六百萬馬に賣却せり斯の如きは固より極端の例なりと雖も地主が自己の力に依らず單に社會的進歩の爲め巨利を得たるものなり又ブリツに於ける一農夫は其持地八「モルゲン」二反五畝二十一歩強を十五萬馬を以て賣却せんとせしも之を顧みる者なかりしが其附近に

停車場の設置せらるゝに當り其地所は一躍百三十萬馬に騰貴せり

シヤール
ロツテン
ベルヒの
實例

ゾレスデ
ン其他の
實例

右の外地方に於ても僅に十數年の間に地價に三十倍十七倍等の増加を示せしは決して珍しからず就中シヤールロツテンベルヒの如きは西曆千八百八十六年より九十七年の間は市街敷地の價格四千五百萬馬より三億馬に増加し其間人口は約十萬を増加し其一人毎に地價を増加せしこと平均二千五百五十馬の割合なり而して同市中最も熱鬧なる部分即ちカンツストラセ街邊に於て十一「メートル」平方の宅地にして西曆千八百八十三年には十七馬を値ひせし者が同千八百九十八年には百二十七馬となり十五年間に約七十四割七分の増加を示せり實に驚くべきの増加と云はざるを得ず而してハール市に於ては西曆千八百三十年の地價を百とすれば同千八百六十九年には二百九十八となり同千八百九十五年には八百四十三となりゾレスデンに於ては西曆千八百七十五年に於て約十九萬馬を値ひせし地所が同千八百九十五年に於ては五十八萬五千馬に賣却せられたり又「フランクフォルト」の一投機會社は西曆千九百九十九年に於て二百萬馬を以て或地域を購買し其次年に三百萬馬を以て之を賣却し其利益を分配して會社を解散せ

し例あり。土地價格増進の勢斯の如く蕩々として殆ど其止まる所を知らず只に市街地に止まらずして農業地にも延及す西曆千九百六年三月十二日の伯林「ターゲ」「ブラット」新聞は左の興味ある實例を掲載せり

一某伯はシルトベルヒ區に於て三年前一區の土地を二十一萬七千馬にて購入し近時之を四十五萬馬に賣却せり

二グテューゼン區の住人某は字ルードウイスホルストに在る一區の地所を五年前に六萬五千馬にて購買し兩三ヶ月前之を十一萬六千馬にて賣却せり

三シユワルチエーナワ在バオオに於ける某は一區の地所を兩三年間所有し近時六萬馬の利益を以て之を賣却したり

四ライテールヒ區に於ける一區の地所は五年前二十四萬馬の價格を有せしに兩三ヶ月前五十一萬馬にて賣却せられたり

右の外最近の最も著しき者の一を舉ればブリツ在住の某農夫が數年前其所有地八「モルゲン」二「モルゲン」は二反五畝二十一歩強を十五萬馬にて賣却せんとせしに之を顧みる者なかりしが近時其附近に停車場の設置せらるゝに當り一土地會社

農業地の
實況

カイロ
アバシエ
事件

家賃賃
格の増
進

成立し同地域を百三十萬馬にて賣却するを得たり實に驚くべきの騰貴に非ず哉

又最近卅八年七月の例に就て之を見るに亞弗利加に於けるカイロアバシエ間に建築すべき電氣鐵道附屬地拂下の件是なり抑々該鐵道は白耳義の投機者アムペインと埃及の有力家なる(資力約八千萬圓を有し勢ひ王を凌ぐ)ニユーバルなる者との間に企圖せられつゝある事業にして附屬建築物に要する最要地は一立方「ヤード」凡そ三尺凡そ一磅を價するに拘はらず其一萬五千「エーカー」を「二エーカー」(四反餘)に付僅々一磅を以て拂下け而かも其事件突如として顯はれ埃及政府は其地所賣却に對し何等の制限をも加へず元來斯の如き場合には其より生ずる利益の分配を受けるの條件を附するは該政府の慣用手段なるに今回に限り毫も條件を附するなく頗る四海の耳目を驚かせり箇中の消息固より之を察するに難からず、差増税賦課徴收の必要あるを證するに餘りあり

社會の進歩に依り地價の増加すること斯の如し而して家賃の賃賃價格も其供給人口の増加に伴ふ能はざるの事實に由り頗る増進せり今伯林を以て之を例せば西曆千八百九十年に於ては同市は十六萬五千四百四十四の借家(一軒中の一部を

以て一借家とするものありを有し其賃貸價格既に高度に達せしと雖も尙は七千四百九十六萬四千八百馬に止まれり進んで同千八百九十九年に於ては借家は五十一萬二千五百七十七に増加し賃貸料は三億三千六百二十八萬二千七百馬に増進し一軒の平均四百五十一馬より六百五十六馬に増加せり又西曆千九百一二年の調査を見るに七百馬の歳入を有する者は平均約三百廿五馬の屋賃を支拂ひ八百馬の歳入にして二百馬の賃屋を支拂ふ者三軒二百五十馬八軒三百馬二軒四百馬一軒九百五十馬の歳入にして三百馬の屋賃を拂ふ者八軒三百馬乃至三百五十馬六軒四百馬二軒にして七百馬の者一軒なり驚くべきの情況と云はざるを得ず

第三目 不動産の移轉

今又眼を轉して不動産移轉の實況を見るに地所に就て之を述ふれば伯林に於ては西曆千八百八十年には人口千に對し二十五に止まりしも漸次其數を増加し同千八百九十年には百十五となり家屋に於ても同様の景況を示し二ヶ年以内に其所有主を替ふる者總數の四分の一にして五ヶ年間同一所有主の手に止まる者は約半數を出でず其餘は所有期間十六ヶ年以上にして其二十ヶ年を超ゆる者は

移轉の實況

移轉の種類

全體の差觀

七分の一なりとす今之をミュンヘン、プレスラウ、シヤール、ロッテンベルヒの實況に徴するに十ヶ年間同一所有者の手に在る地所は其總數六割を超へず其一ヶ年に於て所有主を替ゆる者第一に於て一割六厘第二に於て九分三厘第三に於て一割二分四厘の多きに達せり西曆千八百九十年頃又移轉の種類に就て之を見るに西曆千八百七十一年伯林に於ては相續的移轉百に對し任意的賣買七百弱強制賣買は二百弱にして明年即ち七十二年に於ては任意的賣買既に約三千に増加し競賣移轉は相續的約倍數を占めたり更に全體に就て之を見るに西曆千八百九十年より九十五年に至る五ヶ年の平均はミュンヘンの一割三分五厘を最高とし、フランクフルトの二分六厘を最下とす蓋し後者は獨國中の古市に屬し既に必要の發達を經しに由るものなるに似たり而して首府伯林は九分二厘を占む

方今大都會に於ける不動産の移轉凡そ斯の如し是れ多くは投機的行爲に係るものにして社會の發達上必要已を得ざるに由るものに非ざるなり方今獨逸に於ては投機者流中家屋師地所師と稱ふる者發生し既に多大の弊害を生じ伯林に於て最も甚だし斯の如きは民を苦しめ世を誣害す前記不動産の價格差増に課する

所の特別税の如きは一面に於ては無用有害の投機を防ぎ一面に於ては市の収入を増加し所謂一舉兩得と云ふを得べし

第四目 救済の方法

近時人事發達の爲め不動産價格及其賃貸料の増加すること斯の如く而して投機的移轉の頻繁なる亦斯の如し其結果衛生上に不利の影響を及ぼすを免れず是れ實に等閑に付し難さの問題なり茲に於て果然市立借屋設置の論起れり然れども土地の購入及家屋の建築は巨額の費用を要し事容易ならず依て市の監督の下に或規定を設け資本家若くは組合をして公有地の適當なる家屋を建造せしめんとせしと雖も當時未だ地上權等の規定完全ならず土地及家屋の所有權分離上充分に圓滑なる方法を缺き前記公共的事業の施設頗る滯滞の狀況を呈せり

是に於て西曆千八百九十年より効力を有すべき民法に所謂「エルブラウレヒト」なる者を規定し、土地所有者は數年間使用料を徴し家屋建築の爲め土地の使用を許し、建築者は一定の期間中完全に建物の所有權を保有し自由に之を賣買賃貸又は書入する事を得、期限満了に至り其土地は無論地主に復歸し、建物も亦有償又

「エルブ
ラウレ
ヒト」

は無償にて地主の有に歸するものとし、其賠償金額は相互の合意に由り一時拂又は部分拂となすことを得るものとし、多年の葛藤を解き大に社會的進歩の端緒を開けり

右の規定に據り西曆千九百一十年ハールレ市は率先七十年間の約束を以て市有地を建築家に貸付し、市の監督と規定とに依り建物に相應する衛生設備を命し期限満了の時は建物は其價格の四分の一を以て市に歸するものとせり、尋てライプチヒも低價を以て建築會社に十二萬五千「メートル」平方の市有地を貸付し、マンハイム亦其例に倣へり、又ハムボルク、フランクフルト等の大都府も新法を適用し其効果頗る顯著にして、奥國將に其例に倣はんとし既に一法案を議會に提出せり

第五目 収入増加の方法

各種不動産の關係を圓滑にし其利用を廣大ならしむるの方法は粗々其緒に付きたるを以て次には土地より生ずべき収入を増加し市の財政を鞏固ならしむるの策を講せざる可らず、今其方法を尋ぬるに之を左の三項に別つを得べし、即ち

一 不動産移轉税

規定適用
の類例

第一章 内地税 第三節 地價差増税(中略)と爲す新財源 第四目 救済の方法
第五目 収入増加の方法

二 宅地税

三 不動産價格差増税の徴收

是なり。不動産移轉税は印紙税登録税の形を以て國税として徴收せらるゝは普通の制度なりと雖も、附加税若くは特別税の如き形を以て地方税として之を徴收するも敢て妨げなかるべし、宜なる哉。普漏西に於ては國税として百分の一の印紙税ありと雖も之に加ふるに地方税としてシナールロツテンベルヒ及ゴルリツに於ては百分の五、ヂュセルドルフ、エルベルフ、エルド、コローン等に於ては百分の一の附加税あり、而してフランクフルト及ドルトムントに於ては其率稀れに百分の十五に達することあり。元來此種の税を賦課するに當り投機的行爲を防禦する爲め建物と土地とを區別するを通例とす。即ち伯林及ブレスラウに於ては建造物には移轉税千分の五を課し、地所には千分の十を課す。ハイレに於ては前者には千分の十、後者には千分の十五を課す。然れども其課税標準は土地の全價格に非ずして耕地の平均價格同市に於ては當時一、メートル平方一馬なりを超過する部分のみなり。エッセン市は西曆千八百九十七年に於て累進法を採用せり、例へば建造物定着

建築物と
土地との
區別

移轉税の
實例

差増税案
の類例

地には一分を課し、所用未定地には其地所の價格が耕地の價格に超過し一、アール(百十九ヤード)六〇三三平方なり)の價格三千馬を超過せざるときは當該地所の負擔する素地税に一分を加へ之に超過するときは二分を加重す。其他ビイレンフェルト、フランクフルト等も類似の方法を用ひ殊に後者に於ては大に意を土地制度の改良に注ぎ一定案を提出し建造物定着地に對しては移轉税を其價格の千分の十五とし、不定着地に對しては之を千分の二十と爲し更に累進法を以て差増税法を案出せり。其規定に依れば一移轉に際し前の移轉以來當該不動産の價格の増加二割を超過するときは其差増額の十分の一に相當する金額の千分の五を徴收し差増五割を超過するときは千分の二十を徴するものとす。然れども惜ひ哉。右方法は地主輩より激烈なる反對を受け加之普漏西大藏大臣は其或は國税の爲め不利なる影響を生ずるなきを保せずと爲し其賛成に躊躇し十分の効果を爲るに至らざりき。英國に於ては夙に内地税の賦課に依り不動産差増額を徴税の目的物と爲し來りしも獨は未だ其域に達せず、土地の區分價格の設定等に就き無限の混亂を生じ西曆千八百七十三年のブレイメン市の試験も惜むべし終に無効に歸し去れ

り(因に云ふ當時同市は租率を地所の收人力に基ひせず其現實の賣買價格に基ひせり)

第六目 新法實施の困難

是等の事情に由り爾來數年の間土地課税の問題に一頓挫を來せしと雖も抑々本問題たる世の進運に従ひ早晚解決せざるを得ざる所のものなれば獨逸に於ては西曆千八百九十三年一法を定め地方團體に土地に特別税を賦課徴收するの權利を付與し、公共的進歩の爲あ土地の價格増加するときは之に對し他の地所より重き税を賦課することを許せり是に於て土地制度改革黨大に力を得伯林市率先して新法の實施を試みたり然るに當初諸般の經驗を缺き單に最近の現況に據り之を定め従前の價格と比較し其差違を以て増價と爲し以て之を標準とし差増税を徵せしに忽ちにして無數の訴願を生じ西曆千八百九十五年には辛ふじて千二百八十三件を調査し内三百六件は全部若くは一部の訂正を要し地主輩の反抗甚しく西曆千八百九十五年終に廢止の否運を見るに至れり。ゴルリツは伯林に次ぎ差増税を設けしも是れ亦後者同様の運命に終れり

改革の再燃

法の改正

庭園地の處分

是等の困難は土地制度改革黨の豫期せし所にして固より彼等を壓服するに足らず、普漏西大藏大臣も最早躊躇すべきの時機に非ざるを察し法の實行に焦慮し少しく其方法を改め所得税の例に倣ひ價格は地主の申告に基き之を査定し價格に付き抗議ある場合に於ては地方團體は申告價格を以て當該地所を買收するの能力を有するものとせり。是れニユージーランドに於て行はるゝ所にして市府と不動産所有者との間に存する利害を融和し衝突を避け頗る妙巧の域に達するものと云ふべし、然れども庭園地と其他の地目との區分に就き尙ほ未だ瞭然たる能はず多少の考案を要せり抑々庭園の存留は衛生の爲め一必要條件なるを以て之に重課するの不便不利たるや論を俟たず然れども一朝之に輕課せんが名を庭園に借り詐稱誤認等弊端百出收拾す可らざるに至るは多辯を要せず依て

一 庭園地は總て登録を要す登録を経ざる者は建築用地と同率の税を負擔すべきものとす

二 將來に於て當該地に建築物を營造せんとするときは當該地が特別賦課の免除を得し以來庭園地として免除せられたる税金を所屬地方團體に支拂

改正の機
未だ熟
す

普通價格
と收入價格
の區別

ふものとす其支拂を了したる後に非ざれば當該地所に建築を爲すを得ずと規定し一方に於ては市町村衛生事項の發達を妨げず一方に於ては脱税の弊を豫防するを企圖す事物の配合巧妙の域に達し頗る吾人の意を得たるものと云つべし然れども土地制度改正は尙ほ其初期にありて未だ成熟の期に達せず方今只建築用地には他の地所より高率の税を賦課するを得る耳

第七目 資本税と收入税との當否

西曆千八百九十九年普漏西大藏大臣は一省令を發し地方團體は土地の現収入又は普通價格に基ひし特別税を賦課するを得べし(西曆千八百九十三年の法に依ると規定せり兩者の選擇は固より地方團體の隨意なりと雖も不動産の價格は強ち其現収入に依る者に非ずして現在の収入は輕微又は皆無なるも公共的進歩の爲め巨大の價格を有し又は有するの望ある者なしとせず抑も不動價格に普通價格及收入價格の兩者あり前者は市町村を數區域に別ち其區域内の地所價格の單位を概定したる者にして後者は現に生ずる収入に依るものなり前者に就き租税を課するは資本を基礎とするものにして収入を基礎とするものより課税に公平

を得るを通例とす今若し収入に依り租税を徵せんか勞ひ劣等即ち勞力者の借家に比較的高税を課せざるを得ず何となれば此種の借家料は其建築資本に對し上等家屋又は製造所等より收入率高きは疑ふ可らざるの事實なればなり請ふ一二の類例を左に掲載せん

エルベルフニルド市は其歳入を徵するには收入基礎を用ると雖も試みに其高を普通價格に引き直し計算するときは左の如き結果を生ず即ち

- 一 勞力者家屋は普通價格の萬分の三百四十三
- 二 普通借屋 全上 萬分の二百五十九
- 三 製造所 全上 萬分の百七十九
- 四 耕作地 全上 萬分の百八十三
- 五 建築用地 全上 萬分の十

其勞力者家屋に重き概ね斯の如し而してキヤッセルの實況を見るに前記同様の方法を用ゆ(建築用地にして未だ建物を有せざる者は之を有する者の八分の一を占むと雖も其収入は僅かに百分の一に過ぎざるなり

第八目 新法の勝利

新法運用
の實例

斯の如くして新法の利益は漸次世人の知る所となり、プレスラウ、コローンの如き大都府に於ては斷然之を採用し、其他の小市府も其例に倣ふに至れり。然れども其税率は通例財産價格の萬分の十五乃至三十を超過せずして未だ土地制度改革黨を満足せしむるに足らず。然れども累進の法を加味し比較的大財産に重課するの傾向は年々其勢力を加ふるの勢あり、即ちデュイスベルヒ市の如きは鋭意新法を運用し各種の不動産を包有する地域に之を試み、舊法の下に於ては僅かに六萬七千馬の収入を生せし區域より新法に據り實價即ち普通價格に萬分の二十五の率を課し十萬四千馬を得、市の収入を増加すると同時に勞力者住家に對しては著しき負擔の減少を見るを得たり。プレスラウに於ては西曆千九百一年の豫算に於て必要避く可らざるの工事の爲め二十萬馬を要し、其財源を得んか爲め土地制度を改め新法に依り萬分の二十九の率を以て主として建築用地の所有者及工場に課税し三十萬五千馬の収入を得、同時に小家屋の負擔十萬五千馬を減少せり。ドルトムントに於ける一例は頗る興味あり、曾て同市の中央に一地域を有する投機的

訴願の減
少

地主あり其價格五十萬馬に達するまでは之を賣却するを肯んせず、馬鈴薯畑の形に於て之を保有し使用價格即ち收入基礎に據り之に税するときは僅かに三馬を生せり。然るに同市は西曆千八百九十九年斷然新法を採用せしに前記の地所は千馬に付き三馬を生するに至れり、兩法の差違亦大なりと云ふへし。コローンに於ては西曆千八百九十三年舊法の下に於て二萬千二百九十二の土地事件より二千七百三の訴願を生せしに新法の下に於て西曆千八百九十八年に於ては土地事件三萬より僅かに百七十四の訴願を生するに止まれり。是由觀之何れの方面より觀察するも新法は之を舊法に比し非常の進歩にして土地問題の一部は略々解決に近づきしと云ふを得へし。

差引法の
必要

公共的進歩の爲め所有財産價格の増加に對し其所有主か謝儀的に比較的重き税を負擔するは當然なりと雖も、其増加中に自己の資本勞力の使用に因るものあるときは其部分に對しては免除の方法なきを得ず、例へば市か土地價格の増加に對し二割の差増税を賦課せんとするに際し其地所の價格か二十萬圓より二十四萬圓に増加し居るとせん、十年毎に地價を改定するものとし又は買價より賣價か

前記の通り増加せしとするも妨げなし然るに其四萬圓の差増は二要素より發生し其四分の三は公共的進歩より四分の一は自己の資本勞力の使用より生ぜしこと判明なるときは之に對する差増稅は四萬圓に課せしめて三萬圓に止めざるを得ず今其率を前記の如く二割とすれば市は之に依り六千圓を得へし而して之に伴ふに累進率を用ゆれば稅は大財産大投機者に重く小財産に軽くして殆ど完全の域に達するを得べし尙ほ一步を進めて精細に之を論ずれば世運の進歩に因り代價の自然に増加するは土地のみに非ず諸般の需用品多少増加すべし故に例へば地價一割五分の増進を示すと同時に他物貨の代價も五分の増加を示せしときは前記の例に依れば三萬圓を以て地價固有の自然増加と爲さず更に一萬を差引き二萬圓を以て課稅の基礎と爲すを至當とす然れども斯の如きは事煩細に過ぎ實際の不便少なからざるを以て固より之を不問に措くを得ずと雖も稅率の加減を以て事實の關係を失はざる様注意するを以て足れりとす

新法の利既に見るべきものありと雖も未だ完全の組織を以て旗鼓堂々天下を押すに至らず然れども機漸やく動き既に其萌芽を發す殊にストラスボルグ、メイ

土地狹隘
なる古市
には特に
必要あり

新法適用
の結果

エンス、コローン等ライン沿岸の古式の市府に於て其必要を生せり元來此等の市府は其城壁の爲め痛く區域を制限せられ人口増加の爲め年に狹隘を感じ常に投機者流の乗ずる所となり其弊實に名狀す可らざるものあり是に於て城壁の撤去頻々として行はれ少しく其面目を改むるに至れり即ちメイエンスに於ては西曆千八百七十二年新に四十五ヘクタールの土地を市に編入し其部分に對しては特に増價に比例し租稅を賦課するものとし之を六區に分ち中央よりの距離に従ひ累進稅を賦課し第一區よりは十一萬一千フロロリン第二區よりは十萬フロロリンを徵收し其より遞減して第六區よりは五萬五千フロロリンを得るを期せり爾來此方法は大に其功を奏し西曆千九百年に於ては收入金高既に九十六萬七十馬に増加せり又ヲルム市に於ても其城壁を撤去しヅルテムベルヒ府より斯の如して兵役を免れたる土地より九十萬馬の差増稅を徵收するの許可を得たり西曆千九百一年に於ては機大に動き獨逸の數都府同様の方向に進み中にもストラスボルグ市長の如きは擴張の市區及兵役免除地に對し差増稅の賦課を完成する爲め完全なる法案を提出し他の有力なる都府亦其例に倣へり

膠州灣の
實例

元來新法は舊地に行ひ難く比較的に新地に行ひ易し、増加課税の事獨逸に於て未だ十分なる發達を見ざるに先ち極東租借地たる膠州灣に於て其適用を見るは奇に似て奇ならず趣味實に深しと云ふべし、即ち西曆千八百九十八年租借地民政廳は一律令を發し土地に左の三種の税を賦課せり

- 一 權利の移轉税(評定價格の百分の二)
- 二 建築用地税(毎三年に改定すべき評定價格の百分の六)
- 三 賣價差増額の百分の三十三と三分の一

右の如く税種と税率とを定め隱匿、詐稱等の諸弊を矯んか爲め民政廳は必要を認むる時は申告價格を以て指定の地所を收容するの權利を保存す此方法は偉大の功を奏し新地に於て最も厭ふべき惡弊を生じ易き土地投機の禍因を撲滅するの効果を呈せり、施設巧妙の域に達す、新領土經營の爲め一考の値なしとせざるなり

第九目 地方收入内容の變化

今一步を進めて獨逸市財政の實績を見るに西曆千八百九十三年の法律は實に一大改革の生ぜしものなり、同千八百八十九年前は北獨逸諸市府に於ては間稅收

改革前に
於ける市
收入の情
況

入行政的即ち他に轉嫁し得ると認め得らるゝものは微々として振はず即ち伯林にては市收入の僅かに一分六厘八毛に止まり、ブランクフォルトに於ては皆無にしてアルトナ及コローンの如きも亦同様の情況を呈せり、之に反して佛國の感化を受けたる諸市府に於ては比例既に強く即ちムルハウゼに於ては七割四分四厘七毛、ストラスボルグに於ては八割三分三厘九毛、メツに於ては八割八分六毛に達し、ミューニッヒ、ニューレンベルヒ、スツツガルト等南獨逸の諸府に於ては凡そ三割を占めカッセル、プレスラウ亦同様の情況を呈せり而して間稅收入の輕微なる市府に於ては勢ひ多額の直税を徵收せざるを得ず、却ちコローンに於ては所得税の金高全收入の八割四分三毛、ブランクフォルトは八割三分五厘四毛、伯林は四割五分二厘四毛に達し其他小數の市府は大に之を地租に徴しアルトナの如きは其一例にして四割九分二厘に達せり、然れども多くは一割乃至一割五分を超過せざりき

西曆千八百九十三年の法律は偉大なる變化を來し北獨逸に於て間稅收入頗る増加し、ブホッダムの如きは西曆千八百九十八年に於て其高總收入の二割九分一厘四毛に達し、二割を超過するもの五市にして其他は平均五分乃至六分に達せり、エ

改革後の
實況

ルザス、ロートリンゲンの如き南部の市府に於ては常に強率を保てり而して移轉
差増等種々不動産に課する所の税は著るしく其比例を増加せり今其梗概を舉れ
ば左の如し

市名	全収入の百分の比例
アルトナ	六一・〇〇
エルフルト	四六・〇〇
シヤールロツテンボルヒ	四四・九三
ハノーウル	四四・九〇
ステッチン	四二・〇〇
キール	四二・五〇
伯林	三五・九〇
コローン	三四・八〇
ケニグスベルヒ	三四・〇〇

其他北獨逸都府に於ては二割を降らず、南部に於ては小數の例外ありと雖も其増

負擔の變
動

加輕微にして増加の最も著き者はスツッガルトの三割五分及ミューニッヒの三割
四分なりとす。輒近獨逸に於ける市府財政の變動概ね斯の如し、今や我國々運年に
發達し其勢ひ獨逸近年の歴史に彷彿たるものなしとせず、地方殊に市府財政上既
に一大變更を生し爾後其勢を増すや疑を容れず、今にして劃策する所なくんば噓
臍の悔なしとせず前記數事項の如き大に鑑みる所なしとせざるなり

十目 獨逸に於ける新法の概要

斯の如くして西曆千九百五年に至りては普漏西に於ては殆ど總ての大都會に
於ては新法を採用し中都會は勿論百五十有餘個の町村に延及せり、而して普通價
格に據る所の新税は之を舊法に比し中等以下の住家殊に勞働者の住家の負擔を
輕減し投機建築用の土地、及大商工事務を行ふ所の家屋の負擔を重ふするの結果
を生ぜり是れ社會上政治上最も好ましき事にして新法目的の一と云ふを得べし
新税の賦課法は各地の情況に據り多少の差違なきを得ずと雖も畢竟大同小異の
み今類例としてフランクフォルトの法を舉れば左の如し

西曆千九百四年二月の市租税第一條は左の如く規定す

フランク
フォルト
の實例

フランクフォルト市區地に在る土地所有權にして直接相續に據らずして移轉する者に對しては第二條に定むる所の評定法の定む所の價格平均價格の百分の二を市税として賦課す

第三條に據れば前所有權移轉以來建築地に於ては二十年以上、未建築地に於ては十年以上を經過するときは前記普通賣買税の外に左の率に従ひ附加税を賦課す、其價格は取得價格に據る

一 建築地に於ては

二十ヶ年以上三十ヶ年までなるとき

百分の一

三十ヶ年以上四十ヶ年までなるとき

百分の一・五

四十ヶ年以上なるとき

百分の二

二 未建築地に於ては

十ヶ年以上二十ヶ年なるとき

百分の一

二十ヶ年以上三十ヶ年なるとき

百分の二

以上十ヶ年を經る毎に百分の一を増加し六十ヶ年以上百分の六を以て限度とす、

而して此附加税の賦課は前所有權の移轉が本法實施の前又は後たりしを問はず、但土地の價格が前所有權移轉以後騰貴せざりし場合に於ては之を賦課せず斯の如く年數に従ひ累進法を用ゆる所以のものは元來フランクフォルトは舊市にして土地の所有小數の人士に屬し賣買極めて少し故に成るべく土地の分割を促さんと欲するにあり伯林の如きは大に其事情を異にし却て短期の讓渡に重課す、即ち建築に於ては五年以内に賣却する者には成規の率の全額を課し五年以上十年の者には其三分の二、十年以上の者には三分の一を課し、未建築地に於ては十年以内全額二十年内三分の二其以上は三分の一を課す(我國では伯林流を採る方可なるべし)又同市差増税法第四條に據れば前所有權移轉以來建築地に於ては未だ五ヶ年未建築地に於ては未だ十ヶ年を經過せずと雖も價格の騰貴が取得以來既に百分の三十以上に達せしときは前記附加税の外に特別附加税を賦課す、其率左の如し

價格の騰貴

騰貴金高

百分の三十乃至三十五なるとき

百分の五

百分の三十五乃至四十なるとき
百分の四十乃至四十五なるとき
百分の四十五乃至五十なるとき
百分の四十五乃至五十なるとき
にして以上價格の騰貴百分の五毎に税率百分の一を増加し騰貴十三割五分税率
百分の二十五を以て限度とす騰貴改良費を除きたるものとす、建築費に於ては利
子の損失を除く又強制競賣にて取得したる土地の價よりは失ひたる抵當金額を
除くを至當とす

サキソンの地價に於ける増加の價格

近時獨逸國に於ける土地價格の増進は其國勢の勃興に伴ひ非常の勢を示せり
今例をザキソン列邦に採り西曆千九百四年同邦政府が其財政改革法案に添付せ
し報告に據るに實に左の如し

第一表

町村名	自西曆一八七九增加歩合 至同 一八八九	自西曆一八八九 至同 一八九九
ドールベン	十割	十割
カッペール	十割	十割

ボンスドルフ	四十割	十割
モウルコウ	六十割	三十割
カチット	五割	五十割
レイク	七割五分	六十割
ロウベルガール	六十割	七十割
ゴツタ	十割	百割
エイドノウ	十割	百二十割

豈に盛ならず哉

第十一目 英國に於ける差増税の形跡

英國に於ても近時差増税賦課の説類々として起り其方法は概ね左の形狀を採
るに似たり

甲(九十九年期貸賃價格にして家屋定着の土地に就て)

一ヶ年三十磅の貸賃價格二十年還元價格

家屋建築費

六〇〇
四〇〇

地所位置の價格(單純なる地價)

二〇〇

右の財産が二十年を經過して賃貸價格三十六磅となり、地價も亦百二十磅を増加せしときは左の如し

一ヶ年三十六磅の賃貸價格全上の還元法にて

七二〇

家屋建築費(建築費の利子は算入せず以下準之)

地價

四〇〇

差増

三二〇

此差増しを課税の目的物と爲し若干の税を賦課す

乙の(同期間にして市街熱鬧の地)

一ヶ年六十磅の賃貸價格二十年還元價格

一、二〇〇

家屋建築費

六〇〇

地價

六〇〇

右の財産が二十年を經過し賃貸價格百二十磅となり、地價亦三倍に増加せしとすれば左の如し

一ヶ年百二十磅の賃貸價格二十年還元

二、四〇〇

家屋建築費

六〇〇

地價

一、八〇〇

差増

一、二〇〇

乙の二

右の財産が十ヶ年を經過し舊建物を取崩し二千百磅(内百磅は新築地均し費)にて新に家屋を建築し賃貸價格は二百磅となり、地價も増したる場合

一ヶ年二百磅の賃貸價格にて二十年還元

四、〇〇〇

新築費

二、一〇〇

地價(地均等にて増す)

一、九〇〇

當初の評價に對する差増

一、三〇〇

但此場合は資本投下より生ずる増加あるを以て其丈は差引くを要す

右を基礎とし英國の實況農地を除き)に適用するは左の結果を得

第二表

土地の資本價格

差 増

西曆年次	土地の資本價格	差 増
一八六五	九〇六 <small>百萬元</small>	
一八七〇	一、一〇〇	一九四 <small>百萬元</small>
一八七五	一、二九二	一九二
一八八〇	一、五八〇	二八八
一八八五	一、七八〇	二〇〇
一八九〇	一、八九三	一一三
一八九五	二、〇七〇	一七七
一九〇〇	二、三八八	三一八

是に由て之を見れば年々の増加は約四千萬磅と見て大差なきが如し果して然らば五ヶ年毎の差増は二億磅にして之に對し一磅に付二片半の租税を課するとせば左の如き結果を得べし

第一の五ヶ年間は毎年 二、〇〇〇、〇〇〇磅
 第二の全上 四、〇〇〇、〇〇〇磅

第三の全上

六、〇〇〇、〇〇〇磅

等なりとす然れども此方法は過去の差増は之を不問に措き只將來の差増のみを課税の目的物と爲す者なり然るに地主又は家主が社會の進歩より得る所の利益に付て過去將來の區別を爲すの必要なく畢竟此方法は民を苦しむることなくして收入を得るの目的とするものなるを以て不當の高率を課するは固より不可なりと雖も過去に於ける自然の差増を無視するの理由あるなく之を見込むを至當とす然るときは英國に於ては左の如き結果を得市街地の三分の一は賣買なく遺傳等に依り譲り渡さるゝものとし五十年前より價格十割を増すものとす

西曆千九百五年現地價農地を除く 二、七〇〇百萬元
 右の三分の一 九〇〇
 此半數を五十年前の價格とす 四五〇
 然らば則ち差増は 四五〇
 にして之に對する一磅に付二片半の租額は 四五〇
 なりとす而して 四五〇

方今の現地價は

一、八〇〇

にして西曆千八百八十五年即ち二十年前の地價は

一、二〇〇

なり、然は即ち此部分の差増は

六〇〇

にして前同率より生ずる税額は

六

合計第一の五ヶ年間は毎年の税金

一〇、五

なりとす、而して第二の五ヶ年以下は前記の四百萬六百萬磅を加へて進行す、然らば即ち此税は基礎定まりて十分の弾力を有し好箇の財源なりと云ふを得べし、而して之を國税と爲すと地方税と爲すとは時の便宜に依りて可なり、結局英流を基礎とし之を國税と爲し獨流に則り之を附加税と爲し以て也方收入とせば長短相償ひ無比の好財源を得る哉疑を容れざるなり

第四節 登録税

登録税は権利の設定移轉等の効力を確實にするの目的を以て其登録を請求する者あるに方り其権利の價値を標準とし賦課するを原則とす、而して其登録價格

自然増加
に對する
増率

人事登録

の如きは大體に於て納税者の申告に據り申告不當なるときは國家は申告價格を以て土地家屋等登録の目的物を先買し得るの權利を保有せは夫れ或は過ちなきに庶幾ん乎、抑々登録の文明社會に必要にして登録税の佳良なる收入の一なるは多辯を要せず、而して前節に記載せる自然増加に對する分の如きは特に高率を課するを至當とす、尙ほ此外に一言すべきは方今我國の制人事登録には納税の手續を缺く抑々本税は名は税なるも其素質は行政手数料なり、既に物件の移轉等に對しては手数料を出して之を確かめ人事の變動に對しては之を出さず物件に厚ふして人事に薄きの嫌なき能はず不倫之より大なるはなし、畢竟斯の如きは是れ本税の素質を明にせざるに坐するに由る、少しく顧るときは事自明の理に屬す敢て多辯を要せず

第五節 印紙税

印紙税は其素質登録税と酷似し亦好箇の一財源なり、然りと雖も前者は後者に比して租税の性質を帯ぶるの度稍々大なり、則ち吾人は或行爲を爲すに或場合に

於て印紙を貼用せざる可らずと雖も登記の場合に於ては必ずしも登録税を納附して登記を経ざるも是れ只だ吾人の行爲が第三者に對抗するを得ざるに止り、當事者間には完全に其効力を生ず、斯の如く以上二種の租税の間に差異の點なきに非ずと雖も質權、抵當權の取得又は手形振出の如き行爲に課するに至りては即ち一なり、故に其賦課重く且つ複雑なるときは人の行爲の活動を妨げ隨て資本の効力を減じ其増殖を阻害す、特に注意すべきことなり

印紙税は契約書、領收證、帳簿等に貼付して納附す其率重きに失し又は印紙の使用方法を煩密ならしむるときは商業上の取引に影響を及ぼすこと大なり、故に賦課の方法に付ては周密なる注意を爲し税率を軽くし其階級を單純にし煩雜に涉ることなきを努むべし、此の點は登録税に就ても亦同様なり、殊に手形小切手等の如き受授の敏活を期する者にありては其取扱に便するが爲め印紙税率の階級を單純にすること最も肝要なり、然るに世人動もすれば生硬の理論に趨り漫りに公平を談じ正義を論じ印紙税率に複雑なる階級を設くべしと説く者なきに非らず、公平固より尊ばざるを得ざるも、抑々商賈の分陰は是れ金なり、彼等に向て平常多

印紙税は單純なる必要す

種の印紙を準備して法定の印紙を貼用するの煩を強ふるは策の得たるものに非ざるなり、故に英國の如きは其煩を避け手形、小切手は金額の如何に拘らず其税額は總て之を一片とす、此事夙に美事として人口に膾炙す、而して印紙の様式も劃一なるを要す、我現行制度は收入印紙なる者を設けて劃一の方針に一步を進むと雖も尙ほ郵便印紙の様式を別にす、百尺竿頭更に一步を進め兩者を一式とせば其便利實に鮮少に非ざるべし、英國既に其好例を示す須らく則るべきなり

學友某氏印紙税に就き左の一篇を寄せらる、議論簡明頗る要領を得たり、仍て同氏の承諾を得て之を左に掲載す

印紙税は印紙を諸證書に貼付すは一法なり、又一定の用紙に税金に相當する押印を受け之を使用するも又如斯押印ある諸證書の用紙を販賣するも自由たるべし、是れ商取引に最も便利なる一方法なり、必要に従ひ全國に擴むることを得べし、我國印紙税法の如き分類細密に過ぎ甲乙適用の餘地あるが如く遂に爲に輕率に擬せんとするものあるに至る、宜しく諸印紙税法を統一し裁判的商事的と言ふが如く區別を簡單にし、又一般は輕率と爲して脱税を避け細目に失せざる課税を爲す可とす

茲に聊か讀者諸彦の注意を喚起せんと欲するものあり、他なし其効用を同ふする有價證券の課税に輕重有無の差あることは是なり、斯の如きは濫用を醸成し脱税の弊習を養ひ立法上失當の事に屬す、我國に於ては從來小切手は之を無税とし、三

郵便印紙と收入印紙を同一紙に爲すべし

効用を同
ふする證
券の課税
に有る無
ら重なる
可

十四年法律第十六號を以て爲替手形、約束手形の二者は之を一通二錢の通し税とし、稍々其面目を改めしと雖も、三十八年法律一號非常特別税法を以て小切手に通し一錢、爲替手形には本税に一錢を附加し、約束手形には特に累進税を賦課し、頗る錯雜の形状を示し、四十年法律第二十七號を以て小切手を無税と爲し、約束手形の累進を存し、更に其率を高め一層の不統一を來せり、他日改正の必要ある論を埃たす。凡そ事真正の理に適合せざれば、實際に於て破綻を生ずること果して驗あり、則ち舊印紙法は送金手形なる一種の手形を認め、其印紙税は金額の大小に關らず壹錢なりき、元來送金手形は送金の爲には爲替手形と同一の効力を有すると爲替手形の印紙税率が送金手形に比して高く、且つ多くの階級を附せられたりしことは、俱に送金手形を爲替手形に代用するの因を成せり。是れ誠に必然の勢なり。税率設定の方法其宜きを失するの結果斯の如し、豈に三たび思を致さざる可んや。

第六節 遺産相續税

遺産税は既成の財産が受遺者に移轉せらるゝに方り徵收せらるゝ者なるが故

年賦納入

に、既成資本課税の主義より論ずれば、是れ亦一良税たるを失はず。今茲に遺産税に關し注意すべき一二の事項を示さん。受遺者が遺贈者の直系族ならば之に對しては其賦課を最も軽くし、系統の遠ざかるに従ひて漸次重くし、系統を異するに至りて一層重さを加へ、他人間には最も之を重ふするを可とす。是れ當然豫期するを得べき者を收得すると卒然として之を得、僥倖にして之を獲る者とを區別するの主旨に外ならず、又巨額の遺産受遺者の爲には遺産税年賦納入の法を設くるを要す。其納税者に便なるは勿論、國庫に損失なく却て年額に大變動なきの利あり。凡そ事大小となく些少の注意特功を奏すること少しとせず、處世の術小心翼々周到の留意を要する凡そ斯の如し、豈に慮らざる可ん哉。

第七節 營業税

營業税は營業の行爲をなす者あるに方り之に對して課する者なり。其課税の標準は建物の賃貸價格、從業者の數、資本金額、賣上金額等種々ありと雖も、課税の目的は營業行爲にあり、然るに世人往々營業税を以て所得税の一種なるかの如く解す

る者あり是れ謬見の甚しきものなり夫れ營業税は營業の大小を見るも所得の多少を顧みず所得税は所得の多寡を問ふも營業の大小に拘らず兩者の間截然として區別ある斯の如し復た何を乎疑はん偶々仲立營業の場合の如きは一見所得税なるかの如き觀ありと雖も其實仲立業には貸賃價格等の如き具體的課税の標準たる可き者なきが故に已を得ず其收入即ち報償金高を以て課税標準の一となすに過ぎざるなり其標準と目的物とを混同するが如きは事理を解せざるの最も甚しきものと云はざるを得ず營業税の素質夫れ斯の如し然り而して國民の營業行為は獎勵すべくして抑制すべきに非ざるは論を俟たず抑々課税は理論上其目的物の發達に不利なるは多辯を要せず故に營業税にして重きに失し又は課税方法にして繁細に失せん乎事業の發達を抑制するは勢の免れざる所なり其施行に付ては慎重なる考慮を要するは論なく他に代る者あれば寧ろ之を廢止するに如かざるなり

左記は前記某氏の寄送に係るものなり意義深遠眞に得難きの名説なり

營業行為に課する税法の標準は概ね法律上の推定に依るを可とす即ち使用する場所の貸賃價

格使用する從業者の數又は營業の土地又は其地の住民の數の如きものを法定の標準と爲すは殆ど如斯税法の一般の例なり但し精確なる効果を得難とも脱税を豫防し官吏の單獨なる審査若しくは人氏の隨意なる申告に依るよりも優る所あるものとす我國營業税法の如き今少しく改良し又一般に商業其他の機關との聯絡全きを得ば良好なる法律の効果を見るべし

第八節 所得税

第一目 所得の種類に依り税率を異にするを要す

所得税は所得の種類如何を問はず其金高或程度に達すれば其所有者に賦課する者なり故に賦課輕きときは納税者は其生計の費用を節し之を納附するを得べくして負擔困難ならず而して所得税は既存の資本より生ずる収益に課する場合に於ては最も善良なる租税なり只租率重きに過ぎ又は徒らに深刻なる累進の法を設け納税者をして貯蓄の道を失はしめ隨ひて資本の増殖を害することなきを要す斯の如く所得税にして利子割賦金地代家賃等の如き全く既成の資本より生ずる収益中より支拂はるる者なるときは其率高からざれば納税者の負擔困難ならず然れども勞働の結果より生ずる所得の如きは所得者は其幾分を貯へて他日

に備へざる可らざるが故に税重きときは納税者の爲め困難なるのみならず國富の發展に害あるや論を俟たず例へば茲に年々千圓の給金を得る者と公債の年利千圓を收むる者との二人ありとせんに、後者の収入は永久にして基礎鞏固なる資本より生ずるものなるが故に所得者が其財産を増殖するに意なくんば収入の全額を費消し盡すも尙ほ可なり、然るに前者の収入は永久のものに非ず其死亡、疾病、罷免等に因り全く消滅するものなるが故に平生に給金の幾分を貯蓄して他日に備ふるの要あり、是れ所得税は其種類に隨ひ税率に差違なくんばある可らざる所以なり

第二目 勤勞に依る所得中にも區別を要す

勤勞に固る収入と雖も亦種々の躰様あり、即ち終身官の収入、文官分限令に依り相當の保護を受け自由に罷免せられざる者の収入、雇傭人、使用人等の如く自由に其地位を動かさるゝ者の収入等是なり、是等地位の異なる者の間に於ては假令收入の額同一なるも、區分煩雜ならず大躰の不利を來さざる範圍内に於て負擔の輕重を別たざる可らず例へば文官分限令に依り其地位を保障せらるゝ者は其負擔

雇員に比して稍々重くとも不可なしと雖も雇員、使用人の負擔の如きは最も輕からざる可らず、是等は資本を構成しつゝある者なるが故に租税の負擔に最も苦痛を感ずるは數の然らしむる所なり、然るに今既成の財産より生ずる収益と勞力に基づく収入とを比較するに、後者は諸國に於て収入の大部分を占む、佛蘭西の碩學ポリユール氏の調査に依れば、近年佛國人の總収入は凡そ二百五十億法にして其約五分の三は國民勞力の結果なり、是れ輕々看過すべきの事に非ざるなり、然りと雖も漫に小鮮を煮區分深刻なるは固より大國を治むる所以の道に非ざるなり、須らく折衷斟酌其宜を制せざる可らざるは論なき耳

茲に勞働と謂ふは單に手足の勞を云ふに非ずして官吏、公吏、教員、醫士、辯護士等の勤勞をも包含す、誤謬を招くの虞あるを以て敢て一言す、又所得税に累進法比例法の別あるは夙に世人の熟知する所にして文明諸邦の例多少兩者を混用す、累進必ずしも不可なるに非ずと雖も相當の程度を過ぐるときは不便宜ならず、甚しきに至りては税額収入の全額に達するの奇觀を呈するに至るなしとせず、故に其程度を得るを肝要とす

第三目 家屋の賃貸価格は所得の一要素なり

本節を終るに方り尙ほ一の論究すべきものあり、何ぞや所得中に住家の賃貸価格は公平を尊ひ財産の使用法又は同様の利益を生ずる者にして其形骸の如何に由りて負擔の有無輕重あるを許さず、然るに方今の如く賃貸価格を所得外に置くときは財産を存價證券例へば一萬圓の五分利公債にて所有する者は第二種所得所有者として相當の租税を負担すと雖も、之を賣却して家屋を建築し之に住居するときは全然負擔を免るゝの奇觀を呈す。論者或は曰ん、家屋税あるときは只税種を替ゆるのみ何を乎擇はんと、然れども家屋税の如きは家屋需給の如何に依り家主と住者との間に轉輾し必ずしも一方の負擔となるを期するを得ず。家屋税の有無の如きは固より本論を左右する能はざるなり而して其賃貸價格決定は前記の申告先買の方法に據るものとせば夫れ或は其實を得るに近からん論者或は云ん此場合に於て先買權を行ふは不可なり何となれば申告は賃貸價格にありて財産にあらざればなりと、是れ一應の理由なきに非ずと雖も抑々又其要を盡せりと云

ふを得ず、夫れ勸善懲惡は理世の要にして處務の捷路たり、斯の如きの方便亦時に大利なしとせず、先買の事、素と權道に屬す純理に對し缺如する所あるは固より期する所なり、然るに尙且つ忍て以て之を行はんと欲する所以のものは蓋し内已む事を得ざるの情存在するありて外大に期する所あるに由らば非ず、箇中の消息自ら其間に存す豈に一片の純理を以て之か取捨を決するを得ん哉、若し夫れ先買萬一の弊を慮らば之に對し訴權を設くれは則ち足ん斷して之を行へば鬼神尙ほ之を避く況や浮世に於てをや何をか憂へん何をか苦まん、又甲者所有の家屋に乙者住居するときは其賃貸料は甲者の所得となる、故に甲者所有の家屋に甲者自ら住居する場合に於ても甲者は賃貸料と粗々同額の收入を得るものと看做すは正に當然の理なるに於てをや又何をか疑はん

右陳述する所の外尙ほ各種租税の特質に關し論究すべきもの少からずと雖も世上租税に關する専門の書に乏からず就て研究すべきの材料甚だ多し、故に今其繁を避て之を省略す

第九節 納期

第一目 納期と國庫及市場との關係

租税の納期は金融の繁閑、國庫の收支と調和するを要し爲に多少納税者の不利を忍ばざるの感なきを得ずと雖も、元來納税の事を論ずるに當り其主位に置くべき者は納税者にして須臾も其利害を忘るゝを得ず。彼アダム・スミス氏が租税の原理四則に納期は納税者の最も便利とする時期を以て之を定むべしと云ひしは蓋し徵税の第一義にして所謂是れ民を使ふに時を以てするものなり。然りと雖も又憲法國の民は國家公共の事を以て其任とせざるを得ず。故に納税者も國庫の收支金融の狀況如何を慮り多少の不便を忍ばざるを得ざるは亦是れ當然の義務なりとす。憲法政治の便利は能く之を改めん、國費納入の如きは自己の便宜に是れ依らんと云ふが如きは抑々亦妥當を缺くものと云はざる可らず。則ち納期は之を國庫の收支と金融の狀況と納税者の便宜とに鑑みて之を定め、彼是彬々として國務を擧げざるを得ず、請ふ少しく之を論せん。

第二目 前納及後納

前納とは一定の期間に對して納附すべき税金を其期間の未だ經過せざるに先ち納附するを謂ふ。例へば一月、二月、三月の三箇月分の税金を三月末日に先ち納附せしむるが如きは是なり。後納とは一定の期間に對して納附すべき税金を其期間の經過せし後に納附するを謂ふ。例へば三箇月分の租税を四箇月目に納附するが如きは是なり。今此二者の優劣を比較するに、後納は納税者の爲め頗る便利にして前納の遠く及ばざる所なり。故に免許の如き租税の性質上自ら前納に屬すべき者を除き成るべく後納の方法に依り納税者が收支を獲得せし後に於て納税せしむべきを得策とす。

納期に關しては諸國の國法皆之が規定を設く我國に於ても亦然り。今其實例を舉れば、地租は後納の制を採り納期を分ちて六期とし、畑地、宅地、山林、原野、牧場等の地租は第一期に其半額、第二期に他の半額を納附せしむ。田租の納期は之を第三期、第四期、第五期、第六期の四回に分ち、毎納期に其全額の四分一を納附せしむ。而して第三期は十二月十六日より翌年一月十五日までとし、第四期、第五期、第六期、皆收穫

我國の現

の後にあり然れども第六期は翌年五月一日より同三十一日に亘り會計年度經過後に在りて區分少しく妙ならず

營業税は其年額を二分し其年五月十一月を以て納期とす故に其納期は嚴密に後納と云ふを得ず所得税は第一種は各營業年度毎に之を徴收し第二種に付ては其金額支拂の際支拂者之を徴收し其都度之を政府に納付し第三種の所得は其年額を四分し其年九月十一月の兩月及翌年一月三月の兩月都合四回に之を徴收し後納の形體を備ふ今一步を進めて六月九月十二月三月とせば更に便ならん然れども營業税は週年の營業行為に賦課し所得税は其實收する所の收入年額を目的として賦課するものなるを以て主要なる取引又は收入は或は年始に多くして年末に少く或は年頭に少くして中元に多きことなしとせず故に業體に依り事情に依り或は前納となり或は後納となり法律の豫期と實際の事實と符合する能はざるは勢ひ已を得ざる所なり然りと雖も後納の前納に優るは論を俟たず故に租税の徴收は事情の許す限り後納に依るを善しとす

酒類造石税の納期は後納にして四期に分たる其第一期は七月十六日より同月

事情に依り實際に後納となり得る場合なり

酒税の納入は税の過に緩く

三十一日までの期間にして前年十月一日より其年四月三十日までを査定したる酒造石數に應ずる税金の四分一を徴收す方今我國の慣例清酒は嚴冬互寒の候に釀造す而して査定後徴税の開始に至るまで二箇月半を閱す夫れ或は緩漫に失するの嫌なきか第二期は既に翌酒造年度に入り第三期第四期は翌年に亘り第四期の如きは會計年度最終の日に至る租税の後納素より可なりと雖も造石税の納期の如きは延長に過ぎ所謂過ぎたるは猶ほ及ぶが如しの憾なしとせず然るに世上往々尙ほ一層の延長を唱ふる者なしとせず斯如きは常に國庫出納の如何を顧みざるに坐するのみならず亦正當酒造業者の利益をも忘るゝものと云つべし輓近藏出税の説漸やく行はる真に一進歩と云はざる可らず先づ之を主産地に行ひ以て之を全國に擴張せば大に得る所あるや疑を容れざるなり

醬油造石税の納期亦酒類造石税の納期と大差なし然れども其金額後者の如く大ならず國庫の出納に多大の影響を與へざるを以て茲に之を贅せず

左記は前記某氏の寄送に係るものなり本節の缺を補ふて餘あり

納期及徴收の事を整理し金融に障害を與へざらしめんとするには先づ以て徴收機關其もの

整理を必要とす直税に依ること多くして間税の發達新しき我國の如きは地方自治體に依りて徵收を爲すこと多しとせざる可らず而して地方自治體の發達未だ全きを得ざると共に徵收を便宜にせんとせば反りて其繁雜を來すの恐あり

然れども今國稅府縣稅にして其同時に徵收となる所の最多額の月は五月、七月に於ける千七百萬圓餘十月の二千萬圓餘、二月の二千二百萬圓餘、三月の二千五百萬圓の如き實に一時に多額の金員を吸收するものとす是れ多くは國稅と共に府縣稅を徵收するの便に出づるものなりと雖も、如此は大に避くるを要す

酒稅の納期は造酒業の改良と共に酒造年度の如き習慣を止むるときは自然大に之を改め現行麥酒稅の如く爲すことを得べし

租稅に關する期限は納稅者の爲に規定すべきものなれば、納稅者の意志に依りては其期限を變更することを得べし、故に分納し又は一回に其負擔の金額を納付するを得べし、然りと雖も其期限は即ち其義務の一執行方法に過ぎざるが故に法律の規定以外に出づることを許さざる可し、若し如斯納稅者の意志に従ひ納稅するを許すときは納稅代人の如き責任の專用ならざる制を廢すを得べし

第三目 分納及繰上納入

一納期に全額を納めしめず分納法を設けて同期間内に於て税金の分配を許すは金融上利益あり、然りと雖も納期の分割細密に過ぐるときは國庫收稅者共に其

分納税に過るは却て不便なり

煩に堪へず、加ふるに國庫の收支遭遇せず爲に大藏省證券發行の必要生ずるなきを保せず、國債元利拂の如き巨額を要するに際し分納の爲め歳入減ずる場合なしとせず抑々大藏省證券を發行すると、租稅を徵收するとは其金融市場に及ぼす影響同じからず、即ち租稅は國民一般より徵收するものなるが故に其市場に及ぼす影響比較的微弱にして間接なり、大藏省證券は其應募區域主として金融界に局限し其發行が金融市場に及ぼす所の影響は深厚にして直接なり、而して租稅の徵收は將來に於て銀行の預金等たるべき資金の影響すること多く大藏省證券の發行は既に銀行等に吸收せられ直ちに事實資本となり得べき者及現在の流通資金に影響す、是を以て分納法を行はんと欲せば深く納期の分割に注意せずんばある可らざるなり

又方今納稅が一時巨額の納付に苦しみ故意納稅を怠り告發判決を待ちて裁判所に月賦又は年賦等の分納の申請を爲し裁判所は任意之を許可することあり、是れ現行法に於て分納の規定なく行政と司法處分と柄鑿相容れざるものあるに因るの情弊なり、今分納法を設け當初より年度内に於て月賦又は數回の分納を許さ

行政法と司法處分の衝突

ば此等の苦痛を救ふを得べく又年賦の如き極端の方法を用ゆるの必要を減ずることを得べし、事少なりと雖も又以て國政の圓滿統一を得自然に近づくの一助たるを得るなしとせず

分納の正反對を繰上納入とす、此方法は我酒造税營業税、所得税の如き納税金額の可なりに纏りたる者の場合には其適用を見ざるべしと雖も、地稅殊に雜地租の如き口數多く金額輕微なる者に於ては或は納税者の爲に便宜なることなしとせず、而して其整理の如きは税金額中次期以下に屬する分は過納として之を國庫に收め當該期に到るを以て之を本納とせば毫も不便又は弊害を生せずして納税上の便宜を開くを得べし、事小なるが如しと雖も亦以て一考の價なしとせず

第四目 納期と國庫金取扱との關係併に其金融市場に及す影響

國庫の出納をして循環相繼ぎ毫も停滯なからしむるは至難の事に屬すと雖も凡そ處世の事、事愈々難ければ人愈々之を努めざる可らず、抑々財政は鞏固たる經濟及其他の社會現象の上に建設せらるゝに非ざれば其基礎固からず、故に財政上

繰上納入

金庫主たる國義に於ては、納期の一層設け、深き注意を要す

の企畫をなすや必ず經濟及其他の社會現象種々の方面を觀察するを要し單純なる一二現象を見て以て妄斷すべきに非ざるなり、而して經濟上及其他社會上の勢力にして苟も利用すべきものあらば、之に藉りて以て國家の福利を増進すべきは固より論を俟たざるなり

字内に國を成すもの何ぞ限らん、然れども其經濟上及其他社會上の發達順當なるもの英國の如きは蓋し稀なり、古來同國の財政施設は善く諸般の勢力を捉へ來つて之を利用し、以て國民の福祉を進め其基礎を鞏固ならしむ、其國庫と市場との關係圓滿なるが如き英國の右に出るものなく世人をして感歎措く能はざらしむるは固より偶然に非ざるなり、抑々國庫金にして長く庫中に留まるときは金融市場に不利なる影響を及ぼすは論を俟たず、然れども納期は單に出納の連環のみを以て之を定むること能はず、時に國庫現金に過不足あるは勢の免れ能はざる所なり、是に於て乎國庫金取扱上、預金主義及金庫主義の得失、財政經濟上の一問題となる、英國の如きは即ち前者を採る者なり、其詳細は後に説く所あるべしと雖も、今之を約言すれば、前者に於ては國家の收入は之を取扱銀行の預金となし、後者は國家

自ら之を金庫に藏置す。故に前者に於ては納期實際の支出に先つと雖も税金は庫中に睡眠することなく、銀行の手を藉りて必要に應じ市場に流通することを得へし然りと雖も、後者に於ては即ち然らず、收入支出に先つときは實際の支出に至るまで税金市場に流出せず、其額大なれば金融に影響する蓋し鮮少に非ざるなり、故に後者に於ては、其納期を定むるに一層深き注意を要す。國庫金一時の不足の場合に於ては大藏省證券發行の便双方に存し一見敢て大差なきか如きも、其間亦多少の差違なきを得ず、即ち前者に於ては取扱銀行大藏省證券を引受け、直ちに其代價を國庫預金に繰入ることを得べしと雖も、後者に於ては銀行先づ之を引受け、而して後ち之を國庫に納付するの手續を爲さるを得ず、其圓滿敏速の度に於て後者前者に譲るものなしとせず、豈に同日の論ならん哉。

斯の如く預金主義と金庫主義とは其金融に及ぼす効驗を異にす、殊に其歳入主として直税に依るの國に於て金庫主義を採るときは國庫の遊金時に多きを致し、金融市場に一層の不便を加ふへし、然るに實際に於て金融機關の發達せざる國は開明の度下劣にして其收入を重もに直税に取り、開明優等の國は金融機關發達し

ては納期に
直税納期に
設定期に
の深きに
一層深き
注意を要
す

間税に依るを普通とし、直税は多く之を地方團體の費途に充つ元來直税は納期を一定して徵收するに反し、間接税は隨時に國庫に收納せらる、故に假令收入年額は直税國間税國に於て略々同様なるも、後者に於ては歳入出上に過不及稀なるへしと雖も前者に於ては時に其甚しきものあるを期せざるを得ず、由是觀之金庫主義を採る國は實際直税に依るの國にして金融に利するの便を缺き預金主義は間税と共に開明優等の國に行はれ金融の圓滑を幫助する所尠からず、翻て我國の實況如何を見るに近者間税の種類、收入共に増加せしと雖も、直税の收入尙ほ多額を占む、而して酒類造石税、醬油造石税の如きは其性質間税たこると論なしと雖も、之が納期は即ち一定す、故に其金融上の關係に於ては直税と異なる所なし、乃ち金融機關の發達を望むと同時に税法の改良も亦之を望まざるを得ず。

第十節 徵收及納入

第一目 税金は可成速かに國庫に入るを要す

租稅徵收の爲の現金收入官吏を使用すること多きに過るときは其徵收より國

庫へ納付するの間時日を要し、通貨の市場を去る徒らに久しきに渉るの患あり。故に前記預金主義、金庫主義の孰れを採るも、成るべく納税者をして直接に國庫に收納せしめ、中間に無用の關係を生ぜざらしめんことを要するは、恰も商業世界に於て仲人を省くを努るの情と異なる所なし。唯特別除外の場合に於ては、仲人亦必要の機關たり。處世の道元と膠柱赤臘の譏なきを要す。然りと雖も、東西南北の別、春夏秋冬の變は能く之を辨せざるを得ず、一葉落ちて尙且つ天下の秋を知らざる者は終に之を如何ともする能はざるなり。

第二目 徴收の方法

租税徴收の手續に數方法あり、一は國税を徴收するに方り地方團體の機關を利用するもの、一は國家の機關か國税を徴收すると同時に地方税を徴收するもの是なり。前者は現時廣く行はれ、我國の如く國税の附加税少く特別税の多く行はるゝ國に於ては頗る便なり、後者は最も佛國に行はる、是れ該國に於ては國税に有名な四大直税なる者ありて地方税は多く之に附加するの制を採るを以て、國税の徴收機關を地方税に使用するの利あればなり、我租税徴收の方法は國税徴收法、明治

納税の爲
郵便機關
を利用す
べき事

地方の地租
を單位
として
徴收す

三十年勅令第九十五號市町村に於て徴收すべき國税等に之を規定す、依て茲に之を贅せず、又郵便爲替の發達したる今日に於ては郵便機關を利用し納税者をして税金を郵便局に拂込ましめ局は之に對し領收證を與へ税金は爲替の方法を以て局より之を國庫へ納付するものとせば公私の爲め大に便利なるへし其手段方法の如きは事枝葉に屬し且つ易々たり依て之を詳説するの必要を見ず

又地税の如き直税は佛國のレバリーチション即ち配賦法に倣ひ區、町、村の如き地方機關を利用し徴税の單位を減ずるときは少からざる便宜を得べし、然れども佛國の配賦法は手數頗る繁多なるを以て少しく之を折衷し例へば地租の如きは町村若くは區を以て單位とし國は町村等を以て納税の單位とし、其負擔額を定め個人の滯納者若くは不納者に對しては町村等に強制力を與ふること、せば國家は地租臺帳の變更訂正等の手數を免がれ、納税者は町村等の如き直接附近に在る所の機關に就き憲法上の義務を盡すを得、徴税者納税者間に事情融和し圓滿の結果を得て便宜を得る蓋し鮮少に非るべし、凡そ行政は事簡にして効大なるを要す、前陳の事小なるが如しと雖も機關の利用亦以て國家に小補なきに非ざるなり

直間兩税
に於て徵
あり難易

租税の種類に依り其徵税に難易あるや論を俟たず、今之を約言すれば徵收は直税に簡にして間税に煩なり、何となれば前者は徵收の基礎確定するも後者は豫め之が確定を期すること能はず、賦課徵收の爲め多くは検査立合、査定等の順序手数を要すればなり、即ち地租の如きは其基礎一たび定まれば徵收極めて容易なるに反し、酒類税の如きは造石数の査定、腐敗酒の始末、亡失の認定、酒造器具、機械の取締等種々の手数を要す、凡そ間税にして對物質を有する者は徵收の手数勢ひ繁多ならざるを得ず、直税と雖も營業税の如く種々の課税標準に依らざる可らざる者もありては徵税の方法單純なるを得ず、然れども若し單に徵税方法の簡易ならんことを欲し營業税の如き種々の標準に依り之を賦課し始めて公平を得る者の徵收法を強て簡單ならしめば偏重偏輕非常なる不公平を來すべし、又舟、車、馬の如き靜止の状態に在るを得ざるものに課する所の租税は其徵收頗る困難なり、然るに間税と雖も關税の如きは其種類及税率の錯雜ならざる以上は徵税極めて容易なり、租税徵收の情況凡そ斯の如くなれば單に直間を以て其難易を分つ能はずと雖も、大體に於て前者は之を後者に比して簡易なり

第三目 債務の相殺

又徵收の一方法として國家と納税者とか債務を相殺すること、英佛等先進國に於ては其例に乏しからず、則ち英國に於ては毎年度後半期に至れば彼の「エキヌチエカピル」即ち國庫手形を以て内國税及關税を支拂ふことを許すの制あり、則るべきの方法とす、我國に於ても其形式の當否は暫く論外とし、卅八年勅令第三十四號及同年大藏省令第七號を以て租税其他の歳入金の代用證券取扱に關する條項を規定し、聊か金融上相殺の便を開けり、今一步を進めて例へば一方に於て國家が商人より物品を買上げ、未だ其代價支拂の義務を履行せず、他方に於て其商人は未だ官有物拂下の代價支拂の義務を果さざるか、如き場合に相殺を行ふが如き路を開けば更に便利なるべし、事煩細に涉れば實際は各別に義務を履行せしむる方却て便なるべしと雖も、抑々相殺は理論上正當の事に屬し、辨濟と同じく債務消滅の原因となるや論なし、然れども租税支拂の如き私法上の義務と買入物品代金支拂の如き私法上の義務との相殺に就ては或は法律上の議論なきを得ざるべく、或は爲に一規定を要すべし、然りと雖も中央銀行の納付すべき租税と其所有に係る公債

相殺の擴
張

利子との間には此事容易に行はるべく、其他の金融會社及保險會社等の營業税、所得税に就ても或る範圍に於ては相殺を行ふを得べし、而して紐育市のヴァンドルビルト一家の如く一族三家にて六百萬圓の納税を爲すが如き場合に於ても其税金と所有公債の元利との間に相殺を行ふことを得へし、我國酒造家の納税の如き亦或は其道なしとせず、而して實際過誤納拂戻等の場合に於て相殺を便とするこゝと多きは疑を容れざるなり

左記は前記某氏の投せらるゝ所にして容易に得難きの名説なり大に本款の缺を補ふに足るものあるか故に茲に掲載することとせり

過誤納とは慣例上の用語なりと雖も之を分析すれば概ね過誤徴なりとす好んで過誤の納税を爲すものあらんや、然れども現行の訴願法の如きは過誤の徴収に對し訴願する中に早く既に徴収の命令來たる故に過誤と知りつゝも納付せざる可らず

今關稅の如き特別訴願法あるものは訴願の前に執行者に對し異議の申立を爲し其抗告の途を擴む、宜しく稅法の如何は一般に如斯異議申立の途を簡易にし其過誤徴少なきを期す可きなり、而かも尚相殺すべきものは税金に關しては之を行ふを便とすべし

第四目 小切手納入

一 國庫と納入者との關係

租税の納入に必ずしも現金を用ひず小切手を使用するは頗る簡便なる事なりと雖も、萬一小切手が不渡となるときは國庫に損失を生ずるを以て、一方に於には國庫をして損失を避くるを得せしめ、一方に於ては納税者は一旦善意を以て納税せし後ち其小切手が不渡となるも相當の期間經過後は再び納税を迫らるゝの不利に陥らざるの方法を求めざる可らず、即ち納税の義務公法上臣民の義務と小切手上的義務私法上の義務と更改をなすを得るや否や等の如き法律上の入込みたる議論は姑く之を措き平穩に問題を解決して事實の執行を望まざる可らず、抑々國庫金は民財徴收の結果なるを以て故なく國庫金の缺損を生ずるを許さず、而して納税は國民の重大なる義務たるを以て其履行を容易ならしむるの必要あり、請ふ次目に於て其方法を説かん

二 小切手納入を容易ならしむるの方法

小切手が法定の形式を缺くときは其小切手は無効にして其取得者は手形上の權利を取得する能はざるは當然なりと雖も、法定の形式を具備したる小切手を振

出したる者又は適法に之を取得したる者が之を以て善意に納税し、國庫も怪まず之を受取りし後、相當の期間経過すれば納税義務は既に消滅せしものと認るを穩當とす是れ又小切手使用擴張の一助たるや疑を容れず、勿論手形義務は小切手が納税の爲に使用せられたるの理由を以て消滅することなく依然として存在し私法の法則に従ふなり、然れども國庫は其性質上萬一の損失を慮らざるを得ざるを以て茲に一組織を設け、小切手収入あるときは國庫は即時に之を中央銀行の營業部に移し、中央銀行は其小切手上的權利を保有し、之に相當する現金を國庫に送り、又は其金高を國庫の勘定に移せば義務更改の如き微妙なる論を避け、小切手収入を實施すること易々たる耳、又實際に於て、國庫事務は全國を通じて中央銀行と關係ある銀行の分掌する所たり、故に取扱銀行なる金庫は右に納税の爲め小切手を受取り左に之を銀行に移すは實に鬻手の勞のみ、而して營業上其小切手を中央銀行の勘定に組む亦易々たり

三 小切手納入の便益

小切手納入が金融上に多大の利益を與るは多辯を要せず、然りと雖も小切手を

小切手を
國庫に留
むると之
を取扱銀

行に於て
金融上に
非常に差
違を生ず

國庫に留むると之を銀行に移すとは其金融に及ぼす影響に大差あり、則ち小切手にして國庫に留まれば只一時現金の代用となるに過ぎざるも小切手が一たび銀行に移るときは之を交換所に呈出し交互計算の差引に提供するを得るを以て其支拂銀行が一々國庫より支拂の請求を受くるに比し實に天壤雲ならざるの差違を生ず、而して中央銀行より國庫に小切手の金額を移すにも必ずしも現金を要せず、實に金融上至便のこと、云つべし、世人何ぞ微妙にして議論多き法理に齟齬し、既設の機關を利用し易に就て事の實行を努めざる、夫れ難を捨て易に就くは經濟の道なり、殊更に之に反するの必要安くにかある、中央銀行の一舉手一投足以て此問題を解決するに足る何ぞ他に道を求むるを要せん哉、古人曰く道は近に有て之を遠に求むと夫れ是を謂ふ乎、若し夫れ小切手の効用、期限等の如きに至りては我成法粗々既に定まる、又商業信用證書の流通取扱に於て最も有名なる英國の如きは慣習既に久しく、銀行が小切手振出人の預金を其支拂に應ずる丈保有しつゝ、倒産するときは、小切手に就ては銀行紙幣と同一の規則を適用す、則ち此場合に於ては小切手所有者は銀行營業時間中に之を呈示するを要す、又は小切手領收の翌日

小切手支
拂の有効
期に就き
英國の例

中に呈示の爲め之を郵便に付すを要す然らざれば怠慢を以て之を論じ其損失は所有者に歸すべきものとし數多の判決例の存するあり是れ緩急其宜を得たるものにして則るべきの法とす。今我國に於て強て立法の力を藉らんと欲せば此例に則る亦不可なきなり。斯の如くにして中央銀行が納稅者と國庫との間を媒介し以て市場に臨まば圓滿の効果を爲る期して待つべきなり。

四 英國の實例

又之を英國の實際に徴するに收入官吏は自己裁量の責任を以て小切手を受取り萬一不安の念を抱くときは支拂銀行をして之を保證せしむ而して其振出人が手形上の義務を有するは勿論なりとす。支局の收入官吏は其管理に係る租稅に付き請負的納付の責務を有するを以て小切手は全然其責任にして之を受納す、又本局へ税金納附の爲め發送する所の小切手には必ず支局主任官の裏書を要す。

第十一節 徵收猶豫、免除及滯納處分

租稅徵收の猶豫及免除は租稅行政上天變地殃の如き避く可らざる事實の發生

するに當り要するものにして法律の規定に依り執行するものなり、蓋し斯の如き臨機の處分は實際の必要より生ずるものにして若し夫れ是なからん乎、納稅者は非常の困難に陥り國家は事實出來得べからざる事を民に強ゆるの已むを得ざるに至らん。抑々納稅の猶豫とは非常の災害臻るの當時又は其被害調査中に納期來るときは相當の期間又は被害調査の終了に至るまで租稅の徵收を延期するを謂ひ、免除とは不可抗力に因り徵稅の目的物亡失し又は痛く損害を被りたる場合に租稅を徵收せざるを謂ふ。徵收の猶豫免除に關しては國稅徵收法第七條、第八條其他地租條例、酒造法等各々其必要に應じ規定する所あり。抑々納稅の義務は憲法の規定する所にして行政官が自由に之が免除猶豫を行ふを得ざるは論を俟たず、是れ嚴然たる法律の規定ある所以なり。

滯納處分強制の方法として金錢、有價證券を差押ふる場合には差押處分は成るべく速かに結了するを要す、若し其處分にして荏苒決せざるに於ては金錢、有價證券が其間死藏せらるゝの不利あり、國稅徵收法第十一條以下に之に關する必要の規定あり。

第十二節 租税の轉嫁

第一目 轉嫁は需給の關係に由りて定まる

租税の轉嫁とは納税者の何者たるを問はず終局に於て租税負擔の歸する状態を謂ふ之に關する議論は紛々擾々たりと雖も此種の議論は概して實際に益なし之を約言すれば租税の轉嫁は需用供給の關係に由りて定る、即ち課税物件に對する需用多ければ其需用者が租税の大部分又は全部を負擔す、之に反して其需用小なれば供給者が租税の大部分又は全部を負擔す、今家屋税に就て之を看るに家屋の需用多ければ家賃騰貴し家屋税の金額は其中に包含せられ、假令表面の納税者は家主なるも事實上の租税の負擔者は家屋の借主即ち現住者なり、之に反し家屋の需用小なれば家賃下落し隨ひて家屋税は家屋賃貸人の負擔に歸す、又需用太だ多からず供給相等き場合に於ては租税は賃貸人と賃借人との間に分擔せられ、相互間の駆引の巧拙に依り分擔額の多少を決すること毫も疑を容れず

第二目 單税説の誤謬

世の學者重きを租税の轉嫁に置くに過ぎ、何人が租税を支拂ふとも其租税が轉嫁せらる可きものならば早晚其支出額を回復することを得るが故に結局に於て支拂者が苦痛を感ずるとなれば復た憂ふる所なかるべしと論じ甚しきに至りては單税論を唱道する者さへあり、是れ思はざるの甚しきものなり、假令論者の豫期するが如く轉嫁の事實圓滑に行はるとするも納税者は必ず一たび税金を自己の囊中より出さざる可らず、之を是れ思はず夫の「フヒジラット」學派の亞流を汲み單税論を唱道するは租税の負擔が如何に金融市場に影響するかを顧みざるものにして、畢竟迂儒の夢想たるに過ぎざるなり、今之を實際に徴せんか一見其説の不可なるを洞看するに足らん、則ち若し地租單税法行はれ納税の義務を土地占有者のみに負はしめん乎、縱令其者が能く負擔を商工業者に轉嫁するを得るとするも、其者は先づ一時に巨額の支拂をなさざる可らず、方今文明國の納税額は實に億兆を以て數ふ、是れ實に其能く堪ふる所に非ず、又其農業金融に多大なる影響を及ぼすや論を俟たず、故に單税論の如きは一片の論理にして實際に適せず、然れども世に偏理を好む者なしとせず、單税論の如き奇説を弄び特に衆聽を驚かすの

虞なしとせず、一片の婆心敢て一言を費し以て萬一に備ふる耳

第三目 租税の分擔に關するビスマルクの論說

抑々眞理は碩學鴻儒の言のみに存せずして往々田夫野人又は實業家の語る所に發見せらる彼のビスマルク會て學界に盛名なしと雖も其言ふ所往々鑿々として肯綮に中るものあり曾て普佛戰爭後獨逸帝國に於て増税の必要あるに方り彼租税負擔の理を説て曰く

夫れ租税の負擔は譬へは人の重を擔ふて遠きに到るが如し、重量五貫目を衡る所の物を頭上に戴かば能く行き得る者なけん、之を腰部に纏ふも亦立つ能はず、之を背に負ふ能く傾覆せざる者幾許ぞ、之を手になんか一步尙ほ移し難し、然りと雖も其少量を手にし、其一部を頭上に安置し、其殘部を腰部背面に分たば又大に其困難を感ぜざるべし、租税の負擔亦然り

と、近世の士大夫多くは是れ井底の蛙公の如きは則ち然らず、大鵬一展萬里を覆ふ洵に千載の至論なり、夫れ調絃の法緊緩其所を得れば則ち曲調自ら整ふ世の學者思を是に致さず轉嫁の末を見るに汲々として現實の負擔如何を見るを忘る、若し

租税の轉嫁を豫期し負擔の累積を顧みずんば人民之に堪へずして或は産を破り、資本の分配宜きを失ひ國富の増殖之が爲に阻止せられん、是を以て不幸にして國家重大事件の爲め重税の以て避く可からざる場合に際會せば負擔の公平なる分配殊に肝要なり、然りと雖も事程度問題に屬し徒らに小鮮を煮るを許さず、彼の擲頭流の如きは最も不可なり、要は只中庸を得るにあり察せずんばある可らず

第十三節 原料品及器具機械に課税するの可否

第一目 原料品等の課税は事業の發達に害あり

租税は成るべく既成の資本に課し其構成中に在る者に對しては成るべく課税を避くることを努むべきは既論の如し、此論にして正鵠を得たりとせば原料品及器具機械等に課税するの不可なるは言を埃たずして明なり、蓋し原料品等の課税は營業費を増加し事業家は之が爲め資本を大にするの必要に迫らるゝの虞あり、是れ企業上最も忌むべきの事にして不利の影響を金融市場に及ぼす、請ふ少しく

之を辯せん

三

夫れ最小の資本を以て最大の結果を得るは經濟の目的にして營業の要訣たり原料品の課税は企業家をして同額の事業の爲め其丈け多くの資本を要するに至らしめ爲に製品の價格を増加し其需用を抑制して市場を擴張する能はざらしむ而して其結果徒らに資金の需用を増加して利子歩合を昂進せしめ生産事業の發達を妨ぐると同時に貨幣市場を壓迫し貨物廉價なるを得ずして民庶の生計裕かなるを得ず隨て貯蓄力を減殺し以て流動資本涵養の道を塞ぎ一因先づ發して一果を結び一果變して一因となり更に結て一果となり變轉して止まる所を知らず所謂漸延原由の作用茲に其効果を表はし其害殆ど測る可らざる者あり今試みに木綿の原料品たる綿に百圓の租税を課する場合と之を其製品たる木綿に課する場合とを比較するに、財政上毫も國庫の收入に異なことなきも其金融市場に影響するの情態頗る異なるものあり、則ち原料品にして無税なれば生産を終るまでは資本の外に出費を要せず勞銀其他の費用は有税無税共同様と見る故に生産せられたる木綿を棉花の購入代金例へば千圓に租税及相當の利益例へば各一割を加へ

たる價即ち千二百圓にて賣捌くことを得へしと雖も、若し當初千圓の棉花が一割の租税を負擔するときは棉花商は之を千圓に賣るも利益を收むるを得ず、乃ち少とも千百圓にて賣却するの已むを得ざるに至るべし、是に於てか木綿製造者は千圓を以て従前と同額の棉花を仕入ること能はず爲に千百圓を要し之に對し従前の如く一割の利益を得んと欲すれば其製品を千二百圓にて賣却するを得ず、少くとも之を千二百圓にて賣却せざるを得ざるなり

果して然らば製品の需用抑制せられ資金の需用を増し、製造者の利益を害すると共に木綿使用者の費用を増加し、其貯蓄力を奪ふて貨幣市場に不利を與ふるや知るべきのみ、而して國庫に收むる所は等しく是れ百圓なり、財政施設の良否か市場に影響する概ね斯の如し、之を要するに原料品に課税するときは同一の事業をなすに比較的大なる資本を要し爲に金利を騰貴せしめ、製品の價格騰貴し消費者の不利を醸し、需用を減し市場を縮小し、事業の擴張を妨げ結局直接間接に生産費を増加す、加ふるに消費者の餘力を奪ひ其貯蓄を妨ぐる等貨幣市場に害毒を流布すること夥し、豈に懼れざる可けんや、又原料品課税は事業の進歩殊に工業の發達

試験費の増加

を目的と爲す所の試験費を増加す、元來試験の好果を得るは數回の失敗困難を重ねたる後にあるを通例とす、故に原料にして課税せらるゝときは其使用に利益を與へざるに先ち既に租税を負擔し、數回の試験を要する場合に於ては其額頗る巨額に達するなきを保せず、斯の如きは工業獎勵の道に非ざるなり、故に若し万已むを得ずして原料品に課税するの不可なるは前陳原料品課税の不可と同一にして生産費に不利なる影響を及ぼし、同一事業を營むに税金丈多額の資本を要するの理由あることは是なり、事理明白復た多辯を要せず

第二目 原料品等の課税は徵税に便なりと雖も利害

相償はず

前述せる如く之を經濟上より觀察するときは原料品に課税するの不可なること疑を容れずと雖も、凡そ天下の事一舉兩全なるを得ず、今單に收税の難易より之を見れば原料課税は之を製品課税に比して頗る便利なるものなしとせず、則ち原料品は其生産地に就きて挿苗、收穫等に際し一時に査察して之を賦課するを得るの便あるも製造品は各地に散在し之を收拾する甚だ難し、然りと雖も是れ只行政

行政上の便宜

原料品課税の弊害の漸延

上の一小便宜に過ぎず、之を其事業界及金融市場に及ぼす所の弊害に比すれば固より同年の論に非ざるなり、而して原料品の需用殊に廣大なるか又は其他物との關係を成す繞密なる物にありては之に課税するの弊害彌々大なり、例へば吾人の日常生活する什器の製造は鐵の力に頼らざるもの殆ど罕なり、吾人の平生消費する所の物亦鐵の爲に其効用を完ふするもの多し、其毎日吾人の爲に白湯を供する瓶は多く鐵を以て製造せらる、彼の徒然草の狸釜は暫く之を例外とするも、天下の名器東雲丸、平蜘蛛釜等皆然らざるはなし、況哉吾人日常の使用品に於てをや、鐵に課税するの結果其價格騰貴するときは鐵瓶の價も亦隨ひて昇り、吾人の生活に須要なる白湯の價も亦騰貴す、課税の結果鐵價騰貴せば農夫の鋤鍬亦其價を高め米穀の高價之に踵く、斯の如く一たび課税物件の選擇を誤るときは其弊害の波及する所甚大なり、其始を慎まざれば後ち臍を噛むの悔あらん

然らば則ち吾人の日常生活消費する物の中に就き如何なるものを以て課税物件とすへきや、酒、煙草の如き他物と關係を成さず學語に所謂最後の消費品、又は原料に非ざる物、或は稀に原料となるも代用品の存する物は國家の必用に應じ探て

第一章 内地税 第十三節 原料品及器具機械に課税するの可否 第二目 原料品等の課税は便なりと雖も利害相償はず

課税物件
の選擇

以て課税物件と爲すも不可なし、古來未だ曾て酒類を材料とし以て家屋を建築したる者あるを聞かず、煙草を以て衣服を織るの例亦之を知らざるなり、是等の物品は一たび使用せらるゝときは直ちに消盡して跡なく隨て之に課税するも他に影響する甚だ稀なり、就中酒類に課税するが如きは唯其結果酒樓の飲食料を騰貴せしむるに止るのみ、而かも是も憂とするに足らず、却りて或は節酒を獎勵し、煙草税は喫煙に耽る者をして反省せしむるの效果なしとせず、英國は茲に見る所あり、主として酒類、煙草及専門的用語に所謂殖民地産物なる者即ち珈琲、コーヒ、乾葡萄等の如き他と關係を有せず、若くは他と關係を有するも其關係最も輕微なる物を選て負擔を是に集中す、課税物件の選擇最も其當を得たりと云ふべし

第十四節 公益事業の課税に關する注意

第一目 害少き場合

金融機關、保險事業、運輸通信機關等の如き公益を進捗する者に重税を課するとは曩に資本原料品等に就き述べしと同じく其結果良好なるを得ざるや論なし

必要あらば特發の
汽車に
賦課すべし

故に若し課税の已むを得ざるものあらば宜しく輕税に止むべし、而して運輸機關に課税する場合には特發の汽車汽船に課するを可とす、是れ其使用者は特別の目的を有し又は之に依りて特別の利益を受けるを以て課税の結果多少便乗料又は運賃を増加するも其辭する所に非さればなり

第二目 金融機關の課税

發行税の
不可

金融機關に對する課税は近者各國の立法例は利益税の採用に傾くに拘はらず、我國に於ては日本銀行に千分の十二半の兌換券發行税を課す、抑々發行税は銀行の割引及利子歩合を税額丈増加するの傾向を生ず、之に反し利益税は利益の有無多少に隨ひ納税額屈伸するを以て銀行の營業上頗る便なるは勿論、金融市場亦爲に不利を受ることなし、斯の如く利益税は利益の多少に依り税額を伸縮するを以て金融に影響することなしと雖も發行税は則ち然らず、例へば百萬圓の紙幣を發行するも、一圓の紙幣を發行するも利益の有無多少を問はず直ちに之れに對して租税を賦課せらる其金融に關係せざらんと欲すと雖も豈に得へけん哉、抑々課税は事業の進行中は可成之を避け、其結果利益として顯はるゝを俟て之に課するを

害の最も少きものとす。方今文明先進國の制度其國情に依り多少の差違なきを得ずと雖も、此の原則に據るは即ち同一にして畢竟大同小異のみ。然るに我現行法は發行税の法を採り其税率發行高の千分の十二半なるを以て假りに課税なしとせば割引貸附の歩合五分なるべき場合にも之れあるが爲に其歩合は六分二厘五毛となるの傾向あるは數の免れ能はざる所なり。元來中央銀行の利率は人爲を以て之を低下す可らざるは論を俟たず、經濟事項の進歩せる國に於ては中央銀行は一般銀行の後援たるを以て其利率は概ね市場率の上であり、偶々金融緩漫なる時期に於て兩者の同率なるを見る耳。中央銀行が市場利率を支配するの時代は我に於ても既に經過せり、若し時勢と步趨を同うせずして中央銀行率を市場率より低くして二者の間に差異を生ぜしめんか、普通銀行は其本分を盡すを要せず、中央銀行に融通を依頼し其預金の處置等に留意せず、甚しきは利率の差額を利するを以て甘ずるに至り、事業家は尙ほ高利の資金を使用せざるを得ず、然りと雖も發行税の如き人爲を以て故らに中央銀行の利率を高むるは固より策の得たるものに非ざるなり。

利益税の精神

元來利益税の精神は中央銀行は特別の任務を帯び特別の利益を收むる者なれば、其利益は之を相當に株主に分配し又積立金を置き尙ほ餘りあらば之を株主と國家とに分つべしと云ふに在り、是れ本末の關係を全ふするの論にして毫も間然する所なし。凡そ理論にして事實と柄鑿相容れざる者は未だ完全なる理論と云ふを得ず、眞正の理論は實際に適合し處世の指導たり其効果を見る期して俟つべき耳。

第三目 特別免税

金融機關、通信運輸機關、保險事業等の如き公益に大關係を有する者に對する課税は特に注意する所なかる可らず、我營業税法第二十一條に於て銀行業、保險業等に特別の利益を與へしは蓋し茲に慮る所あるに似たり。

第十五節 公債證書の課税

第一目 非賦課論の妄

非課税論者は曰く公債證書に課税するときは其價格下落するの傾向ありと洵

に然り、單に公債證書のみに課税し之と類似の社債券株券等に課税せざるときは公債證書は他の有價證券に比較して下落するは論を俟たず、然れども有價證券にして一般に課税せらるゝときは獨り公債證書のみ他證券に比して其價格を落すの理由なし、抑々効用の同一又は相類する者にして租税の有無、輕重あるは立法の失躰にして特別の必要あるに非ずんば斷じて不可なり、其實際に不便を生ずるや疑を容れず

若し單獨に公債證書のみに課税すれば其價格下落し隨ひて其擔保價格を減殺するが故に公債證書に依りて金融を得し者は其下落せし丈擔保を補填せざる可らざるの困難に遭ひ之に反して他の有價證券悉く課税せられて獨り公債證書のみ免税せらるゝときは公債證書以外の有價證券の所有者は其擔保價格の下落に苦むべし、故に之に鑑み公債證書にのみ課税することなくんば他證券に比して公債證書の下落を見ることなかるべし、他の事情同じくば、或は曰く公債價格の騰貴は國家の信用を厚ふするのみならず亦其所有者にも利益あり、故に之に課税す可らずと、嗚呼論者の如きは未だ其一を知て其二を知らざる者か、將た又知て而して

一般有價證券の課税に當りては、公債證書に比して、其價格の騰貴を以て、國家の信用を厚ふするのみならず、亦其所有者にも利益あり、故に之に課税す可らずと、嗚呼論者の如きは未だ其一を知て其二を知らざる者か、將た又知て而して

人為の價格維持は、信用を繋ぐに足らず

故らに言を弄する者か、抑々公債證書の價格か國の信用を代表することは其價格市場の狀況に依り自然に上下する場合に言ひ得べくして、人為に因る價格の高低を以て國家の信用の厚薄を卜すべきに非ざるなり、又論者の公債價格の騰貴は其所有者の爲に利益なりと曰へるが如きは従前より公債證書を所有する者が之を賣却又は質入する場合に於てのみ首肯するを得べきものにして公債證書の價格が免税又は無税なるが爲に騰貴するも、其後新たに之を購求する者は秋毫も得る所なし

又説をなす者あり曰く公債證書に課税するは即ち國の信用を代表する者に課税するものなるが故に非なり、而して公債證書に課税するは國家が人民に約するに一定の利子支拂を以てせしに拘らず其經濟を保持するが爲に利子の幾分を支拂はざると同様にして、極言すれば是れ即ち國の一部破産なりと、然れども是等は皆淺薄なる一種の感情論にして、事物の真相を知らざるものなれば固より採るに足らざるなり、元來公債證書の所有者は社債券株券等の所有者と等しく之を以て資本投下の具とす、而して之より生ずる收入は他の有價證券所有者の收入と異な

課税の公平を保つ
爲に公債の特
書に免れを
す可らず

ることなし、特別の理由あるに非ずして單に一種の収入は之を政府より得るの故を以て租税を免れ、他種の収入は之を私法人より得るの故を以て租税を課すべしとせば、是れ政府より受くる所の俸給は所得税を免れ、私法人より得る所の給料は之を負担すべしと云ふと何ぞ選ばん、論者の言の如く國家が支拂を約する一定の利子に課税するを不可とせば其給付を約する一定の俸給に課税するも亦不可なり。以上の論旨は課税の目的物を所得とせず之を財産とする場合に於ても亦異なることなし、即ち政府の發行する五分利公債證書に税するは不可なりと雖も、私法人の發行する五分利債券に課税するは可なりとの理由安くに存する乎、天上天下其所在を發見すること能ざるなり。今之を純理に徴するに寧ろ前者に税するも後者に税す可らざるの理由あり、何となれば前者は之を後者に比して確實の度高きに居ればなり、然りと雖も是れ只純理を弄するものにして固より前者のみに課すべきに非ざるなり。

第二目 誤謬の源泉

元來此問題に就て迷あるは世人が公債證書其者の特質に重きを置き之を私法

對物と爲
すは不可
なり

人の發行に係る有價證券と區別せんと欲すの意あるに由るものにして敢て無理なりと云ふを得ざるも公平なる立法は特に公債證書を除外するを許さず、見よ佛蘭西の如きは普佛戰爭以前に於ては一般に有價證券に課税せざりしと雖も、戰後國費多端なるに方り諸種の動産に課税せしに公債證書を除外せしを以て株券、社債券等の所有者の純收入に減少を來したるに拘らず、獨り公債證書より生ずる收入は依然として舊の如く爲に公債外の有價證券に投下せられたる資本は公債證書に移るの傾向を馴致し、公債證書は人爲的の價格を有するに至れり、是れ健全なる資本の配當と云ふを得ず。北米合衆國亦國債證書に課税せず、然れども一般所得税を施行する國に於ては概ね之に課税す、而して之を對物とするか將た對人と爲すかは一の問題たり。我國の如き對人として之に課す蓋し至當の方法と云つべし、而して公債は所謂既成資本の好例なり、其收入は佳良の一財源たる敢て疑を容れざるなり。

第三目 天引法

本節を終るに方り本税徴收の方法に就き尙ほ一言すべきものあり、何ぞや納税

額天引の事はなり抑々公債に記名無記名の兩種あるは人の知る所なり其納税に方り記名は如何にしても之を免るゝことを得ずと雖も無記名は其所有者にして之を隠蔽せんと欲せば事甚だ容易なり等しく國家に對す債權より生ずる收入にして一は納税を免るゝの道なく一は其事容易なるときは人性の弱點此處に發動し不幸且つ不都合なる結果を生ずるなきを保せず故に我國に於ては所得税法第四十二條第二項に

第二種の所得に付ては其の金額支拂の際支拂者其所得税を徴收し其都度之を政府に納むべし

と規定す是れ他國に於て未だ見ざる所の例にして立法の用意周到なりと云つべし今一步を進め各種預金の利子の如きも之を第二種に編入し其支拂者をして之を徴收せしめば納税者は申告の手續を省き預り人殊に銀行の如きは自己の便否に拘らず其預金額を表出するの不便を避け國家は徴税の繁を免れ且つ納税上に公平を得べし豈に一考の値なしとせんや

天引法の擴張

第二章 關稅附輸出入物品の取扱

第一節 輸出入税

第一目 總論

關税は成るべく税目を減し一階級中に多數の物品を包含せしめ而して一階級には同一の税率を適用するに非れば稅務繁縟に流れ貿易上の取引圓滿なる能はず金融市場に影響すること多大にして甚しきに至りては商賈をして爲に商機を失はしむるの慘事を現出するの虞なしとせず又用途効用の同様なる物品に對して租税の有無輕重あるが如きは甚不可なり不幸にして斯くの如き事あるときは脱税、密輸入等の諸弊を誘發し種々の惡計を運らす者を續出するを免れず而して課税の當否及税率の輕重を決するにも亦一定の主義なかる可らず例へば原料品生産の器具機械の如きは之を無税品とし半製品に課する租税は之を免ずる乎若くは輕微なる乎孰れか其一方を採り普通に世人の認めて以て奢侈品となす物に

徴税の主義を一定するを要す

は重税を課すべしとするか如き是なり

以上陳述したる所の事項は關稅徵收に關する大體の原則にして英國のホスキ
ソン、ビール、グラットストン氏等の採用して奏効せし所の者なり固より社會事情
の轉變は且に夕を測る可らず故に一々之を律するに嚴然一定不動の原則を以て
すること甚だ難しと雖も天下の事大小となく豈に大體に貫通する所の主義原
則の存するなからんや關稅に於ける亦然り抑々關稅は一定の主義に依り之を徵
收するに非ずんば收稅の處分支離滅裂復た收拾す可らざるに至らん是を以て縱
令前述の原則は時と處に依り之を行ふに難易の別あるべしと雖も十分なる注意
を以て事情の許す限り之に悖らざるを期すべきなり

我國國定稅率施行の初期に於ては課稅品の分類多に失し稅率頗る繁冗にして
其効用相等しき物品にして課稅の率往々異なるもの多く織物類、酒精、酒類、丁幾類
に於て最も甚しく屢々紛争の因たるを免れざりき然るに今哉機漸やく熟し三十
九年法律第十九號を以て之を改正し多少の進歩を見るを得たり然れども物品の
分類稅率の等差等に就き尙ほ望蜀の憾なしとせず夫れ關稅の如き一見甚だ繁密

なるが如しと雖も其實極めて單純にして諸國の實例鑑みるべきもの頗る多く改
善の方針歴然として疑ふ可らざるものあり豈に趨向の惑あらん耶

左記は前記某氏の寄送に係る復た得難きの論なり

現行關稅定率法は關稅法の前に制定せらる關稅法第一條中條約なる稅目は條約に依るとの規
定を見たる上は特に條約稅目と同一なるものを關稅定率法に掲記するの必要なし即ち條約稅目
なるものは只一國經濟のみに着目す可らずして汎く一般の國際關係を見るが故に努めて精微に
稅目を記載することを要す是に關係して又關稅定率法中注意すべき稅目ありと雖も一般に尙ほ
之を單一にし而かも尙ほ科學的に分類を整理するを得べし

第二目 關稅徵收の難易

内國に於て種々の物品生産せらるる國に於ては關稅徵收の手續複雑となるの
傾向あり之に反して内國物産の種類少くして輸出輸入共に巨額に達し而して輸
入品は内國に於ける需要の廣大なるに拘らず殆ど自國に於て産せざる物なると
きは關稅の徵收極めて簡易なるを得べし即ち英國の如きは主要の輸入物品は一
般需要品たるに拘らず國內に於て生産する能はず且つ有稅品少きを以て關稅徵
收の手續大に簡易なり佛國は文化四海の主位を占む然れども其國情は英國と頗

我國と英
國との關
税の情況
を異にす

る其趣を異にし種々の消費物は概ね其産なり故に佛國は假令全然自由貿易主義を採るとするも英國關税の如き結果を見るを得ず況んや保護主義を採るに於てをや借問す兩者の間孰れか幸福を得たるもの乎天恵を享有するは前者にあるや疑を容れず今一步を進めて我國の情況を観るに元來我國は曰ふまでもなく一島帝國にして領土南北に延長し其形狀蜿蜒として恰かも八大龍の大海に幡るが如く其長大なる他に比すべきものなし而して水陸物産の饒多なる殆ど枚擧するに遑あらず等しく島帝國なりと雖も英國と大に其趣を異にす則ち英國は風土多くは煙草の耕作に適せず而して國內に於て之を禁ず故に英國人の使用する煙草は皆外國品にして而かも其輸入頗る多し其他茶、珈琲、砂糖の如き一般の需用に入る者皆殖民地産に非れば即ち外國の産なり而して目下有税品に非ずと雖も棉花の如き亦外國品にして、麥亦其例に漏れず而かも其輸入頗る大なり斯の如く英國に於ては需用廣くして内國に産せざる物品の輸入多きが故に關税の徴收頗る便なり我國は則ち然らず吾人の需用する物品は概ね國內に産し、國運の發達伸張に伴ひ比較的輸入を増加せざるの傾向あり故に英國の如く國家歳入の大部分を關

税に仰くを得ざるは自然の勢なりと云つべし

第三目 輸出税の得失

輸出税を
無比の長
場税とする
場合

輸出税徴收の不可なるは大鉢に於て争ふ可らず抑々貿易を擴張し競争場裏の勝者たらんと欲せば輸出品を廉且つ佳良にせざるを得ず、人為を以て之を高價にする果して可なる乎、其不可なる識者を俟て後ち知らざるなり然りと雖も元とは是れ市場の擴張は競争の勝者たらんことを期するに由るものなるに由り、競争の原因にして存在せずんば或は政略上或は自然上例外の場合なしとせず、即ち輸出品にして絶對的獨占品ならん乎、少しく之に輸出税を課すと雖も、其需用を減ずることなく租税の負擔は外國需用者に歸し、國民の負擔を軽くすると同時に國庫を益する蓋し鮮少に非ざるべし、只其率高に失し需用を減じ或は代用品の使用を生ぜざらしめんことに注意を要す、其純然たる政略上に出づるものは近時英國の石炭輸出税賦課の決議の如き是なり、北米合衆國の棉花、白露國の「グワノ」の如き或は絶對的獨占品たるの實力を有す、何となれば合衆國の棉花生産高は世界總産高の八割五分以上にして、西曆千九百五年の生産高は凡そ千三百六十九萬餘俵、但一俵は

五百英斤入而かも其纖維の細長なる實に他國に於て見る能はざる特色を有し、白露の「グワノ」は其供給の豊富なる天下に冠絶すればなり、然れども比較的獨占品の如きは競争の目的物たるを免れず我生絲綠茶の如き即ち是なり而して普通競争品に至つては課税の不可なる固より論を埃たざるなり

左記は前記某氏の寄書なり議論深刻にして割切實に得難きの分析なりとす

輸出税ある品が實際に獨占的なる者の外は輸出に影響するは免る可らず而して今に於て獨占的のものとしても殆ど安心して頼む可きに非ず

近時我國に於ける輸出税免除か輸出を助長するの場合は概ね左の如くなりとす

外國の注文價格の本邦の賣價より低きも其差少なき場合

即ち其差は曩きに課せられ居りたる税額より少なき場合

免税か取扱商の利益に歸する場合

取扱商の利益多き時に其取扱高の多からむことを務む

見本送付廣告其他の方便を利用し以て同品の賣行多からんことを務む

免税か物價を低價ならしむる場合

(一) 仕向國に於て他國の同品と競争の上勝を制して販路を擴張す

(二) 需要者の消費高を増す

免税か生産者の利益に歸する場合

(一) 生産費騰貴するも其割合税額と同一なれば其騰貴前と同價に仕出すことを得
(二) 生産費騰貴せざるときは其税丈け收利多きを以て自然生産を務めて市場の在高を増す

第二節 輸出入物品の取扱

第一目 通過物品

通過物品は可成無税品として取扱ふべきも之に税するの要あるときは力めて其率を輕微にし貨物の通過を奨励し延いて運輸事業の發達を幫助し併て諸國の商況を詳かにするを得るの機會を逸せしめざるに力むべし例へばハムボルグより佛國のマルセイユを経て貨物を埃及に輸出するときは佛國は運送業によりて利益を獲るのみならず坐らにして獨逸埃及間の貿易の景況を詳かにするを得るの便を得べし若し課税徴收の手續繁雜にして税率重きときは相互の不利なるや多辯を要せず方今世界商業國に於て通過貨物の最も多きを白耳義とす其實況左の如し

第三表 (單位百萬法)

第二章 關稅附輸出入物品の取扱 第二節 輸出入物品の取扱 第一目 通過物品

西曆年次	輸 入	輸 出	通 過
一九〇一	二、二二一・〇	一、八二八・二	一、四一一・二
一九〇二	二、三八〇・六	一、九二五・四	一、五四七・六
一九〇三	二、六五六・四	二、一一〇・三	一、七七九・五
一九〇四	二、七八二・二	二、一八三・三	一、六二五・八
一九〇五	三、〇六八・三	二、三三三・六	一、九三二・二

白耳義は其國小にして而かも大國の間に介在し固より政治上の大勢力たるを期せずと雖もフランドルスの遺風今尙ほ存し商工上該國人民の精勵なる實に驚くべきものあり是れ其先天の特質に依るもの少からずと雖も抑々亦アンウエルスの如き良港ありて其設備完全なるに依らずんばあらず鑑みずんばある可らざるなり

我國に於ては關税法第一條に於て貨物の通過を自由にして只擔保を徴するに止まる、關稅通路もまた三十二年勅令第三百八十三號を以て主たる鐵道線路を指定す

第二目 港灣の設備

一 設備の必要

輸出入貿易の爲に良港灣を要すること言を俟たず、而して港灣には種々の設備を爲さざる可らず、例へば船舶の出入に便するが爲には船渠、浮標、棧橋、燈臺等なかる可からず、貨物の集散を盛ならしめんが爲に保税倉庫、假置場、上屋等の設備を要し、水陸聯絡運輸の便亦必要なり、輸出入商買の爲には銀行、保險業、貨物取扱人、旅宿郵便、電信、電話等の存在を要す、而して地形及商工業の状態に依りては自由港の設備亦得策に非すとせん哉。元來自由港は嘗に世界貨物の集散場たるのみならず貨物の改装、手入、模様替、製造等亦港内に於て營まれ而かも一切輸入税を徴せず宛然内國に外國領土の存在するが如き状態を顯出す、其周圍は環らすに境壁を以てし是に入り、來る貨物は復た自由にはより外國に致すことを得べくして關稅を支拂ふを要せず、然れども一たび自由港内に入りし貨物は内國各部に輸入せらるゝ場合には無論關稅を徴收す、自由港の効用夫れ斯の如し、故に一國が其地の利に據りて自由港の作用を完するを得は是れ即ち貿易繁榮手段にして其國を利用する實に測る可らざるものあり

二 我國の港灣設備の不完全

然るに今日我國の海港設備の不完全なる只に之を他國に比して同年の論に非らざるのみならず、之を内國諸般の他の設備に比し頗る遜色なしとせず、自由港の利を論ずるに先ち思を普通商港に致さざるを得ざるなり、試に水陸聯絡運送の一事に就て論ずるも其設備の全からざるが爲め海上保険は陸上に及ばず陸上保険は別に之を附せざるを得ず、入港の荷物は先づ端舟を以て之を運搬し更に車輛の力を藉りて之を鐵道停車場へ運ばざるを得ず、例へば神戸港より大阪港に積出す貨物の如きは同所に於て更に端舟の力に依らずんば陸地に上る能はず、斯の如にして貨物の廉價ならんことを望むと雖も豈に得べけん哉、輓近の實況に依るに神戸港到着の荷物中東上即ち大阪に到り又は同所を通過する者一年凡そ二十一萬噸、西下するもの凡そ十萬噸にして荷馬車の運搬に依れば海岸より停車場に至る運賃東上貨物一噸八十四錢餘、西下貨物七十五錢餘なりとす。然るに水陸の聯合成り海岸より直ちに汽車に積込むを得るものとせば東上三十四錢餘、西下四十二錢餘に減ずるを得べくして則ち前者に於て凡そ五十二錢後者に於て凡そ三十二錢

海港設備
無統一の弊

を減却することを得べくして東上に於て十萬九千餘圓、西下に於て三萬二千餘圓を減ずることを得るの計算となる、豈に輕々看過するを得ん哉、其他港灣設備の不完全なるより内外船舶及貨物が不便を蒙ること夥しく風波の爲め港内に於て損害を受けること獨り神戸港のみに於て一年二百萬圓に及ぶとは人口に喰灸する所にして、全國に通じて其の損害蓋し五六百萬圓に降らざるべしとは當務に經驗ある者の信じて疑はざる所なり。水陸聯絡の急務にして港灣の以て治めざる可らざる夫れ斯の如し、豈に山間鐵道と同年の論ならん哉、海港設備無統一の弊に就ては曾て本問題に就き最も通曉の譽ある目賀田氏の所説を東洋經濟雜誌に掲げたるものあり、簡明にして能く其の要を得、依て同雜誌の同意を得て茲に轉載し以て本目の缺を補ふ事とせり、即ち左の如し

交通路なるものは單り帝國內の交通のみに止まらず更に進て外國に向て廣く交通の道路を開くにあるものなるか故に其經營並に維持計畫に於て是れか統一と且つ恒久なる一定の方針とを有せざるへからず是れ即ち一國の財政及經濟上は勿論其國際上の關係より云ふも頗る重要なものあるに非ざらん、今我帝國に於ける交通路を見るに先づ其關門とも云ふべき海港なるものは、多くは從來の成行に従ひ又其新たに開かるゝものありと雖も其經營の方法に至ては殆んど皆

統一を缺けるものゝ如し例へば之を陸上設備より見るに内國鐵道の如きは荷も運賃を低下し、輸出を奨励せんとせば必ずや其施設に於て内外汽船の碇泊所たる海港との連絡を要とせざるべからず、然るに我國に於ける實際を顧察すれば、其鐵道は大概内國交通の便宜を之れ努め、其外國通路に對して交通の設備を圖りたるもの甚た少し

惟ふに海港なるものは對外交通路の一大關門なり而して我國に於ては此關門なるものは如何なる部局に屬し、如何なる管理に歸すべきものなるか頗る分明ならず元來海港なるものは一の法人として相當の管理者を定め、其土木に關する規定若くは營造物に關する一定の法式を定むる部局なかるべからず、然るに現今は港務は水上の船舶碇繫のことを主とし水上警察は港内の秩序を維持し、檢疫は船舶の健康を檢査する等、各其專掌ありと雖も、最も主眼と云ふべき港其者を維持するは、誰に屬するや頗る疑なき能はず、而して港の管理者、維持者のなき結果として日常の事務は入港船舶の事務に就て、複雑を極め、其不便損害は遂に延て貿易の消長に迄關係するに至る由是觀之、是れか工事の計畫に就ては、今より大に考慮を要すべきものなくんばならず

今神戸の一例を擧げて之を言はん、神戸の小野濱地先より湊川尻に至る千九百十間は即ち其水際延長なりとす、此水際延長は諸般外國交通路の設備に最必要なる地積にして此計畫の如何は大に將來に影響すべきものなり、即ち其内に一の設備方法に由て其將來の發達に如何なる關係を起すも知るべからず、抑も一の海港場の水際延長にして千九百八十間なると云ふか如きは頗る短縮したる延長なりとか、故に此間に於て繫船場等の設備によりて此有効延長を増すことあるべし、先づ差向きの三倍するも五千間餘に過ぎず、而して此有効埠頭着船一回の荷揚効力一間に付五

十七噸と見て二十八萬九千餘噸に過ぎざれば一箇年間の貨物取扱噸量は一間に付五百噸となし二百五十二萬四千二百餘噸なるべし、前陳する如く將來の施設に對し考慮を要するものにして且つ其方法の如何によりては右の如く延長を増加すると能はざるにあらざり、然るに目下の施設なる者其工事にせよ、事務にせよ、統一を缺くか故に造船場、家屋等の建造物を自由に許せり、若夫れ此水際延長を將來擴張して、一般交通路の設備をなさんとするに際して、之を取退けに關する爲め大に其費用を要するに至るや當然なり、是れ顧みざるべけんや

而して先づ從來の開港場改良費にして、横濱神戸及函館の三港に對して一應の改良をなすには其民間と政府と其何れの從事するに拘らず、後二千萬圓を要すべし、港の統一者ありて是等水際延長等に於ける一定の方針を豫め規定する等のとなくんば更に多くの失費を要するに至るも亦未だ圖り難きなり、更に又大阪の築港の例を述べんに其他我亞細亞貿易に對し誠に必要なるに拘らず、是れ又港の統一を缺きたる結果として將來大に憂慮すべき現象を呈せり、即ち大阪全市若くは少くとも其半市の市區改正をなすの要あらんとす、是れ他なし其築港なるもの大阪の市街と如何なる關係を將來に有すべきやを考察せず、只其築港のみを計畫したるが故に折角の築港も市街と遠かり、築港の便より云へば新たに市街を其近傍に開かざるべからず、市街より云へば築港頗る遠くして不便難なからざる有様となり、結局大阪市にとりて築港に伴ひて一方には非常なる不利益を現在に生ぜしむるとなれり、此れ畢竟港の統一を失ふに出でたるものと言はざる可からず

是の如く陳述し來れば交通路の一大關門たる港なるものは、其經營及管理に於て統一と恒久とを要すると勿論、又其統一的に經營する者は獨り地方的のみならず之を小にしては國內交通路と

して、又之を大にしては對外交通路として總ての點に於て遺憾なからんとを期するの方針に出でざるべからず、故に外國にありては是等の點より其地方と國家とより成れる之れが統一の一局を設くるあり、又國家のみにて之れに當るとあり、然らざるものと雖も其地方の市長若くは船舶所有者之が管理の地に立つことありて其一港の内外交通路連絡に關する施設に怠らず故に我國に於ても茲に慮る所あり只濫りに築港することを是れ圖らず其築港は内外交通路の關門として遺憾なきを期する爲め先づ其統一を先にし然る後之れに従事するを希望するものなり

又最近の調査に據るに神戸港に於ける設備の不完全なるが爲め船舶の沖合碇泊を爲さざるを得ざる者頗る多く之を棧橋繋留に比して停船日數通例三ヶ月を増加し一噸一日停船費約十三錢なるを以て入港船舶の平均登簿噸數約一千九百六十八噸とし其一日の停船費二百五十六圓となり之を卅八年中入港船數二千九十九に乘すれば實に百六十一萬二千三十二圓となる又荷主の損害如何を見るに最近四年半間に神戸棧橋會社が取扱ひたる荷役費は平均一噸凡そ五十二錢二厘七毛なりとす、然るに横濱臨時税關工部局の調査に據れば棧橋扱は四十錢四毛にして是るべく岸場扱に於ては更に費用を減ずるを得べく二十七錢二厘を以て是るべしとせり、果して然らば横濱港灣改良後は之を方今の沖取荷役に比して一噸に付二十四錢二厘二毛を輕減することを得べし今之を神戸港に適用し横濱と同様の改良を爲すとせば陸揚費一噸に付約二十八錢船積費同上約十九錢六厘六毛となり、方今の情況に比し一噸二十四錢を減却することを得べくして之を三十八年同港の輸出入總噸數二百四十九萬九千四百三十噸に乘すれば五十七萬八千二百六十三圓となる、又海陸聯絡の不完全なるが爲め波止場と停車場間の運送の爲め徒らに費用を要し税關と神戸

停車場間約七十錢、三宮驛と輸出波止 間に約三十五錢を要す、今之を三十八年中の神戸驛發着荷物三十六萬七千餘噸、三宮驛同上十四萬一千六百餘噸に乘すれば通計二十六萬五千二百二十八圓となり之を前記の五十七萬餘圓に合すれば約八十四萬となる、由是觀之神戶港設備の不完全なるが爲め船主及荷主に一ヶ年中約二百四十五萬圓の損失を與ふるものとす、其他貨物の破損水漏時間の徒消と船客船員感情の不快等間接の損失舉て數ふるに遑まらず是れ豈に貿易を待つ道のならん哉其改良を要する多辯を要せず(此末段は雜誌の轉載に非ず)

三 自由港

獨逸のハムボルクは自由港を以て其名最も著るし、而して其隆昌の態度寔に羨べきものあり、然れども自由港を置くとときは其取締を嚴にせざる可らず、則ちハムボルクの自由港に二十六個の關稅本支局ありて之が取締に任ずるが如きは是れ其所なり

頃者我國に於ても亦自由港を説くの聲聞ゆ或は大阪に自由港を置くへしと論するあり、大阪港の自由港としての適否は姑く之を措て言はず、若し夫れニカラグワ運河開通するあらば我國は地形上世界貿易の樞要たるに至るべきか故に少くとも關東關西に各一の自由港を要するの目、到らん、而してサイベリヤ鐵道の開通

亦大に我貿易に關係するものなしとせず。夫れ風雲を叱咤し大勢に乗ずるは大業を興す所以なり。我國亦大に之を備ふる所なきを得ん哉。敢て一言し以て天下の注意を惹く亦無用の業に非るを信ず。一片の婆心世に寸益あらば幸甚太し。

自由港の効用至大なりと雖も其取締を勵行するに非ずんば殆ど其弊に耐へざるべし。故に自由港内には直接に港内公私の事務に關係ある者の外一切宿泊を許さず、而して其周圍には境壁を繞らし、一部は殊更に之を柵とし監視に便ならしめ、税關官吏常に其出入口を監視し入る者は之を問はずと雖も、出づる者は之を檢すること甚だ嚴なり、是れ無税品の内國各地に入るを防遏せんが爲にして固より其所とす。

左記は前記某氏の寄送に係るものにして實に得難きの議論と事實とを含有す。氏は本問題を研究すること甚だ深く實に出色の譽を擔ふ、此投書を得る實に著者の榮とする所なり。

我國にて自由港と云ふことあり、是は「ポール、フラン」を譯したるものなるべしと雖も、元來其港とは港の水面又は其港の全市を言ふに非ずして、港市の一部分にして關稅溝渠又は牆壁を以て區畫

自由港の
取扱

したる地區を言ふなり

其大なるものは由來ハンボルク及ブレメンとす、他は小區域に係り殆ど自由倉庫の所在の地區を言ふべきなり。近時「ゴッペンハーゲン」の如も「フライハイフェン」フロッテル「所謂自由區域即ち倉庫地を設け全部株式會社にて其事を擧ぐ但し香港青島の如き殖民地的自由港は其島を自由に爲すものなり。

抑も自由區域を設くるが爲めに其内に住居を禁じ交通を監視するは人權上の問題に關する點なからざると又經濟上の諸種の問題あり、例へば該區域内に於て外國の原料品を以て製造したるものは區域外なる國內に輸入せらむときは其製造物に付相當なる關稅を課せらむことは他の普通の關稅に於けるが如し。

内國原料を以て製造したるもの亦同じ故に此内にて製造したる物は唯外國へ輸出するに止まり、然かも狭少なる地區内に於て種々の制限を受けて製造するが他の場所に於て廉價なる勞銀を以て製造し得べき者と競争するは殆ど困難に堪へざる所なり、又善良なる内國産を該地區内に入れ粗悪なる外國産を該地内に輸入し一の混製品を作り輸出する時は大體其國の損と爲るべし。又沿海貿易船自由區域ある港内に入るときは全部の檢査を要する故に非常の不便と爲るべし。故に自由區域を設くることは大に考ふべき事なり。我國にては寧ろ假置所の制を擴張して之を利用し大に仲買を爲すの目的を以て營爲する所あるを可とす。ニカラグ運河の開通は先づ組育を起點とし之に由りて新嘉坡に至る距離はリバプール、スウェス運河に由るより纒に廿九哩の多きに過ぎざるに至るべし、即ち新嘉坡以北の亞細亞貿易諸港は皆米國貿易と接應することを得べし、今

滿州地方に於て最も有力なる貿易は米國、日本、獨逸にして獨逸既に青島の好位置を占む由來邦人貨物を尊重する事を爲さずと雖内港の諸設備は自然一の獨占的事業にして輸出を便利にし又輸入に對しては相當の收入あることを思はゞ豈に今にして一日を緩過すべけんや

第三目 兩洋聯絡及世界交通

一 我國の好位置

方今世界の一大問題たる太平、大西洋の聯絡は多年の宿題にして或はニカラグワを便とし或はパナマを主張し又テユアンテベック鐵道の競争を惹起し、而してパナマ運河今將に開鑿せられんとす運河一たび成るの日に於いては我國は世界貿易の中樞に當り、殊に最も繁榮なる米國東南岸と我國とは水路に依りて連接せられ我國は無究の需用力を有する亞細亞大陸の大市場と無限の發達力を有する北米合衆國との中間に位し貿易の媒介をなすの最好地位にあり、搗て加ふるに山水の美人情の優を以てす施設其法を得ば以て萬國の富を集め併せて四海同胞の幸福を増進するは期して埃つへきなり

二 米國側の調査

合衆國々々
富發達の
豫測

輓近(卅七年)十月合衆國に於ける最大銀行なる「ナショナル、シチー」銀行(俗に標準石油銀行と稱する者)の副頭取「グンドルリップ」氏の調査及豫測に依るに合衆國々々富發達の情況左の如し即ち

第四表

	西曆一八九四年	同一九〇四年	同一九一四年
人口	六八 <small>百萬</small>	八二	九八
國富	七五、〇〇〇 <small>百萬</small>	一〇六、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
流通貨幣	一、六〇〇	二、五〇〇	三、四〇〇
銀行紙幣	一七二	四一一	六〇〇
國立銀行預金	一、六〇〇	三、三〇〇
州立銀行同上	六〇〇	一、九〇〇
其他の銀行及信託會社ノ分合計	四、六〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
鐵道總收入	一、二〇〇	一、九〇〇	二、六〇〇
外國貿易	一、五〇〇	二、四五〇	三、〇〇〇

第二章 關稅附輸出入物品の取扱 第二節 輸出入物品の取扱 第三目 兩洋聯絡及世界交通

國立銀行貸付及割引 二、〇〇〇

三、七二五

四、五〇〇

郵便事業

七五

一四四

鑛產物

六五〇

一、三〇〇

二、〇〇〇

豫測斯の如し、今試みに方今を以て經濟事情の新氣運を開きたる西曆千八百七十五年を比較するに人口は確に一倍を増加し、國富は凡そ三倍の増加を示し、國債は國庫遊金を差引き二十億弗以上より十億弗以下に減少し、年利の負擔高一人當り二弗二十仙より二十九仙に減少し、流通貨幣は七億五千四百萬弗より二十五億八千八百萬弗に増加し、銀行預金は二十一億八千二百萬弗より百十三億五千五百萬弗に貯藏銀行の預入者は二百三十五萬九千八百六十四人より七百六十九萬六千二百二十九人に増加し、其間商品の輸入は倍以上となり、輸出は三倍となり、製造者の需用に係る輸入は總輸入の三割六分より二割九分に減少し、製造品の輸出は一割六分より三割六分に増加せり、而して内地需用の爲にする製造は約三倍を増加せり、通信機關も亦大に發達し、郵便局數は十割を増加し、電信の數は五倍に達し、新聞雜誌の數及國民教育の費用は共に三倍の増加を示し、其他發達伸張の情況枚

米國の進

舉に違まあらず、元來合衆國の三十年は他國の百年以上に匹敵す故に、方今と西曆千八百七十年代とを比較對照するも、勞多くして興薄きの憾なしとせず、依て今最近十年又は五年を比較して其真相を表出せん

第五表

科目	西曆年次	一八九五	一九〇〇	一九〇五
人口		四一、五〇〇、〇〇〇 _A	七八、〇〇〇、〇〇〇	八三、〇〇〇、〇〇〇
國富		六三、一八〇、〇〇〇、〇〇〇 _B	六五、〇三七、〇九一、一九七	九四、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
國債			一一、〇八、〇〇〇、〇〇〇	九九〇、〇〇〇、〇〇〇
全上一人當			一四弗五二仙	一一弗九一仙
利子全上			四四仙	二九仙
貨幣流通高		一、六〇二、〇〇〇、〇〇〇 _C	二、五五〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五八八、〇〇〇、〇〇〇
金及金手形		五二八、〇〇〇、〇〇〇	八一二、〇〇〇、〇〇〇	一、一三六、〇〇〇、〇〇〇
普通銀行預金		四、九二二、〇〇〇、〇〇〇	七、二五〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一三五、〇〇〇、〇〇〇

第二章 關稅附輸出入物品の取扱 第二節 輸出入物品の取扱 第三目 兩洋聯絡及世界交通 一〇五

貯藏銀行全上	一、八四四、三五七、七九八	二、三八五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇九三、〇〇〇、〇〇〇
全上預ヶ人	四、八七五、五一九	一、〇二八、〇〇〇、〇〇〇	七、六九六、二二九
貸付及信託會社預金		八四、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、九八一、〇〇〇、〇〇〇
交換		五二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一四〇、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
紐育同		二四一、〇〇〇、〇〇〇	九二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
石炭	九五〇、〇〇〇	一三、七九〇、〇〇〇	二二、〇〇〇、〇〇〇
地鐵	一八一、〇〇〇	一九四、三三四	二一、七〇〇
鐵道	一、八一九、〇〇〇、〇〇〇	二、〇四三、〇〇〇、〇〇〇	三、六七五、〇〇〇、〇〇〇
家畜		二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七〇八、〇〇〇、〇〇〇
蜀黍		五五二、〇〇〇、〇〇〇	六九三、〇〇〇、〇〇〇
麥花		九、五〇〇、〇〇〇	一三五〇、〇〇〇
棉績		一九、一〇〇、〇〇〇	二、三八五、〇〇〇
紡績		三、六四四、〇〇〇	四、五六二、〇〇〇
棉花消費高			

羊毛生産高	二八八、〇〇〇、〇〇〇	二九五、〇〇〇、〇〇〇
同上輸入高	一五六、〇〇〇、〇〇〇	二四九、〇〇〇、〇〇〇
生絲全上	一三、〇〇〇、〇〇〇	二二、〇〇〇、〇〇〇
ゴム原料全上	四九、〇〇〇、〇〇〇	六七、〇〇〇、〇〇〇
錫地金全上	七〇、〇〇〇、〇〇〇	八五、〇〇〇、〇〇〇
右ノ外製造原料品全上	三八〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇九、〇〇〇、〇〇〇
輸入總額	八五〇、〇〇〇、〇〇〇	一一一七、〇〇〇、〇〇〇
輸出全上	一、三九四、〇〇〇、〇〇〇	一、五一九、〇〇〇、〇〇〇
輸出品輸入	三二九、〇〇〇、〇〇〇	四五七、〇〇〇、〇〇〇
同上輸出	四三四、〇〇〇、〇〇〇	五四四、〇〇〇、〇〇〇

又單に工業のみに就て之を見るに其進歩は左の如し

第六表

第二章 關稅附輸出入物品の取扱 第二節 輸出入物品の取扱 第三目 兩洋聯絡及世界交通

西曆千九百五年

同千九百年

製造所

二一六、二六二

增加
歩合 (四二)

二〇七五六二

資本

二、五三七、二五三、〇〇〇

(四一、三)

一、七九五、七六五、〇〇〇

從業者(役員及事務員)

五一九、七五一

(四二、七)

三六四、二〇二

同上給料

一一四、九五二、〇〇〇

(五〇、九)

七六、一七七、〇〇〇

勞力者(平均數年)

五、四七〇、三二一

(一六、〇)

四、七一一五、〇二三

勞銀

五二二、三〇八、〇〇〇

(二九、九)

四〇、一九四、七〇〇

諸雜費

二九一、〇〇四、〇〇〇

(六〇、七)

一八一、一二〇、〇〇〇

材料費

一、七〇〇、七八九、〇〇〇

(二九、三)

一、三一五、五二三、〇〇〇

生産物

二、九六〇、四二九、〇〇〇

(二九、七)

二、二八二、二二四、〇〇〇

第七表 (物質以外の進歩)

科目	西曆年次	一九〇〇	一九〇四	一九〇五
就學兒童	一九〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇人	一六、二五〇、〇〇〇	

公立學校長及教員の給料	二二九〇〇、〇〇〇	一六八、〇〇〇、〇〇〇	
國民教育費總額	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二七三、〇〇〇、〇〇〇	
大學及專門學校生徒	九三、三八五	一一一、六八八	
新聞雜誌	二〇、八〇六	二三、一四六	
生命保險金	八五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	

三 亞細亞貿易の大切なること

夫れ貿易は亞細亞貿易より貴重なるはなし試みに史を繙き蘭葡英等隆替の跡を釋ぬるに、亞細亞貿易を得る者は興り之を失ふ者は衰ふ、就中清國貿易は要中の要たり。抑々清國は四百餘萬英方里を奄有し、人口凡そ四億而かも其住民は草根木實を食とし羽毛を衣とし水草を逐て居を轉ずるの儔にあらず、化を先王に受け教を孔孟の道に仰ぎ高等の衣食住を需用する所の文明の民たり其需要力の大なること想見すべきなり、而して今や四海の大勢に乗じ改進の氣運漸やく動かんとす、其四海の大互市場たるに至らんこと智者を埃て後ち知るべきに非ざるなり、抑々

我國は清國と同文の好みあり居中之が媒介者たるは豈に是れ唯に天意たるのみならんや抑も亦人望の歸する所なり吾人豈に天職を空うし世の望を失ふの愚を學ばん哉

顧ふに北米合衆國は世界の一半に籠居し翼を戢め氣を養ひ飛ばず鳴かざるこ
と茲に百二十有餘年其間モンロー主義の背後に潛み巧みに歐洲諸強との接觸を
避け今や富力四海を壓し既にキユバを従へ布哇を呑みフヒリッピンを扼し太平
洋を其領土中の湖水とし以て支那印度の市場を窺ふ而してパナマ運河の開通は
殆ど北米合衆國をして其怪力を擅にせしむるの結果あるは毫も疑の容るべきも
のなし彼のスウエス運河は英國の爲め偏見以て之を論ずれば甚だしき不利ある
べきも機を見るに敏なる英國人士は世界の大事其開鑿を促すを覺り逆さまに之
を利用し禍を轉じて福となすに至れり豈に眼中の翳たるを患へて金屑を棄るを
得ん哉變通の自在眞に驚くべきなり抑々兩大洋貫通の運河は我國を利する甚だ
大にして毫も不利の點あるを見ず殊に我雜貨及綿業に利ある疑を容れず若し吾
人にして此大勢を利用する能はずんば掌中の珠玉將に他人の有たらん夫れ天は

己を修むる者に與みし己を棄る者に與せず吾人豈に天意に背き當然收むべきの
利益を捨て臍を噛むの悔を貽さん哉

四 運河の影響

今事實に就てニカラグワ運河が貿易に及ぼす所の影響を見るに概ね左の如し

ニカラグワ運河に就ての概況

紐育よりニカラグワを経て 同所よりリバプール及スウエスを経て 一五、三一四

横濱に至る 同上に至る 一五、九五一

香港に至る 同上に至る 一一、三〇八

減 二、三六三

新嘉坡に至る 同上に至る 一一、五四九

増 二九

由是觀之當初は舊來の慣習商業機關の施設港灣の便否等多少斟酌すべきものな
きに非ざるべしと雖も合衆國の貨物にして方今スウエスを経て東洋に來る者の
中新嘉坡以東に來る者及同所以東の貨物にして合衆國へ到る者は概ねニカラグ

ニカラ
グワ運
河利用
に就き
米人の
調査

ワ運河に依るは大勢の然らしむる所にして世界貿易に一大變更を來すは疑を容れず、今某米人の調査に依るに西曆千八百九十九年七月を以て終る所の一週年度中合衆國の輸出入貨物にしてニカラグワ運河を利用し得べかりし者三百四十二萬六千七百五十二噸に達せしと云ふ、目下の情況にして既に斯の如しとせば、無限の發達力を有する合衆國の未來に於て運河利用の廣大なる豫め測り知る可らざるものあるは多辯を要せず、勿論該運河を以て直ちに殆ど競争者なきスウェス運河に比するは稍々思慮の足らざるものあるに似たりと雖も其我國に及ぼす影響は之をスウェスに比して更に大なりと云ふを得べし。

又ニカラグワ運河の開通は我國と南米諸國との關係に偉大なる影響を及ぼすべし、方今我國よりブラジルに至るにはマルセイユ若くは紐育の迂路を取らざるを得ず、而して紐育よりリオ、ジャチイロに至るに八日を要し、同所よりアーゼンタイン、共和國に至るに更に四日を要す。然るに運河一たび開通するときは形勢一變し、此等無限の富源を有する南米の新聞諸國は忽然我が親善なる比隣となるべし、加之南北米洲縦貫鐵道建築の計畫は既に其歩合を進め通計四千八百哩の聯絡線

米洲の縦

貫鐵道

河
運
巴
拿
馬

を所々に築くを以て足れりとす、海峡運河と此縦貫線の聯絡は實に偉大の功を奏するや疑を容れざるなり、而して巴拿馬運河は紐育を中心とし之を見るに香港は巴拿馬線とスウェス線の分線點となる、則ち巴拿馬を経て香港に至る里程は一、六一〇哩にしてスウェスを経過する時は一、一六〇三哩なり、故に其間七哩の差違を存するのみ、リバプールに寄らす直航里程以下準之上海へは巴拿馬線一、七二六哩、スエス線一、二三五〇哩、横濱へは前者一〇、〇八六哩、後者一三、〇四〇哩なるを以て香港以東以北は前者の方利あるは疑を容れず、其他メキシコのゴリゾコアルコサリナ、クルーツ間百二十哩の鐵道即ちテュアンテベック鐵道を利用し其兩端の港灣の改築完成するの日に於ては前記兩者に對し有力なる競争者を顯出すへし。

五 運河の競争者

今試に、該鐵道の爲め起るへき變動を見るに紐育より巴拿馬を経てサンフランシスコに到る里程は六千二百七十里なるに前記鐵道に依れば五千五里、プリモスよりサンフランシスコに到る里程は前者は九千百里なるに後者は七千七百六十七里、ニュー、オルリンよりサンフランシスコに到る里程は前者は五千五百九

十六里なるに後者は三千五百八十六里なりとす前後兩者間に多大の差違ある知へき耳、同方面に於てはダリーエン、マンチンゴ間の運河開鑿の議あり而してサイベリヤ鐵道は既に露都と浦鹽港との間を聯絡し、其他バクダット鐵道及亞歷アレキサンドリヤ上海間大鐵道延長六千四百餘哩の開通するあらば四海運輸通信の便今日の比に非ざるへし

六 他方面の企圖

右の外佛國人は尙ほ大西洋と地中海とを聯絡してホルドーよりマルセイユに至る運河の開鑿を企圖す、該運河にして竣功せば船舶のジブラルタルを回航するもの減少するや疑を容れず、西人之を算し該運河を通過する輸送貨物は五千萬噸に上るへしとす、然れども該運河の工費は五千六百萬磅の巨額を要するの豫算なれば事固より容易ならず、其開鑿は近き將來に於て之を見る能はざるへしと雖も計畫は既に佛國議會に提出せられ同國各地の商業會議所の賛する所となり、マルセイユの商業會議所の如きは特に其開鑿に對し大に力を盡す所あり、蓋しマルセイユは嘗て世界重要港の一なりしも伊國ピノア港の競争に遭ひて大に苦めるの

佛國の大運河併にアルプスの大隧道

みならず、シムブロン隧道開通の爲めゼノア港が中歐及北歐の諸大都府と直接聯絡するに至れば世界の運輸通信事業に多大の變動を來すへし、夫れ惟るに不困在於早慮不窮在於早豫是等交通設備の開發は地形上一として我國の利害に影響せざるはなし、須らく採て以て利用し四海同胞の士と其樂を共にすへきなり

第一編 第二卷 終

改增
版訂
財 政 と 金 融

乾

會 第 二
計 編 第 一
卷

豫 算 及 決 算

第四目	科目區分精粗の程度	一三
第三節	豫備費	一四
第一目	豫備費の集合及分割	一四
第二目	豫備費に關する制度	一五
第三目	豫備費の金額	一七
第四節	機密費、恩給及休職給	一八
第五節	補助費	二〇
第一目	總論	二〇
第二目	地方費補助に就ての注意	二一
第三目	補助費は集めて一欸と成すへし	二四
第六節	數年度に亘る經費	二五
第一目	繼續費	二五
第二目	豫算外國庫の負擔となるべき契約	三三

第七節 工事費及物品材料の供給

第一目	工事及物品供給の集中	三四
第二目	山林の利用	三七

第八節 臨時收入と經常費との關係

第一目	總論	四二
第二目	臨時收入の實質	四三
第三目	恒久の費用支辨は臨時收入に依頼す可らず	四三
第四目	我國の近況	四五
第五目	露國財政の近況	四七
第六目	獨逸の情況	八〇

第九節 國家の撰擇事業に對する費用支辨

第一目	巨大なる臨時費は經濟上の調和を破の虞あり	八三
-----	----------------------	----

の注意

第二目 臨時費支辨に關する我國特有の事情……………八七

第三目 臨時費支辨の結果に關する注意……………八九

第十節 臨時費支辨の順序……………九一

第一目 一般の順序……………九一

第二目 租税中の順序……………九二

第三目 公債中の順序……………九六

第四目 前記の順序は平時にも適用す……………九七

第十一節 租税より短期公債に短期より長期公債に移るべき時機及増税を止むる標準……………九八

第一目 總論……………九八

第二目 租税の最大點……………一〇一

第三目 最大點外の諸標準……………一〇三

第四目 長期公債に移るべき時機……………一〇五

第十二節 非常臨時費支辨の實例……………一〇六

第一目 英のクリミア戦争費の支辨……………一〇六

第二目 英の南阿事件費の支辨……………一一〇

第三目 日本及佛國の例……………一一三

第四目 佛國の極端論……………一一四

第五目 西曆千九百四五年の露國の戰時財政……………一一八

第十三節 國家の費用に關する發言權及請願の提出……………一二八

第一目 法規の關係……………一三九

第二目 行政府は豫算編製に適す……………一四一

第三目 内外の事例……………一四二

第四目 權利の執行は慎重なるを要す……………一四七

第五目 請願の提出……………一五〇

第十四節 豫算の基礎正確を缺くの弊害……………一五一

第一目	總論	一五一
第二目	豫算の基礎確實ならざるの原因及結果	一五二
第三目	豫算の不實なるより生じ得べき弊	一五四
第四目	剰餘金の濫用	一五七
第五目	結論	一五九

第十五節 行政部内に於ける會計事務監督

の不備 一六〇

第一目	近年の實況	一六〇
第二目	監督の方法	一六一
第三目	外國の事例	一六二

第二章 決算

第一節 總論

第二節 決算の發表は成可速かなるを要す

第一目	締切り期限	一六四
第二目	整理期限の短縮	一六五
第三節	最終の目的	一六六
第一目	近年の進歩	一六六
第二目	甲年度の決算を丙年度の豫算案と同時期に提出するを得るの方法	一六九
第四節	官有物會計の監督	一七五
第一目	監督方法の不備	一七五
第二目	前記の不備より生ずる缺點	一七八
第五節	會計検査院の組織權限	一七九
第六節	決算の系統	一八一
第一目	總論	一八一
第二目	命令系統	一八二
第三目	出納系統	一八三

第二編第一卷目錄終

第二編 會計

第一卷 豫算及決算

第一章 豫算の編製及執行

第一節 豫算の種類

第一目 一般豫算及特別豫算

國家が歳入を得るは主として租税又は國債に依らざるを得ざるは多辯を要せず、兩者の大體は前二編に以て之を略陳せり今一步を進めて其歳入は如何にして之を使用する哉を問へば是れ即ち豫算の問題となる、固より租税及國債の外、官業収入手数料及官有財産の収入等なきに非ずと雖も是等は租税に比較して其額少なく、且つ民財を強徴するものに非ずして金融に關係すること固より租税及國債と同年の談に非ず、故に是等の問題は之を一般財政學に譲り之を茲に論ずるの必

別兩者の區

要を認めず而して償金領收の如きは非常稀有の出来事にして固より常經を以て論ずべきものに非ざるなり

歳計豫算は其關係する所至大至廣其編製決議執行及結末に於ては大に論究すべきものあり而して豫算には一般豫算特別豫算の區別あり蓋し一般豫算とは我國にて一般會計の豫算と稱するものにして即ち各省所管の普通費用を豫定する所のもの是なり特別豫算とは特別會計の如く特別の須要に因り特別の費用を支辨するの必要ある場合に於て一般會計の法規に準據し難き者あるときに特別に資金を分ちて會計を立つるものにして我國に於て通例特別會計と云ふ者は此類の會計に屬す元來特別會計は斯の如く或特別の必要に因り生ずる者なれば漫りに之を増加すべきものに非ず漫に之を増加するに於ては國費共通の便を失ひ一方に餘裕ありて一方に不足を生じ金庫の融和を失ひ隨て國庫に資金を死藏し金融市場に影響すること鮮少なりとせず往時英國が國費償還の爲め特別の基金を置き不便なる結果を來したるは財政史上の一奇觀として永く後世に傳へらる豈に鑑みざる可ん哉故に豫算は特別の事情あるに非ざれば成るべく之を一般とせ

特別豫算は漫りに増加す可らず

特別會計する場合は

ざる可らず然りと雖も普通豫算に繰込むに於ては細微なる事件の爲め大機關の運轉を要し所謂牛刀の歎あるが如き場合に於ては固より一考の値なしとせず就中作業の如き特に自ら收入を有し而かも費用の支出は特に敏滑を要し又工事の如く經費の繰越を要する者は即ち是れ特別の事情ありて特設の機關を要する者なり斯の如き場合に繰越を許さざれば資金其目的外に逸し事業を遂行し能はざるの否運に陥ることなきを保せず故に會計法第三十條は

特別の須要に因り本法に準據し難きものあるときは特別會計を設置することを

得
と規定し茲に變通の道を開けり然れども法律は尙ほ其濫用的擴張を虞れ同條第二項に

特別會計を設置するは法律を以て之を定むべし

と規定せり立法の注意緩急其宜を得たるものと云つべし元來特別會計は行政機關の如く國家公共の支配を爲す者に適用すべきものに非ず故に作業廳の如きも其事業を特別會計となし其行政に係る費用は之を一般會計とするの例一二に止

まらざるなり

要するに特別會計は一の便宜法にして事の大小素質を辨明して之を設置し、之をして事物の目的に副はしむるに於ては固より有効の一施設たるを疑はず、今其實質を問へば主として作業の如く一團の事業にして其出納を敏活にし、豫算殘餘あるときは之を翌年度に繰越し使用するを必要とする者繰越使を爲すを得ざるときは殘金となりて翌年度の一般收入に入る然らば則ち特定の目的を達する能はず、議會の議員を無効にすたらざるを得ず、特別の必要なく、緩急順序を問はず、漫りに設立すべきものに非ざるなり、而して通信事業、山林事業の如きは其現業の部分に於ては或は作業經營を便とするの場合なしとせずと雖も、其大體に於ては國家の行政に屬し、假令收支相償はざるも尙且つ忍んで之を經營せざるを得ず、幸にして巨額の收入あれば採て以て歳出を補ふべきものとす、鐵道の如き亦然り爲に費用を要するも時に或は之を忍ばざるを得ざるの場合なしとせず、然ども其收入は亦國家歳入の要部たるを得べきの性格を備ふ然るに之を特別會計とし、其收入を線路の延長と改良等に充て、兵亂凶荒等大に費用を要することあるも一切之を

他に使用するを許さず、舉て鐵道事業に使用するが如きは固より常識の及ばざる所にして天下復た其例あるを聞かず、而して鐵道建設の爲に起りし公債元利の支拂を鐵道收入を以て支辨せんとするが如きは時に或は至難の事に屬すべし、夫れ特別會計は一種の除外法たり、除外法の解釋適用は之を狹隘にすべしとは動す可らざるの原則たり、則を破るは已むを得ざるの大事存せざる可らず、前陳の如く徒らに困難を醸成し、財政の弾力を奪ふものにして斷じて不可なり、而して則を破るの必要毫も存するなし、然れども築港、河川改修、某々地間鐵道敷設等の如き臨時の事業に對しては特別の會計を立てるを以て至當とす、事に法あり物に則あり、鑑みずんばある可らず

今一步を進めて之を説かんに、郵便事業の如きは所謂獨占事業の一にして、國家が之を獨占するは信書の秘密を保ち、通信の確實、速達を目的とする外、尙ほ收入を得るの一段たるは尙ほ市府が水道、電氣鐵道等を獨占するが如し、果して然らば之を特別會計とするの理由なく、斯の如きは却て其目的に反するものと云はざるを得ず、然れども電話事業の如き特別の施設を要する者は一時之を特別會計と爲

すも或は機宜を制するの一策たるを失はず、近者新聞紙の報道する所に據るに目下東京市に於ける電話申込数は約八千口なり然るに本年度卅九年度に於て新たに架設せらるべき者は約千五百口に過ぎずと果して然らば吾人東京市民の一部は文明の一利器を失ひ居るものと云ふを得べく、加ふるに電話賣買の如き一種不可思議の弊を生せしは世の知る所なり、之を救ふは實に易々たるのみ則ち、電話事業を一特別會計と爲し豫算外の需用を生ぜしときは實費を徴して自由自在に之を架設すべきものとせば需給忽ち其平を得民其澤に浴し諸弊忽ち散ずべく國家の收入亦隨て増加すべし是れ一舉兩得にあらざらんや、然り而して遠距離電話の如きは暫く之を後年に譲りて可なり、豈に近を後にし遠きを先にするの理あらんや、方今我國百般の事事大小となく過渡の時期にありて物情頗る複雑、一事一項の取捨に迷ひ爲に大體の關係を忘却し或は機宜變通の要を誤り、或は名を時勢の必要に藉り根底に於て誤るなきを保せず、然りと雖も法律は變通を許すと共に其濫用を戒む、立法の注意周到なりと云つべし、運用の妙は固より之を求めざるを得ざるなり、輒近我國の實況特別會計の設置稍々適當の範圍を超へ濫設の域に入るの

傾向なしとせず、輒近政府が卅八年法律第十八號を以て北海道官設鐵道用品資金會計法を廢し之を官設鐵道用品資金會計法に合せしが如きは進歩の一端と認るを得べし

第二目 豫算の可分、不可分

豫算の可分、不可分は編製に屬する問題にして金融上に重大なる關係を有するものに非ずと雖も又全然之を不問に措くを得ず、抑々豫算の可分とは其全軀を一括せず其一部分を議定し、又は一週年度の全額を一度に議定せず、例へば先づ年初の三ヶ月若くは二ヶ月分を議定し年度の進むに従ひ年額を定むるもの是なり、英國は古來此法を採り、白國に於ても其行はるゝ既に久しく佛國の近時亦其例に乏しからず、豫算の不可分とは全軀を一括して一度に議定し以て年額を定むる方法にして我國は此方法を採る者なり、元來歲計豫算の名實を全ふし、編製上美術的外觀より之を論ずれば不可分は完全の方法なりと雖も、之を極端に推すときは總豫算中一二の款項に就て下院の協賛を全ふする能はず終に全軀の決議に至らず、或は立法兩院の議合はす一部分の不成立の爲め豫算全軀の不成立を見る場合なし

豫算は大體に於て不可分とす

とせず、國運の進行上非常の不便を感ずるの虞あり。假令實際は上下兩院の間若くは行政府と立法府との間に互に交渉を重ね、瑣少の事件の爲め國歩の進捗を妨ぐるか如きことなからしむへしと雖も、不可分説を極端に推すときは理論上前記の不便なしとせず。又可分法は統一を缺き年度の始に於て其間の歳出入の概況を見渡して國庫と市場との關係を豫測すること能はざるの不利あり。斯の如く兩々相對して之を見れば其間固より得失なきを得すと雖も豫算の統一を保ち編製の完美なるは不可分法にある。哉論を埃たず。故に大體は不可分法を採り、其新事業にして特に議論を生すへき虞ある者は一時の情勢或は之を特別豫算又は追加豫算と爲すの必要なきを保せずと雖も抑々追加豫算は特別除外の一便宜法たるに過ぎず。其設定は素より之を苟もすへきに非ざるなり。請ふ目を改め之を論せん。

本目に關し某氏前記の某氏に非ずの寄稿あり大に本目所論の缺を補ふに足るものあり。請ふ之に掲載せん。

佛國亦殆ど可分制を實行す十二分の一假豫算と云ふもの即ち是なり。蓋し同國に於ては會計年度は曆年と同じく而して議會は十月若くは十一月を以て召集せらるゝを以て翌年度開始後數月間豫算の決定を見る能はざるは殆ど免る能はざる所なり。從て實行上豫算の可分制を採る

は止むを得ざるの必要に因るなり。然れ共其弊や終には會計年度は單に決算年度となるに至るべきなり。

白國に於ては此實行頗る久し依て以て曆年豫算の不都合を匡正せり。英國亦然り。佛國は西曆千八百十年以後變亂の際時々之を實行し近年は殆ど毎年之を見ざるはなし。其源善真ならずして其結果更に不真なり。要するに前記三國に於て名を異にし源を異にし結果を異にするも其實體は即ち一なり。

第三目 追加豫算

抑々追加豫算なる者は天變地殃の如き總豫算編製の當時人力の得て豫期し能はざる臨時非常の出來事が豫算決定後に生し所謂他働的の事件に對し萬止を得ず之れを提出するものにして故意又は政略的に之を總豫算より除き濫用的に豫算決定後に提出するものに非ざるは無論のことにして斯の如きは議會の決議權を輕んずるの甚しきものなり。只行政府が時に力を此者に藉る所以のものは抑々國家は活物にして一定不動の主義を以ては經營を全ふすること能はず。所謂變通の謀に出るものにして蓋し勢の已むを得ざるものあればなり。正に千思萬考大に慮る所なきを得ざるなり。是に於て我立法府其第十六議會に於て一案を提出し其弊竇を塞かんと欲し會計法第五條に第二項を追加し三十五年法律第四十七號を

追加豫算
の素質

以て法律となれり其規定左の如し

必要避くべからざる經費及法律又は契約に基つく經費に不足を生じたる場合の外追加豫算を提出することを得ず

立法の注意實に周到なりと云つべし

第二節 科目

第一目 立法科目と行政科目との區別

豫算の實体を組織するは科目なり今一步を進めて其大要を一言せん。元來科目の組織に縦横の別あり立法の監督は縦に粗にして稍々横に密なり而して其間流用を許さず行政の監督は精密に立法の横割を更に縦に分割し細目に付き其費途を明にす我國の豫算を以て之を例せば款項は立法科目にして款を以て縦に各省所管に就て費途の種別を明かにし更に項を以て俸給、應費、旅費等の如く稍々精密に横割を爲し以て費用の目的を分區し次に行政上行政費目とし項なる俸給、應費、旅費等を更に精密に勅、奏、判、任、俸、給、備、品、消、耗、品、筆、紙、墨、文、具、内、國、旅、費、外、國、旅、費、管、内

旅費、管外旅費と云ふ如く之を目に分割し、必要あれば更に之を節に細分す

第二目 流用に關する檢束の程度

此縦横の區別は粗に失せず煩に流れず要するに國費の大別に關する者と、費途の性質に係る者とは縦横共に立法部の檢束を嚴密にし其流用を許さず而して事行政の便宜に關するものは之を行政部に委ね其範圍内に於て適當の順序方法を定め以て變通の道を開かざるを得ず然りと雖も彼の應費、旅費の如く自働的にして濫用の虞ある者は嚴に之を拘束し、退官賜金、死亡賜金の如き他働的の者は其檢束を緩ふし多少其間に流用を許すも敢て不可なることなし而して國債費中元金償還に宛るもの、如きは之を使用し盡さざるを以て却て不可とす、軍隊戰艦に係る費用の如きは縦割細密に過ぐれば却て多額の豫算を要し不經濟の結果を來すこと少からず科目の分割に留意すべきこと凡そ斯の如し

我國にては款項は立法科目にして彼是流用を許さず、目は行政科目にして流用を默許す然りと雖も抑々費途流用の事たる單に款、項、目、の如く形式を以て其當否を論ずべきものに非ず、目と雖も例へば俸給中勅任俸給と判任俸給、旅費中内國旅

科目の性質に由り檢束の程度を異にするを要す

流用の適當の注意を要す

豫備金と
流用との
關係

費と外國旅費、應費中消耗品と運搬通信費との如き當初より其目的を異にする者は漫りに其流用を許すを得ず、而して豫備金を以て補充することを得べき費途、又は豫備金を以て支辨する費途の金額を他の費用に流用するときは種々の情弊を生ずべし、故に會計規則は嚴に之を戒め其第十七條に

豫備金を以て補充し得べき費途及豫備金を以て支辨する費途の金額は他の費途に流用することを得ず

と規定し、豫め其弊害を防止す、法規の注意周到なりと云つべし

第三目 現行の大躰

款、項目の區別概ね斯の如し、今一步を進め少しく之を詳説せん、例を陸軍に取り之れを見れば、立法府は先づ本省費、軍事費、憲兵費、屯田兵費等の如く事躰を以て縦割をなし、以て之を款とし、糧食費、被服費、兵器費、彈藥費、馬匹費等の如く費用の目的及其種類に依り稍々精密に横割をなし、以て之を項とす、而して議決は項に依り之を爲すを以て議決科目若くは投票科目の名あり、行政府は事の必要に應じ更に各項を數目に縦割し、以て費途を明にし併せて支拂の整理を便にす、而して尙ほ必要

あるとき節を設けて目を細分し支出の事績を明にす

第四目 科目區分精粗の程度

豫算科目に就き立法府及行政府の爲す所及縦横分割の關係概ね斯の如し、然り而して縦割粗に過ぐるときは檢束の効力薄く弊害隨て生ずるの虞なしとせず、密に過ぐるときは變通の便を缺き徒らに豫算金額を大にし不經濟に陥るを免れず、殊に軍事費の如きは其金高甚だ大なるを以て若し立法科目精密に過ぎ縦割頻繁、例へば第一師團第二師團等を分割し尙其の中にて細かに歩兵、砲兵、騎兵費等を立法的に縦割せば整理上大に便利なるべしと雖も實施上に於ては全躰に涉り糧食費、兵器費等共通の便を失ひ豫算金額大に膨脹し不經濟の結果を來すは論を俟たず、其他各官省に就て之を論ずるも其局課を縦割するときは豫算金額は非常に増加せざるを得ず、故に豫算科目縦横の分割は精粗其中を得、結局立法、行政、司法三監督の効用を失はず、執行繁に失し不經濟に陥らざるを程度とし之を定めざるを得ざるなり、而して既に多年の經驗を積み事の常躰に在る者と新設にして尙ほ試験中に在る者とは大に其趣を異にするを以て、之に關する科目分割の程度亦大に斟酌

酌する所なきを得ざるなり

第三節 豫備費

第一目 豫備費の集合及分割

元來豫備費は天災地殃の如き豫算編製の當時に於て人力の得て期する能はざる偶然の出來事に對する費用支辨の爲め、又は恩給費、訴訟費等の如く他働的に屬し止を得ざる豫算の不足を補ふ爲め設置する者にして其源を憲法に發し其種類及取扱方法は會計法及會計規則に於て之を規定し、國家經營上缺く可らざる設備に屬す、今第一に論ずべきは豫備費は一緒に纏めて之を國庫に置くべき哉、又は必要に應じ之を各省に分配すべき哉と云ふ問題はなり曩に科目の分合に付て論じたる趣意より之を見れば豫備費は無論國庫に之を取纏むるを以て得策とす、今之を各省に分賦せん乎、各省は自己の目的に應ずるに足るべしと思考する金額を請求し、勢ひ豫備費總額の金高を膨脹するの結果を來すべし、之に反し之を國庫に纏めん乎、其總類中より各省が必要に臨み現に需用する金高を支出し之を支辨する

ことを得べくして、各省が見込を以て其高を豫算するより比較的小額の豫算金額を以て其目的を達するを得べし

第二目 豫備費に關する制度

我憲法第六十九條には

避くべからざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くべし

と規定し、會計法は之を受け其第七條に

豫算中に設くべき豫備費は左の二項に分つ

第一豫備金

第二豫備金

第一豫備金は避くべからざる豫算の不足を補ふものとす

第二豫備金は豫算外に生じたる必要の費用に充つるものとす

と規定し以て其用途を明かにす、而して會計規則は復た之を受け其第十六條乃至第二十四條に細かに其取扱に係る順序、方法及制限等に關する事項を規定し、殆ど

第二豫備
金支出に
就き勅裁
の必要

遺憾なきの域に達す看官請ふ之を參觀せよ就中其第十八條の如きは特に注意を促すの價値あるものとす。抑々豫備金を以て補充し得べき費途は他働的の者たらざるを得ず、若し計畫又は給與等に關する費途に向て豫備金の補充を許すが如きことあらば百弊茲に生じ立法の監督其要を失し、議會決議の効用其半を失ふに至らん豈に慎まざる可けん哉、而して第二十二條は第二豫備金の支出は勅裁を請ふべきを命ず、夫れ第二豫備金は其素質上豫め其項目を定むる能はず其支出は全く豫算外に屬す、而して其情態は頗る重大にして責任の係る所甚だ重く支出の金額亦概ね多大なり、故に其處措を鄭重にせざるを得ざるや論を埃たず、宜なる哉法規の是に留意する甚だ重し、其之を國庫に纏めん乎各省に分賦せん乎の問題に付て其得失は既論の如く、而して法規亦能く余輩の意を得たり、即ち會計法第七條には「豫算中に設くべき豫備費」云々と規定し、會計規則第十六條には

豫備金は、大藏大臣之を管理す

と規定し、以て之を國庫に統一することを明にす、豫算亦其編製を法規に受け豫備金を以て大藏省所管の一款とす、伊太利の如きは之を各省に分賦す其徒らに豫備

金額を膨張し國家に寸功なきは論を埃たず

第三目 豫備費の金額

今豫備費の論を終らんとするに當り尙ほ茲に一言すべきものあり何ぞ哉、他なし議會に於て百方經費を減せんとするに當り他に減少すべき費目を求めて之を得る能はざるに際し豫備金を減ずる事是なり、是れ紙面上の減少にして實際の減少に非ずして、固より一兒戯に屬するものとす、何となれば元來豫備費は支出すべきの事件起て後ち之を要し而して第二豫備金の支出に屬する費途の如きは假令豫算に其金額なきも到底之を支出せざるを得ざるもの多ければなり、若し夫れ臨時必要の費用にして豫備費に依るを得ざらん乎、臨時議會の召集又は責任支出に依らざるを得ず、申譯的の豫備費減少の如きは識者の笑を買ふに止まり、雷に世に寸益なきのみならず却て多少の勞費を要し、施設の敏捷を妨げ不利不便を醸成するの虞あり、苟も國家を以て任ずる者の爲すべきの業に非ざるなり、畢竟豫備費の金額は之を既往數年の實況に鑑み其目的を全うするに足るの高を存せざるを得ざるなり

豫備費の
減額は實
際の效力
なし

第四節 機密費、恩給及休職給

機密費は
主として
内閣に置
くべきこ
と

國家を經營し機務をして敏活ならしめ以て各般の機能を全うせんと欲せば勢ひ多少の機密費を要す、若し夫れ浪費濫用の如きは固より大に戒めざるを得ざるなり。今茲に吾人の一言せんと欲する所のものは機密費は之を各省に分賦すべき哉將た又之を一括して以て或中心に置くべき哉之を或中心に纏むるを好しとせば其中心は國家の主腦たる内閣たるべきか又は出納の源泉なる國庫たるべき哉の問題是なり、其大體は既に豫備費に就て論じたる如く、或中心を求めて是に之を統一するは之を各廳に分賦するに勝れるが如し、而して機密費其者の素質より之を見るに其統一の場所は國庫に非ずして國家の統治機關たる内閣たる哉論を俟たず、我國の現狀は多く吾人の冀望に背かず、其最多額を内閣に置き陸軍省、海軍省、外務省、内務省の如き最も機敏の働を要し、時に或は一髮の間國家の威信、運命に關するの大事を決せざるを得ざる官衙にありては手元に多少の機密費を有し一呼して支出に應ずるの便なきを得ず然れども分賦其度を失すれば徒らに豫算金額

恩給扶助
料

休職料

増加し、而かも世に寸益なし故に事情の許す限り之を一中心に纏むるを宜しとす。恩給扶助料の如きも之を各省に分賦せんと欲せば敢て爲し難きの業に非ざるべしと雖も斯の如きは之を支出の源泉たる國庫に集むるを好しとす、我國の現制即ち是なり、就中恩給の如きは全體に増加の傾ありと雖も、又増減、過不足の生ぜざるものに非ず、蓋し恩給者は老年者多く頻々缺員を生ずるは數の免れざる所にし、て是に減少の因を爲し、又政治上の改革若くは戰爭等の起るあれば大に其數を増加し、増減を豫測すること難し、故に豫算編製の當時は概して生存者を以て標準とす、今各省に之を分賦するときは、各省は歲計全體に通ぜず、只管ら自己の責任の缺如せんことを慮り十分の金額を請求するは勢の免れざる所なり、故に既論の如く斯の如きものは之を國庫に集むるを宜しとす。

休職給の如きも各省俸給豫算の幾分を割きて之を國庫に纏むるを宜しとす、其効用は恩給扶助料に及ばざるべしと雖も道理に於て差異あることなし、而して休職者も恩給者の如く年長者其多數を占るは自然の勢にして、又改革其他の政變に際して其數を増加すべく増減の勢ひ恩給の場合に酷似するものあり、只其金高に

大小の差違ある耳

三

第五節 補助費

第一目 總論

晩近各種補助費の金額大に増加し、三十五年度に於ては其類實に千四百萬圓を超過し三十六年度は不幸にして不成立に終りしと雖も其提出豫算に於ては更に増加して千五百二十萬餘圓に達し、三十七年度の提出豫算には少しく減少し三十八年度は時節柄少しく減少せしと雖も尙ほ九百三十三萬餘圓を存留し四十年には復た増加して千四百八十餘萬圓となり積羽船を沈め群輕軸を折るの慮なしとせず慮らすんはある可らず。元來補助の得失は經濟論に屬し茲に詳論するを要せずと雖も試に之を一言すれば國家全體の利害に關し世人が之に依て以て其福利を進むることを得べきもの例へば金融、保險、運輸、通信等の機關の如きは時に或は多少獎勵的補助を要することなしとせず。然ども事一地方、一個人、一會社に關し其成敗利鈍は當事者の利害に係るのみにして國家の休戚に影響すること薄き者

又は利害一地方に止まるもの如き之を保護獎勵するの必要なき哉論を俟たず。當に其必要なきに止まらず保護の度高きに過るときは徒らに民財を徵するのみならず國民の自力奮勵の銳氣を挫折し他力依頼の惰心を生じ國家の進運を妨げ其害勝計し得可らざる所のものあり。然りと雖も大國を治むるは固より變通の策なきを得ず。臨機應變時に或は補助補助の要を生ずることなきを保せず只其選擇は之を苟もするを許さず千思萬考大に慮る所なきを得ざるなり。

第二目 地方費補助に就ての注意

經費の區別を明かにし濫用を避んと欲せば努めて國費と地方費とを區分し漫りに國費を以て地方費を補助するの例を廢止せざる可らず。大體に於て費用の區分判明ならざるときは、或は國家の豫算に地方的經費を編入し之を全國に徵し以て一地方に投ずるの不平なきを保せず。而して之を受る所の地方は自ら負擔の重を感じざるを以て其使用を慎まず。動もすれば濫費の弊に陥り國家の豫算と共に地方の其も亦確實なること能はず。世俗に所謂惡錢身に附ずの譬に漏れざるの弊なきを得ず。此區分明かならざるに於ては、地方の事情補助を得るに熱中し自治制

の發達得て望む可らず焉ぞ其繁榮を期するを得ん其區分の標準は自ら判明にして多辯を要せずと雖も試に之を一言せば事業の利益一般に普及し單に一地方又は團躰個人に止らず其經營は國家の命令に基き地方團躰の自由の裁量に任ずる能はざる者は國家の事業として利益一地方團躰又は個人に止まり其取捨地方團躰の裁量に任ずるを得べき者は地方事業とし彼是の區分に依り其費用の出所を異にせざるを得ず今一步を進めて實質に就て之を論ずれば國防郵便電信等の如きは國家の統一を要し警察衛生土木教育等の事業は多く地方的に屬す然りと雖も初等即ち教育窮民救助國道等の事にして其素質國家の管理に屬すと雖も其經營は之を地方團躰に委するを以て便とするものなしとせず是等の事業に對して國家が其費用を負擔全部若くは一部するは時に或は外面に於て補助補給の形狀なしとせずと雖も其實然るに非ずして當然の費用を支拂ふものなり此區分を明にせずして漫に地方事業を補助せん乎弊端百出收拾す可らざるに至るは勢の免れざる所なり慎まざるばある可らず抑々一地方の補助は全國の負擔となり全國各部皆補助を望まば國家は何に依て之に應ずるを得ん補助政略亦窮まれりと云

収入の増
加は大に
望あり

獨占事業
及特別賦
課の收入

つべし然りと雖も此區分を全ふし國家の隆盛と地方の繁榮とを促さんとするに先ち大に講究すべきものあり何ぞや曰く國家的收入と地方的收入とを區分し大に其増加を圖ること是なり夫れ國家は間税を基とし地方は直税を基とするは當然の事にして實際の便宜亦是に存す而して我國間税の收入前途多望なる者少しとせず即ち其主要なる者に屬する森林酒類煙草乙種附錄第五號參觀の如きと雖も經營製造生産に於て學術の應用未だ盡したりと云ふを得ず今之を先進國の例に徵するに進歩の餘地綽々として存す宜く其源を涵養し國家歲入の基礎となすを力むべし之れに加ふるに關稅印紙稅所得稅動産價格差増稅山林收入等の如きを以てせば優に一國の收入を得るに足らん其他必要の生ずるあらば施すべきの策少しとせず臨機應變の事固より机上に談ずべきに非ざるなり而して地方の爲には直稅收入の増加を計り差増の登録増入等特に市府に於ては諸獨占事業の收入を納め米國流の特別賦課スペシヤルアッセスマントを加味し以て諸般の經營施設に當充せば我國各般の施設は先進諸國の如く多數の障礙あることなく期年ならずして其面目を改むる哉疑を容れず此の如く深根固本の策一たび立つに於

ては凡百の施設次を以て進行するを得べく資理興邦の業一に吾人の克勵に屬す、豈に努めざる可ん哉

第三目 補助費は集めて一欸と成すへし

若し夫れ補助補助を必要とせん乎、豫算編製上其金額を主管の各廳に分たず之を國庫に纏めて一欸とし之を受くる所の各實幹を項とし一目瞭然其總高と其事物とを明にするを要す。若し夫れ然らずして其目的の事物と金額とを各其主管廳に分賦するに於ては國民全體は勿論議會と雖も或は其全豹を窺ふに便ならず、當に一斑を見て其取捨を決し臍を嚙むの悔なきを保せず。我國の現制は之を各廳へ分賦す故に豫算上に其全幹を知るに便ならず、輒近政府は特に總豫算説明中之を表出し以て世に公にす、世人之を見て漸く相戒むるの狀なしとせず。論者或は云はん之を國庫の一欸となすは甚だ可なり、茲に百尺竿頭歩一を進めて補助の種類を以て項とし、項中目を以て目的の事物を分たば流用の實茲に開け國費節減の意に副ふを得べしと、是れ一理なきに非らずと雖も、斯の如きは便に過ぎて檢束の効を失ひ目中に於て無數の紛糾を醸發し弱は強の食となり、豫算執行中其議決の意

に反するの結果を生ずるの虞れあり、變通の策を用ゆる須らく事物の選擇慎むべし其紛糾の憂ある者の如きは假令膠柱の譏を免れざるも寧ろ頑然墨守の策を採るを好しとす。是れ所謂不動中の動にして亦一種の變通法たるを失はず、虚々實々玄妙の術此間にあり一片の理論可は則ち可なりと雖も、鯨鯢を切り小鮮を煮る術自ら異なり豈に彼を以て是を推すを得ん哉

第六節 數年度に亘る經費

第一目 繼續費

一 繼續費の必要

歳計豫算は一年度の經營に關し後年度の費目に係るべき者に非ずと雖も、抑々國家の經營は至大至廣大體の通義を踏むと同時に變通の道を講せざる可らず、事業の素質及其規模の如何に依りては勢ひ後年の策を定めざるを得ざるなり。是に於てか憲法は特に繼續費の必要を認め其第六十八條に

特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求む

ることを得

と規定し以て變通の道を開けり。今試に其必要を説んか例へば國防の爲に砲臺を築き或は戰艦を製造するの要ありとせん乎。其事業の雄大なる其設計の精密なる到底一兩年を以て其竣功を期するを得ず。又鐵道敷設軍港要港商港の開鑿等の如きは數多の歳月を要す。若し夫れ是等の事業に要する費用を毎年度の豫算を以て需ん乎。其間不幸にして議會の解散あり。又は議會が初年度に於ては協賛を與へ次年度に於ては之を否決するが如き事あらば國家は非常の不利を蒙り大不經濟の結果を來す哉。多辯を要せず。元來國家立法の大任に當る所の議會が斯の如き前後撞着の所爲に出るは理に於て有る可らざる事に屬すと雖も個人怒るときは道理を失ふと一般多數人の團軀も其憤怒するときは道理を失ふことなしとせず。或は勢に乗じて狂奔し個人の場合より層一層怖るべきの現象を呈するは天下の事實にして史乘其例に乏しからず。天下の事、事大小となく豈に管に理勢如何に依てのみ之を律するを得ん哉。大に慮らざるを得ざるなり。

二 繼續費濫設の弊

繼續費の設置は斯の如く深遠なる主義に依るものなりと雖も、時に或は濫用の弊なきを得ず。元來一事一業を擔任する者は概ね國家の利益を達觀するに精ならず。自己擔當の事業に熱中し成べく完全に成べく容易に成べく敏速に之を成就せんとするは其常情にして固より宥恕すべきものなしとせず。而して議會亦或は地方特殊の關係に依り或は微妙明言す可らざるの事情に驅られ必要ならざるに容易に繼續費に左袒することなきを保せず。若し夫れ特別已を得ざるの必要あるに非ずして漫りに繼續費を許さん乎。是れ財政の屈伸を奪ふものにして非常の不便を來す哉。多辯を要せず。夫れ國家は活物なり。豈に變通機宜を制するの策なかる可ん哉。一斑の爲に全豹を害するが如きは固より不可なり。而して我國繼續費の編製亦完全と云ふを得ず。請ふ少しく之を辯ぜん。

三 繼續費豫算の編製

方今繼續費編製の方法たる其初年に於て總額と年割額とを議定し將來數年に亘るの年額を當初に於て確定す。故に其年割額實際の必要に伴ふを得ず。屢々年額變更の必要を生じ多少の物議を免れず。加之場合に於て國家の計畫を遠き將來に

如何に改
むべき哉

亘り天下に發表するは其利益に於て疑なき能はず斯の如きは大幹の施設に於て不可なるものなしと云ふを得ず而して財政上より之を論ずるも繼續費の如きは多くは臨時費に屬し其費用を國債に求むるもの多し故に當該年度の國債募集額を示すは或は免れ能はざる所なるべしと雖も將來數年に亘り豫め募債の額を示すは固より策の得たるものに非るなり況や年額屢々變動し市場を誘惑するの虞あるに於てをや故に繼續費は漫に之を許すを得ざるは勿論其設置を要する場合に於ても其總額と年數及初年度の額とを定め次年度以降の金額は當該年度を竣て之を定むるを好しとす

四 豫算不成立の場合にも差支なし

論者或は曰はん果して斯くの如くなれば豫算不成立の場合に於て繼續費の効用を失ひ國家は非常の不便に遭遇すべしと是れ其一を知て未だ二を知らざるの説にして固より取るに足らざるなり知るべし我憲法に於ては豫算不成立の場合に於ては政府は前年度の豫算を執行するを得るものにして繼續費と雖も前年度の金額までは當然之を使用することを得べくして決して論者の憂ふる如く事業

増進及年
割額變更
の實況

中止の不便を來すことなきも只だ多少の過不足を生ずるは蓋し已むを得ざるの數なりとす加之豫算の不成立の如きは事の變躰にして成立は其常躰なり天下の事豈に變躰を主位とし常躰を客位に置くを得ん哉論者又或は云はん不幸にして不成立兩三年度を繼續せば即ち如何然れども斯の如きは既に正當の代理者を定め其代理者に疾病事故あるときは如何と云ふが如きものにして固より是れ杞人の憂たるを免れず豈に堂々論戰を爲すの價值あらん哉抑々事を論ずるは常況に據らざるを得ず偶發天下の大勢に關係なき孤獨の事項を促へ來て之を論據とし或は實際有り得可らざる事項を想像し以て立脚の地を得んと欲するが如きは是れ徒らに言を好む者に非ずして何ぞ哉

五 繼續費の増進及其年割額變更の實況

斯の如く繼續費の効用は國運の進歩を圓滑にし國家の大計に於て固より必要缺く可からざるの設備なりと雖も利のある所弊害之に伴ふの譬に漏れず其濫用は財政の屈伸を妨げ市場を誘惑す而して其方法如何に依りて或は政略上の不便を醸成し或は募債の不利を來すの虞なしとせず豈に慎まざる可んや然るに近年

我國の實況は學理の指導に隨はず吾人の冀望に伴はず繼續費の設置年に多を加へ而かも其變更の頻繁なる大に戒むべきものなしとせず請ふ試みに其實況を左に表出せん

三十九年度

豫算額

三一、一一五、一二一円

五月現計

三一、二六五、四三九

翌年度繰越額

一三、二三二、七〇五

不用額

一〇、一六〇、八五〇

備考

一 翌年度繰越額の内には四十年法律第二十二號に據り帝國大學特別會計へ繰越たる拾五萬四千九百九拾七圓を包含す

一 不用額の各年度に比し多額なるは鐵道建設及改良費、北海道鐵道敷設費に屬する殘額を豫算編製上の結果繰越を要せざりしによる

不用額は前例に依り豫算額に前年度分に於ける翌年度繰越額を加へたる

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

にへ我

四十半期
三十九半期
三十八半期
三十七半期
三十六半期
三十五半期
三十四半期
三十三半期
三十二半期
三十一半期
三十半期
二十九半期
二十八半期
二十七半期
二十六半期
二十五半期
二十四半期
半期
...

第二編 第一卷 豫算及決算

三〇

第一表 繼續費一覽

ものより現計及翌年度繰越額を差引きて算出せり

繼續費各年度割調

一四十年度	一一三、八四三、三九八、〇〇〇
一四十一年度	一〇九、五三〇、九五一、五七七
一四十二年度	一〇二、九七七、五八一、七四九
一四十三年度	九〇、七九四、九三七、三八九
一四十四年度	八一、七九八、七四一、一〇一
一四十五年度	六六、三〇八、九五八、〇六〇
一四十六年度	五〇、〇八四、四九五、五二一
一四十七年度	五、八八〇、九九四、〇〇〇
一四十八年度	二、三九五〇、九五五、〇〇〇
自五十四年度	六四四、八一〇、一二三、三九七
至五十四年度	
總計	

第一章 豫算の編製及執行 第六節 數年度に亘る經費 第一目 繼續費

繼續年額の變動に就き既往の實績夫れ斯の如し而して其期間の延長甚しく其間變更なからんと欲すと雖も豈に得可ん哉諺に曰く來年の事を云へば鬼が笑ふと夫れ然り今若し十數年後に係る事項を論ぜん乎只に牛頭馬頭の冷笑を買ふのみならず閻魔と雖も其威嚴を保つ能はず呵々大笑閻府爲に震動するに至らん繼續費の事豈に夫れ注意せずして可ならん哉政府も是に見る所ありて三十六年度提出豫算には其改正を試みたり不幸解散の爲め其目的を達せざりしと雖も既に改正の端緒を開き三十八年度提出豫算は本目所論の趣旨に基き編製せられしと雖も惜ひ哉議會の容るゝ所と爲らず四十年度に於ても尙ほ改めず豫め撥て痒を待つの愚に陥り依然として舊式を存す

第二目 豫算外國庫の負擔となるべき契約

茲に又其素質趣旨を異にすと雖も其目的稍々繼續費に類し國庫後年の負擔を一齊に一年度に於て定むるものあり何ぞ哉豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲す事是なり是れ帝國憲法第十二條第三項に
國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲す

豫めに年度
外に渉る
費用を定
むるの必
要

は帝國議會の協賛を経べし

とあるに基りし學術教員の招聘出版物の繼續購入等の場合に適用するものにして立法の意蓋し國家をして支拂義務の履行に差支へなからしめんとするの注意に出るものにして其主趣に於て固より間然する所なしと雖も適用其度に過ぐれば是れ亦多少後年を束縛するの結果なしとせず抑々議會は毎年之を招集し毎年度の費途を議せしむる者にして毎年の費途は毎年新に其議定する所と爲るを當然とす區々の事情の爲め後年の財政行爲を束縛するは憲法の要義に背き實際の運用に便ならず畢竟前記繼續費及本節所論の契約の如きは固より除外の便宜法なるを以て其適用は可成之を狹隘ならしむるを原則とす適用其度を得ざれば則ち財政の彈力を奪ふの虞れあり抑々夫れ豫算は議會集會の始に於て之を提出すべきは會計法の命ずる所たり而して議會は毎年之を召集し其開會の始に於て豫算を議せしむる所以のものは立法の意先づ歲計を豫定し之に依りて一週年の謀を定むるを期するに在る哉疑を容れず故に特別の必要なくして豫め後年の費途を定むるは法の精神に違ふものと云ふを得べし況や爾後數年に亘り其金額を定

むるに於ておや

第七節 工事費及物品材料の供給

第一目 工事及物品供給の集中

前節記載の繼續費に依る所の大工事は勿論普通官衙の工事及物品材料の供給に就て尙ほ大に論ずべきものあり請ふ少しく之を述べん、餘言は暫らく之を措き今中央に政府の工事及物品供給の任に當る所の一局を設け法規を嚴にし、官紀を肅にし之をして建築大修繕及普通の備品消耗品供給の事を掌とらしめ、各官衙の新營修繕、備品消耗品に係る費用及之を掌る所の技師、技手、書記等の俸給を此中央機關に集め、各官衙に於て新營修繕及物品の需要あるときは此の中央局に其設計經畫を依頼し又は物品の需要を爲し、各應に於ては雨漏、風防等の如き應急の小修繕のみに従事し且つ各應に於て不用に屬する物品は之を中央局に復歸するものとせば變通の便大に開け多額の經費を節するを得べき哉疑を容れず英國の如きは中央に工事局なる者ありて各應の工事を掌り併せて物品供給の任に當る故に

各應は應
急工事は
速に從事
す

目下は甚
だ不便な
り

事能く其目的に副ひ浪費濫用を防ぐ上に於て大効あり往時我國に於ても工部省の設けありて土木工事を司掌したるの例あり、今少しく之が規模を擴張し砲臺、艦船の建築等兵事秘密を要するものは固より除外せざるを得ずと雖も、内外古今の例に鑑み、前記の一大局を中央に設置せば之れを現制の如く各應に分ち各々吏員を備へて之に當らしむるに比して其利害固より同年の論に非ざるなり、斯の如くせば各應の建築大小、精粗其分を得べくして事始めて其目的に副ひ、使用の物品又其品等を均ふすることを得べし、方今各應の建築修繕宜しく精なるべくして精なるを得ず、粗にして其目的を達するを得べきも壯麗結構共に分に過るものなしとせず、物品亦品等を均ふせず、或は封筒脆弱に失して郵務當局却て不便を感じ、或は紙質堅韌吏員開封に苦しむの例なしとせず、而して試験室の建築設備の不完全なるに代へ、講義室の美麗堅牢に驚くの場合なしとせず、斯の如き不倫の奇觀は中央工事局の設置忽ち之に醫するを得べし、加之現制の下に於ける技師、技手の配置は其當を得ず各應に適任者を得ること難くして、一應に敏腕熟練の士を得以て牛刀の憾あるも、他應に於て擔任の士其術に堪能なる能はざるの歎なきを得ず、又一應

に於て事務閑散にして吏員脾肉の歎あるも他應に於ては事務繁劇奔命に疲るゝの憂なしとせず其間兼務囑託等の事はれ多少事情を緩和すべしと雖も之を一局に集むると其便否果して如何智者を俟て後ち知らざるなり

大口の購買

政府の工事及物品供給の一局を設くるの便益瞭然争ふ可らざるは既論の如しと雖も茲に又一他の便利ありて存す他なし仲人の使用を減じ需用物品を一齊大口に購入するを得るを以て口錢を省き割引を得隨て廉價を以て需用品を得る事はなり物品の購買巨多なれば水陸運送費に於ても亦割引を得るの便あり是れ經費を減少するの一端たり而して仲人を省略するの利は只に口錢の關係のみならず官紀取締の上に於て間接の利益なしとせず茲に於て哉宇國に於ては兵餉は成べく之を附近農民より購求すべし又兵餉購入の爲には特に繰上支拂命令を發することを得るとの規定あり夫れ國庫の計算是利子勘定の爲に拘束を受けず之が爲め特に大藏省證券を發する場合の外繰上命令國庫の爲め何かあらん露國に於ても兵餉を直接に農民より購入するの例あり是れ農民保護の主意に出るものなりと雖も亦以て仲人使用省略の一例たるを失はず國家大兵を養ふに當りては

外國の例

大小漏す可らず

經費の節用と生産者保護とに鑑み一考の値なしとせず然りと雖も弊害は不測邊に發す一齊大口の購買亦常に弊なきを得ず弊一たび生ずれば小口競争の方法復た之を試みざるを得ず故に大口の購買を試みると同時に競争の方法亦之を廢するを得ざるは勿論なり夫れ國家の歲計は兵餉の大なるより紙屑の小なるに至るまで羅拉して以て漏すことなきを要す軍備の大を論じて紙屑の小なるを忘るは財政其精を得たるものと云ふを得ず故に各省の紙屑も之を取纏めて中央物品供給局に送付し同局に於て之を漉き返して諸般の用紙に充るを好しとす外國に於ては銀行と雖も尙且つ注意を紙屑に及ぼすものあり一銀行にして既に然り政府紙屑の貴重なるを知るべき耳豈に之を輕々看過するを得ん哉而して政府收入の大部分は固より税金より來るものなり事細微に涉ると雖も費用を節し納税者の利益を保護せざるを得ざるは固より論を俟たざるなり

第二目 山林の利用

中央土木供給局に附隨し材料供給の事亦大に考究せざるを得ず元來土木建築の事業は巨額の材料を要す鐵道の材木電務の電柱に於ける孰れも木材を要する

利用の方
法

夥多にして、其他各廳の建築修繕に要する木材實に少しとせず、然るに是等の材料を普通の歳入を以て購入するが如きは計畫其宜きを得たるものと云ふを得ず、國家にして山林を有せざらん乎、吾人亦何を乎云ん、國家若し豊富なる山林を有するに於ては何ぞ輪伐區域を定め自己所要の材木を自ら供給するの道を講ぜざる、自ら其術を盡さずして民財を徴するが如きは固より策の得たるものに非ざるなり、宜しく國中須要の場所を選び數多の貯木所を設置し、伐截の好期に於て輪伐區より木材若干を伐出し之を貯木所に收容し自然の乾燥に人為の乾燥防腐の術を加へ、倉庫出納の爲には一の特別會計を設け以て出納を明にし、各廳は豫算額以内に於て其需用する所の木材を倉庫に需め倉庫は木材を拂出し領收證を受け之を國庫に納付するときは一錢の現錢を要せず民財を徴せず、單に物品收入を以て國家の收入を増加し巨額の木材を供給するを得べし、而して餘材あれば之を民間に賣却し以て國家の收入を増加する亦可なり、物品收入の例は沖繩縣の砂糖琉球飛白八丈島の八丈編等にあり之を行ふ實に易々たる耳、輓近歐米先進國に於て木材防腐の術太に行はれ則るに足るもの少なからず以て大に利用すべきなり、而して森

木材の需
用及外國
の例

林收入の事豈に木材に止まらん哉、竹材の如き亦其一要部たり、即ち治水工事に於ける蛇籠製造の如き竹材需要の大部を占むるものにして舊幕府時代の如きは頗る之に留意し有名なる竹藏の設けあり、殊に艦材の伐截貯蓄に就ては最も周到なる注意を示せり、古人の國家經綸の衝に留意する深しと云つべし、輓近各國に於て建築、造船等の材料として金屬を使用すること頗る多く殊に鋼の使用夥しく一見木材の使用を減ぜしに似たりと雖も其實大に然らず、人口の増加と人文の發達とは木材の使用に愈々増加を來し電柱、枕木、鑛山用杭柱、道路建築用片木(ブロック)摺付木、抽製紙原料、塞子用等往時に於て木材の需用甚だ少なく又は全く之なかりし方面に於て其需用夥しく年に其多を加へ、専門家の調査に依るに其消費高之を四十年前に比するに正に二倍を増加せり是に於て各國銳意山林事業を經營し其結果頗る見るべきものあり、今其一二の例を擧ぐれば西曆千九百五年度の豫算に於て李滯西の山林原野の收入は一億千九百六十五萬餘馬の巨額に達し、佛國の如き山林に名なき國にても尙ほ同千九百七年度の收入豫算高は五千七百五十一萬餘法にして其林業の進歩の如きは近年殊に顯著なるものあり、西曆千九百年の巴里

我國の山
林は睡眠
の情態に
あり

萬國博覽會に於て佛國林業の出品は大に世界の人目を惹けり。抑々木竹材の伐截貯蓄は國家經濟の一部にして輕々看過すべきの問題に非ず。宜しく古今内外の事例に鑑み學術の應用に怠らず、天然の利益に従ひ人爲の術を加へ、前陳諸般の利益を收め以て國家の收入を援助し併せて森林事業の發達を期すべきなり。今哉我國森林は殆ど睡眠の情態に陥り四十年度の豫算に於ては僅かに七百八十四萬餘圓を見込み森林資金繰入の二百四十六萬餘圓の如きは臨時收入にして永久の者に非ず、漸次減少を告げ將に數年を期して皆無に歸すべきものとす。而して我國人士の森林を愛せざる實に驚くべきものあり、其濫伐盜伐の甚しきは論なく、今之を清國漢口枕木貿易の實況に徴するに我國より輸入に係る者は概ね生木にして只に適當なる防腐術を施さざるのみならず乾燥不十分にして疊を生じ易く輸入總額一割の不合格品を生じたるの實例あり、是れ三十五年七八月頃の實況なり。爾來著しき進歩なり三十九年に於て日本産の枕木一本の代價は凡そ一圓二十五錢にして米國産、佛國産に比較し六割乃至七割の低價なるも輸入者は尙ほ我國産を排して已まざるの勢あり、是れ他なし米國産の者は代價高しと雖も乾燥十分にして適

當の防腐術を施し耐久力に於て我國産に三倍するを以て敷設後修繕等の手数を要する少きの利あるに由る(日本産は二年乃至三年木質に於て天然の不利あれば之を林業根底の改良に埃つの外なしと雖も、單に乾燥及防腐劑等に不注意なるが爲め此不利に陥り、彼の一本の伐木に對し我は三本を伐木せざるを得ず、剩さへ輸入品一割の不合格を見るが如きは實に吾人の遺憾とする所なり。況や晩近の報告に依るに検査輸入済のもの雖も尙ほ且つ疊を生じ其使用を嫌惡するの情益々加はるの勢あるに於てを哉、其不經濟にして經濟宜を得ざるや論なき耳。然りと雖も我國森林の實力豈に今日に止まらん哉、其力能はざるに非ずして施設未だ其全を得ざるなり、前途の多望なる多辯を要せず。我政府も茲に見る所ありて三十八年度豫算に於て新たに國有林作業費なる一款を設け從來の立木賣却の方法を止め伐木製材の費用として二十八萬餘圓を請求し議會亦之を可決したるは林産物利用の爲め一步を進めたるものと云ふを得べし、爾來少しく經營する所なしと雖も四十年度の森林費豫算は三百五十二萬餘なるを以て前記七百餘萬圓の收入は頗る輕少なるの感なしとせず。

第八節 臨時收入と經常費との關係

第一目 總論

國家の歲入歲出に經常臨時の區別あり、我會計法風に之を認め其第六條に

歲入歲出の總豫算は之を經常臨時の二部に大別し各部中に於て之を款項に區分すべし

と規定し經常費は國家生存の爲め要する恒久の費用を支辨し臨時費は一時特定の事件又は事業の費用支辨の爲に要する者たるは世人の熟知する所なり、夫れ然り然らば即ち臨時收入を以て經常費を支辨するの不可なる知るべき耳抑々財政の鞏固を保たんと欲せば出納の實況管に經常收入を以て經常費を支拂ふを得るのみならず臨時費と雖も其幾分は經常收入を以て之を支辨するを得るの域に在らざるを得ざるなり、何となれば日進の世運に際會しては事物の改良進歩の爲め頻年臨時費を要し其素質に於ては依然臨時費たるを失はずと雖も、事實上經常費用と其選を異にする能はざるもの多ければなり、而して一國の財政にして經常收

入を以て臨時費の大部分を支辨するの地位にあるを得ば夫れ之を財政の鞏固を保つものと云ふを得べし、(財政基礎の鞏固と財政經理の完好とは自ら別殊の事に屬す看官請ふ之を諒せよ)

第二目 臨時收入の實質

經常歲入臨時歲入の實質は世人の熟知する所にして之を嘔々するを要せずと雖も、今試みに臨時歲入の著しき者を舉れば國債募集金諸種の寄附金、官有財産の一時若くは年期刊付の賣却代價、森林の臨時伐木賣却代、不用物品質賣代等なり、而して外國より受る所の償金の如きは時に或は巨額に達する場合なきに非ずと雖も是れ固より臨時中の臨時に屬するものにして財政金融の問題に於ては之を論外に措かざるを得ず、臨時收入の實質夫れ斯の如し果して然らば之に依り經常經費の支辨を計るの不可なる論なき耳

第三目 恒久の費用支辨は臨時收入に依頼す可らず

經常經費は經常收入を以て之を支辨せざるを得ざるは論を俟たず、今個人の場合を以て之を例せんに茲に一家主あり其恒産より生ずる收入を以て一家の計を

第一章 豫算の編製及執行 第八節 臨時收入と經常費との關係 第一目 總論 第二目 臨時收入の實質 第三目 恒久の費用支辨は臨時收入に依頼す可らず

第二表

年 度	經常歳入出		臨時歳入出	
	左	右	左	右
三一 (決算)	一三二、八六九、三三五	一一九、〇七二、一四四	八七、一八四、七九一	一〇〇、六八五、四二四
三二 (全上)	一六七、六二七、二六七	一三七、五九〇、四一七	八六、六二七、二五七	一六、五七五、一一九
三三 (全上)	一八〇、五〇九、五一八	一四九、一三四、一六六	一一五、三四五、三四九	四三、六一五、八九二
三四 (全上)	一九〇、三六四、八三六	一六〇、三六三、五八二	八三、九九四、二四一	〇六、四九三、二四一
三五 (全上)	二〇九、五九一、七三五	一七一、〇五九、八〇七	八七、七四九、六八八	一八、一六六、九二五
三六 (全上)	二〇九、二八八、〇〇〇	一六七、七二一、二四六	四七、五一七、五九五	七九、七一一、二四七
三七 (現計)	二四六、九七七、〇三七	一二六、九六三、七八九	八〇、四八九、八九八	一五〇、〇九一、八九八
三八 (豫定)	二五五、三八六、五二〇	一二五、四四六、二七四	一七八、三二二、二三六	二三九、四四〇、三四一
三九 (全上)	三九一、一八六、九五八	三五四、九二五、四七五	九六、七一六、六一四	一三二、九七三、〇九七
四十 (全上)	四二四、二八五、六一六	四一二、二七九、三一六	一九二、一六九、七四二	二〇四、一六一、七三二

軍事費ハ畧ス

由是觀之我國財政は往年に於ては頗る順況を示し明治三十五年度は經常歳入出の間に三千七百餘萬圓の差違あり、三十四年度の如きは經常費を以て臨時費總額の凡そ一割七分を支辨し得るの好況を呈し、三十六年度及三十七年度の豫算は不幸にして不成立となりしと雖も臨時議會の結果に依り之を見るに前記の如く尙ほ三四千餘萬圓の差違を示し、三十八年度決定豫算に於ても亦巨額の差違を存せり、而して此事たる固より數字上の事實にして所謂骸骨的事實に屬し毫も修飾の之に加はるなし、當時世人財政に向て喟々せしも是れ見易き事實と數字とに就て研究の勞を取らざるに坐せり、然りと雖も三十九年度以降は大に其事情を異にし同年度より各種の臨時増税を永久税と爲し之を經常歳入に編入し、四十年に至りては時臨軍事費の殘餘を以て纔かに收支を彌縫す、所謂足を削りて靴に適し頭を殺ぎて冠に便にするの譏に陥るなくんば實に望外の幸福なり、今にして一大革新を加ふるに非ずんば近き將來に於て困難なしとせず寒心の至りなり

第五目 露國財政の近況

一 歳出及國債の増加

又露西亞の財政は一種不可思議の現象を呈し往々世人をして其真相を窺ふ能はざらしむるものあり、請ふ少しく之を述べん

抑々露國の歳計豫算は皇帝に對する大藏大臣の一報告書にして毎年露曆一月一日を以て發布せらる今試みに西曆千九百二年の該國財政の報告を見るに歳入凡そ二十一億三千三百三十六萬圓歳出凡そ十九億七千八百三十八萬圓歳入殘餘凡そ一億五千二百九十八萬圓なり、其所謂借錢政策中に斯の如く巨大なる歳入殘餘あるは頗る異數の感なきを得ず、而して歳出の増加に至りては更に驚くべきものあり、即ち西曆千八百八十五年と同千九百二年とを比較するに前者に於ては歳出九億一千三百十四萬圓なりしに後者に於ては前記の如く二十一億圓以上に増進し實に十三割三分を増加し西曆千九百四年の現計は更に増加して約二十七億三千八百萬圓となれり、然るに西曆千九百五年十一月に發表せられたる決算に據れば歳計の不足額三億千七百十萬圓に達し、前年度中に募集したる國債は委皆編入濟なり、累年追送して同五年度に於ても約四億の短期公債を起して之を彌縫し同六年度に於ては豫算に於て臨時部に四億八千百十萬圓の不足を示し本年度即

露國鐵道
建設費の
巨大なる
原因

ち西曆千九百七年度の經常歳入は二十五億圓を豫算し、第二回國會との關係に依り後半期に至らざれば確定するを得ずと雖も先づ三ヶ月分を六億四千三百萬圓とし進行せり、臨時費は前年度剩餘と本年度收入の自然の増加に依頼するの計畫なりと傳へらる、大國財政の經營素より容易の業に非ざるなり、方今四海の大勢歳出の増加は邦家の免れ能はざる所なりと雖も露國の如きは蓋し稀れなり、而して其國債の増加の如き殆ど人をして信據し能はざらしむる所のものあり、即ち西曆千八百七十七年七月露土戦争の初期に於ける十九億六千七百萬圓(内十七億六千七百萬圓は外債)より急に増加し、三十七八年戰役前既に世界の第三位を占め西曆千九百六年に至り八十六億五千萬圓(内三十二億餘萬圓は金債と稱する者にして即ち外債なり)の巨額に達し第二位に進めり、第一編第一卷第九表參觀、元來西曆千八百八十七年より同千八百九十九年即ち第十九世紀の終に於て歐洲大陸は一般に太平を樂みしに露國は其間國債を増加すると十七億五千萬圓の内十二億一千万圓は鐵道敷設に使用し一露哩凡そ我九丁にして英哩の三分の二の建築費平均十萬九千五百圓の巨額に達し之を隣國なる瑞典の五萬四千五百圓に比して甚だ

高く、世界有数の高價を以て目せらるゝ北米合衆國の六萬三千七百留に比するも尙ほ凡そ六割の高價を見るの實況なり、是れ主として内國製の鐵を使用し爲に費用を増加すること約三億留に達せしに由らざるばある可らず、合衆國亦非常の保護國なりと雖も終に露に及ばず、而して鐵道の延長及其收支等を見る更に驚くべきものあり、即ち西曆千八百九十二年より同千九百二年に至るまでの十ヶ年間に二萬八千八百露哩より五萬三千露哩に延長し費用十億五百萬留を要せり、然るに前後の總計を合すれば都合十五億留となる、今専門家の説に據るに若し外國の鐵と勞力とを使用するとせば凡六億留を以て、同線を複線と爲すを得べきとの事なり、其差違甚だしく信を措く能はざるに似たりと雖も露國政府は西曆千八百八十四年乃至同千八百九十五年に鐵道の爲め内國鐵を使用せしこと一億千三百萬、ブドにして爲めに費用を増加せしと九千二百萬留、爾後同一原因に依り三億留の費用を増加せし、の事實に徴すれば夫れ或は信を措くに近からん乎、而して其損失額は前記十ヶ年間に鐵道の爲め起りし公債元利の支拂を除き六億留にして西曆千九百三年には収入不足七千三百萬留、戰爭の初年には四億留に達し、軍事輸送よ

りの収入は差引く、第二年の額は更に大なるべきも露の近情最も錯雜にして其真相を得るは内外の共に難しとする所にして事實に近き精數は殆ど之を得る能はざるなり

二 疑の點

斯の如くして露國政府は西曆千九百年より同千九百三年までに外債のみにて都合三億五千六百萬圓を増加せり、事件發生以來の増加は前章記載の如し、同國公債の増進實に驚くべきものあり、而して當時露國の財政は表面上非常の好況を呈し、其豫算決算は常に殘餘を示せり、是れ前記募集高と鐵道資金高との差違五億四千萬圓を經常部に繰入れ、歲入殘餘の外觀を裝ひ、露國公債の價格を維持するに努めたるものに非ざるなきやの疑は世人の胸中に蟠る所にして敢て無理とも云ひ難し、然れども輒近露國歲入の増加は著しき顯象にして英人デロン氏の調査に據れば西曆千九百二年を以て終る所の十三ヶ年の間に其増加實に九億三千七百九十五萬餘圓の巨額に達せり

三 露國收入増加の真相

今其内容に入り之か項目を見るに増加は主として酒類專賣(二十九留十「コベツクス」の酒價に廿一留の專賣收入、本頁十行「十割」の下に同上にて六十五「コベツクス」の燐寸代價中に三十「コベツクス」の税金を包含す、本頁第十行「十割六分」の下に同上廿七留十一「コベツクス」の糖價中に七留の税を含有す)鐵道收入(民業とすれば收入は民の懐に入るものなり其を國庫へ移せしのみ)造幣局收入、御料山林收入及關稅にありて他は微々として論ずるに足らず、即ち西曆千八百八十九年には是等の收入五億二千七百三十七萬餘圓にして同千九百二年には十二億三千三百四十五萬餘圓に増加し同時に租稅收入は四億四千七十九萬餘圓より六萬七千二百三十萬餘圓の増加に止まれり、而して其増加も亦自然の増加に非ずして稅率の増加に依るもの頗る多く即ち燐寸稅の増加十割、砂糖稅の増加十割六分の如きは其最たるものなり、抑々砂糖は露國人民の最大需用品にして他國に比して一層缺く可らざるの事情あり、然るに現行輸入稅は砂糖一本百二十英斤に付二十九志七斤にして精糖同上三十九志五斤なり、而して近年倫敦市場に於ける糖價は中物一本最高十三志九片なるに依り露國に於ては税金のみにて英國の市價より遙かに高價たら

ざるを得ず、故に砂糖の消費は英國の一人一年は八十四英斤に對し露は僅かに十三英斤に止まる、兩國人民生計の難易實に同年の論に非ざるなり、坤第二編第一卷第十二章第四節第二目參觀又試みに其隣國なる獨逸に比較するに露國の麥酒及煙草稅は獨の其に三倍乃至四倍し砂糖稅及石油稅は一倍半乃至一倍四分の三に達す有名なる石油生産國にして此實ある誠に異數の感なきを得ざるなり

今一步を進めて露國財政の要領を摘述すれば極端に民力を徴し又官業を努め毎年約一億六千二百萬留の殘餘を得と雖も、鐵道其他の臨時費の爲め約二億六千四百萬留を要し少くとも其不足約一億二百萬留は毎年之を借入れざるを得ず、依て前記十二ヶ年度中に總計約十七億五千萬留を借入れ臨時費として約十二億四千八百萬留を使用せり(前記不足額と略々符合す)而して其差違凡そ三億留は之を蓄積す、有名なる露國國庫遊金なる者即ち是なり、已ぬる哉其名美なりと雖も仔細に其實を窺ふときは是れ借金の使用殘にして之を露の有と云んより寧ろ佛の有たるの觀なきを得ず、而して露國は其死藏金に對し利子支拂を辭せず一種異様の財政と云はざるを得ず

國庫遊金の真相

露國財政の奇觀